

業務取扱要領

59501—59800 育児休業給付関係

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59501ー	第 1	制度の概要等	1
59510			
59501ー	1	制度の概要	1
59510			
59501	(1)	育児休業給付の受給資格	1
59502	(2)	給付の種類及び支給額等	1
59503	(3)	出生時育児休業給付金の支給対象となる休業	2
59503-2	③-2	育児休業給付金の支給対象となる休業	6
59503-3	③-3	1 歳又は 1 歳 6 か月に達した日後の期間について休業が必要と認められる場合（延長事由）	10
59504	(4)	申請手続の主体等	14
59504-2	(4-2)	「受給資格確認票・出生時支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の個人番号に係る取扱い	15
59504-3	(4-3)	「受給資格確認票・（初回）支給申請書」等の本人署名の省略に係る取扱い	17
59505	(5)	支給の頻度及び支給申請の期間	17
59506	(6)	船員に対する育児休業給付	18
59511ー	第 2	出生時育児休業給付金の支給申請手続	20
59550			
59511ー	1	概要	20
59520			
59511	(1)	概要	20
59521ー	2	受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定	20
59530			
59521	(1)	休業開始時賃金月額証明書の提出	20
59522	(2)	育児休業給付の受給資格の確認の申請	21
59523	(3)	育児休業給付の受給資格の確認	21
59524	(4)	休業開始時賃金日額の算定	24
59525	(5)	払渡希望金融機関口座の確認	24
59526	(6)	受給資格確認申請の期限に係る取扱い	24
59527	(7)	被保険者が支給申請手続を行う場合等の取扱い	25
59531ー	3	出生時育児休業給付金の支給申請に係る取扱い	38
59540			
59531	(1)	支給申請期間	38
59532	(2)	添付書類	38
59533	(3)	支給要件の確認	40

59534	(4)	支給額の算定	40
59535	(5)	支給決定等の通知	41
59551ー	第3	初回の育児休業給付金の支給申請手続	42
59600			
59551ー	1	概要	42
59560			
59551	(1)	概要	42
59561ー	2	受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定	42
59570			
59561	(1)	休業開始時賃金月額証明書の提出	42
59562	(2)	育児休業給付の受給資格の確認の申請	42
59563	(3)	育児休業給付の受給資格の確認	42
59564	(4)	削除	42
59565	(5)	休業開始時賃金日額の算定	42
59566	(6)	削除	42
59567	(7)	払渡希望金融機関口座の確認	42
59568	(8)	受給資格確認申請の期限に係る取扱い	43
59569	(9)	被保険者が支給申請手続を行う場合の取扱い	43
59571ー	3	育児休業給付金の初回支給申請に係る取扱い	45
59580			
59571	(1)	支給申請期間	45
59572	(2)	添付書類	45
59573	(3)	支給要件の確認	46
59574	(4)	支給額の算定	47
59581ー	4	支給決定等の通知等	49
59590			
59581	(1)	受給資格の確認のみが行われた場合の通知等	49
59582	(2)	初回支給申請が同時になされた場合の通知	50
59591ー	5	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	53
59600			
59591	(1)	申請月にあわせた支給申請に係る周知	53
59592	(2)	初回支給申請の申請日の通知等	53
59593	(3)	第2回目以降の支給申請の支給申請期間の指定等	53
59601ー	第4	第2回目以後の支給申請における取扱い	58
59630			
59601ー	1	1歳に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い	58
59605			
59601	(1)	延長事由の申出に係る支給申請	58
59602	(2)	延長事由の申出等	58

59603	(3)	延長事由及び期間の確認	59
59604	(4)	延長期間の取扱い	67
59605	(5)	延長に係る支給単位期間の支給申請期間	67
59606ー	2	1歳6か月に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱	
59610	い		71
59606	(1)	延長事由の申出に係る支給申請	71
59607	(2)	延長事由の申出等	71
59608	(3)	延長事由及び期間の確認	72
59609	(4)	延長期間の取扱い	79
59610	(5)	延長に係る支給単位期間の支給申請期間	79
59611ー	3	第2回目以後の支給申請手続	81
59620			
59611	(1)	支給申請期間	81
59612	(2)	添付書類	82
59613	(3)	支給要件の確認	82
59614	(4)	支給額の算定	82
59615	(5)	支給決定等の通知等	83
59616	(6)	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	83
59617	(7)	職場復帰後再度の育児休業給付の取扱い	83
59631ー	第5	1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付	84
59670			
59631ー	1	概要	84
59640			
59631	(1)	概要	84
59641ー	2	支給申請における取扱い	92
59650			
59641	(1)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給申請	92
59642	(2)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間に係る記載	92
59643	(3)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付要件の確認	92
59644	(4)	1歳から1歳2か月に達する日の前日までの支給単位期間の支給申請期間	93
59671ー	第6	2度目以降の育児休業給付金の支給等	94
59720			
59671ー	1	他の子に係る育児休業給付金の支給	94
59680			
59671	(1)	他の子に係る育児休業給付金の受給資格確認	94
59672	(2)	前の子に係る対象本体育児休業期間の確認	95
59681ー	2	同一の子について再度の育児休業給付金の支給	95
59690			

59681	(1)	対象本体育児休業であることの確認	95
59682	(2)	支給申請手続	97
59691－	3	被保険者資格を喪失後に取得する本体育児休業についての育児休業給付の支給	98
59700			
59691	(1)	1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請手続	98
59692	(2)	1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の申請手続	98
59701－	4	出向後に取得する本体育児休業についての育児休業給付金の支給	101
59710			
59701	(1)	出向後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合	101
59702	(2)	出向後1日以上空白があつて被保険者資格を取得する場合の申請手続	101
59721－	第7	未支給育児休業給付金等の支給	103
59730			
59721－	1	未支給の育児休業給付金等の支給	103
59730			
59721	(1)	未支給育児休業給付金等の支給対象者	103
59722	(2)	未支給育児休業給付金等の支給対象となる期間	103
59723	(3)	未支給育児休業給付金等の請求	104
59724	(4)	未支給育児休業給付金等の支給手続	104
59725	(5)	未支給育児休業給付金等に係る未支給失業等給付請求書の事務処理	106
59741－	第8	経過措置	108
59750			
59741－	1	令和4年10月1日施行に伴う経過措置	108
59750			
59741	(1)	令和4年10月1日施行に伴う経過措置	108

59501-59510 第1 制度の概要等

59501-59510 1 制度の概要

59501 (1) 育児休業給付の受給資格

- 被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）が、同一の子について、
- ・ 出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に4週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業（当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下「出生時育児休業」という。）をした場合
 - ・ 1歳（一定の要件（59631 参照。）を満たす場合は1歳2か月。以下同じ。）に満たない子を、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（詳細は 59503-3、59603 及び 59608 参照。）は1歳6か月又は2歳に満たない子を養育するための休業（以下、出生時育児休業と区別する場合は「本体育児休業」といい、出生時育児休業と本体育児休業を総称して「育児休業」という。）をした場合の初回の休業（以下「算定対象休業」という。）において、原則として、当該休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月又は当該休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上ある完全月が12か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である完全月（以下「みなし被保険者期間」という。詳細は 59523 参照。）が通算して12か月以上あるときに育児休業給付の受給資格者となる。

59502 (2) 給付の種類及び支給額等

育児休業給付は、出生時育児休業給付金及び育児休業給付金から成る。

イ 出生時育児休業給付金は出生時育児休業をした場合に、当該休業期間中について、原則として、算定対象休業を開始した時点から遡って直近の完全な賃金月（50601 参照。）6か月の間に支払われた賃金又は当該休業を開始した日前の2年間に完全な賃金月が6か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上である賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して得た休業開始時賃金日額に休業した日数（28日を上限とする。）を乗じて得た額の67%に相当する額を支給する。（法第61条の8）

ただし、この支給額には以下のとおり一定の限度が設けられている。

- (イ) 休業開始時賃金日額が算定対象休業を開始した日の前日に離職して基本手当の受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額を超えるときは、当該上限額を休業開始時賃金日額の上限として、賃金日額の下限額を下回るときは、当該下限額を休業開始時賃金日額の下限として、支給額を定めること。（法第61条の8第4項）
- (ロ) 受給資格者が出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と出生時育児休業給付金の額の合計額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%に相当する額以上であるときは、当該超えた額を減額して支給し、当該賃金額のみで休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%に相当する額以上となるときは不支給とすること。（法第61条の8第5項）

なお、出生時育児休業期間中に賃金の減額が行われない場合は、仮に労務の提供を行っていない場合であっても、当該休業期間を算定基礎として賃金が支払われたものとして取り扱い、上記の減額又

は不支給の要件に該当する場合には、申請のあった期間全てに渡って当該減額又は不支給とする。

- ロ 育児休業給付金は本体育児休業をした場合に、その休業期間中について、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額（以下、支給日数が 30 日の場合を「賃金月額」という。）の 50%（算定対象休業を開始した日から起算し、出生時育児休業給付金及び育児休業給付金の支給日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り 67%）に相当する額を 59503-2 トに規定する支給単位期間について支給する。育児休業給付金に係る支給日数とは、休業終了日が含まれる支給単位期間については、当該支給単位期間の初日から休業終了日までの日数であり、その他の支給単位期間については 30 日となる。ただし、この支給額には以下のとおり一定の限度が設けられている。

- (イ) 休業開始時賃金日額が算定対象休業を開始した日の前日に離職して基本手当の受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる 30 歳以上 45 歳未満の者に係る賃金日額の上限額を超えるときは、当該上限額を休業開始時賃金日額の上限として、賃金日額の下限額を下回るときは、当該下限額を休業開始時賃金日額の下限として、支給額を定めること。（法第 61 条の 7 第 6 項）
- (ロ) 受給資格者が本体育児休業中に事業主から賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と育児休業給付金の額の合計額が賃金月額の 80%に相当する額以上であるときは、当該超えた額を減額して支給し、当該賃金額のみで賃金月額の 80%に相当する額以上となるときは不支給とすること。（法第 61 条の 7 第 7 項）

なお、休業終了日を含む支給単位期間についても、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た額の 80%と当該支給単位期間に支払われた賃金額を比較することにより上記の判断を行う。

59503 (3) 出生時育児休業給付金の支給対象となる休業

- イ 出生時育児休業給付金の支給対象となる休業とは、被保険者からの申出（その初日及び末日とする日を明らかにしてするものをいう。）に基づき事業主が取得を認めた出生時育児休業をいう（以下「対象出生時育児休業」という。）。

なお、対象出生時育児休業に係る子とは、法律上の親子関係に基づく子をいい、実子のほか養子も含むものをいう。

また、特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者、養子縁組によって養親となることを希望している者（以下「養子縁組里親」という。）及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者（児童相談所において養子縁組を希望する里親に委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため養育里親とされている者。以下「養育里親」という。）に委託されている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと。

産後休業（出産日の翌日から 8 週間。労働基準法第 65 条第 2 項。船員（業務取扱要領 20101 イ参照。以下同じ。）の場合は、船員法第 87 条第 2 項。）は対象出生時育児休業には含まれない。また、産後 6 週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8 週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後 8 週間を経過するまでは、産後休業とみなされるので留意すること。

そのため、基本的には女性が出生時育児休業を取得することは、養子の場合に限られるものである。

なお、男性が出生時育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日又は出生時育児休業の申出に係る子の出生日のいずれか早い日から対象出生時育児休業とすることができる。

- ロ 同一の子について当該被保険者が 3 回以上の出生時育児休業をした場合における 3 回目以後の出生時育児休業は対象出生時育児休業には含まれない。

ハ 同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が 28 日に達した日後の出生時育児休業は対象出生時育児休業には含まれない。

ニ 次のいずれかに該当することとなった日後（ハ）に該当する場合にあっては、その日以後）の休業は対象出生時育児休業には含まれない。

(イ) 出生時育児休業終了予定日とされた日（その事業主に申し出ることによって変更された場合にあっては、その変更後の日。（ロ）及び（ハ）において同じ。）の前日までに、子の死亡その他の被保険者が出生時育児休業の申出に係る子を養育しないこととなった事由として公共職業安定所長が認める事由が生じた場合

(ロ) 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業の申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して 8 週間を経過した場合

(ハ) 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合（当該出生時育児休業の申出に係る子を養育するための新たな休業をする期間が始まったときを除く。）

ホ 被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、育児休業給付の受給資格が確認され、その養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して 8 週間を経過する日の翌日から 6 か月を経過する日までに、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者が、出生時育児休業給付金の対象となる。

ヘ 出生時育児休業給付金の対象となるか否かについては、出生時育児休業の初日及び末日により判断する。当該期間において、次の要件を満たした場合に出生時育児休業給付金を支給する。

(イ) 被保険者資格を有していること

(ロ) 出生時育児休業期間において、就業していると認められる日数が 10 日（ハにおいて合算して得た日数が 28 日に満たない場合は、10 日に当該合算して得た日数を 28 で除して得た率を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数。））。その日数を超える場合にあっては、就業していると認める時間が 80 時間（当該合算して得た日数が 28 日に満たない場合は、80 時間に当該率を乗じて得た時間数。）以下であること。就業していると認められる日とは、全日に渡って休業している日（対象出生時育児休業を行った当該事業所の所定労働日のほか、土曜日、日曜日及び祝祭日のような当該所定労働日以外の日により全日に渡って休業している日も含む。以下「全日休業日」という。）以外の日をいう。

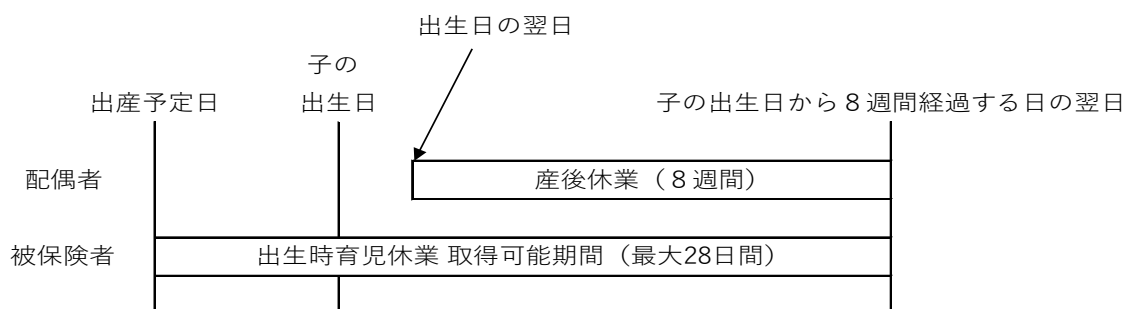
なお、出生時育児休業における就業していると認められる時間とは、就業していると認められる日中に実際に就労を行っている時間を指し、出生時育児休業期間中に就業していると認められる時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てを行う（分割して取得している場合はそれぞれの期間ごとに端数処理を行う。本体育児休業と異なる点に留意。59503-2 ト(ロ) 参照）。また、就業開始から就業終了までの時間から労働基準法第 34 条で定める休憩時間等就労を行っていない時間については差し引く必要がある。

(例) 4 月 1 日から 5 日の 5 日間と 4 月 18 日から 5 月 1 日の 14 日間に分割して取得した場合、端数処理はそれぞれの期間ごとに行うが、出生時育児休業給付金の支給可否については計 19 日間の出生時育児休業として就業日数・時間の判断を行う。たとえ 4 月 1 日から 5 日の 5 日間に 3 日間・

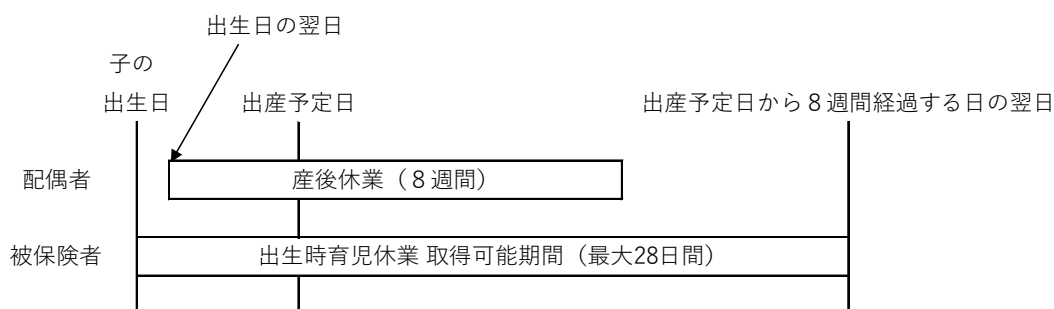
計15時間就業したとしても、4月18日から5月1日の間に就業していなければ、出生時育児休業給付金の支給対象となり得る。（10日×19/28≒6.78（端数切り上げ）→7日を下回る就業となっている。）

- (ハ) 出生時育児休業期間における就労に対する賃金として支給された賃金の額が、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%未満であること。

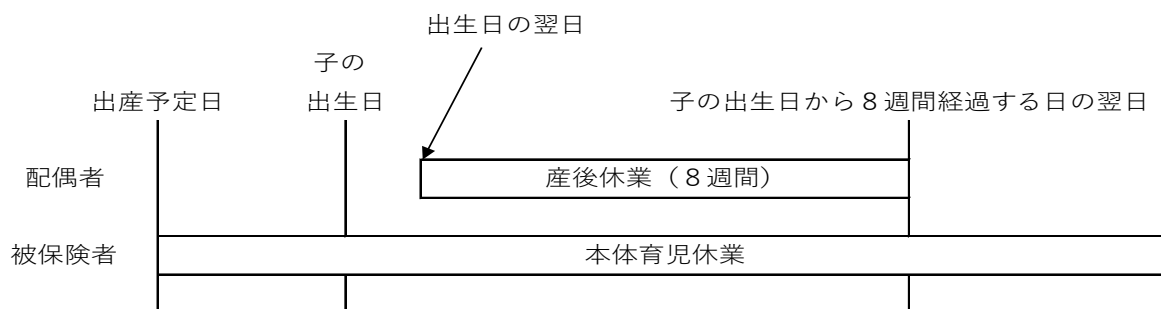
（例示1）出産予定日より後に子が出生した場合（59503イの例示）



（例示2）出産予定日より前に子が出生した場合（59503イの例示）

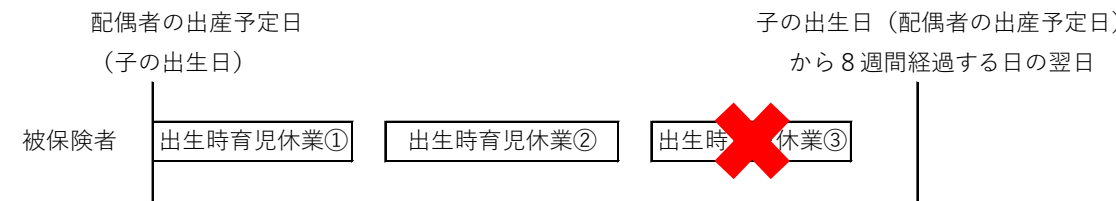


（例示3）出生時育児休業を取得せず、本体育児休業を取得する場合（59503イ、59503-2イの例示）



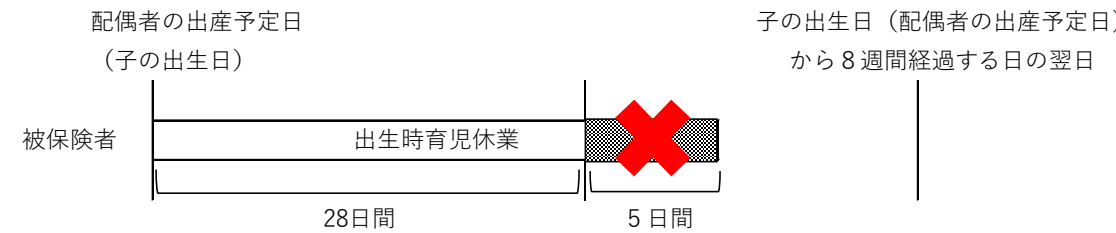
(例示 4) 出生時育児休業を 3 回に分けて取得した場合 (59503 ロの例示)

3 回目の出生時育児休業は、出生時育児休業給付金の支給対象外となる。なお、被保険者と事業主との間で本体育児休業 (59503-2 イ参照) に振り替える旨合意がなされれば、育児休業給付金の支給対象となり得る。



(例示 5) 出生時育児休業を 28 日間を超えて取得した場合 (59503 ハの例示)

出生時育児休業は計 28 日に達した日後は支給対象とはならないが、28 日を超えた分 (5 日間) 又は 33 日間全体について、被保険者と事業主との間で本体育児休業 (59503-2 イ参照) に振り替える旨合意がなされれば、育児休業給付金の支給対象となり得る。



(例示 6) 出生時育児休業を 28 日取得し、そのうち 15 日間就業 (1 日 8 時間就業) した場合 (59503 ヘ(ロ)の例示)

28 日間の出生時育児休業を取得した場合、10 日 (10 日を超える場合は就業している時間数が 80 時間) 以下の就業が可能であるが、出生時育児休業期間中に 15 日 (120 時間) 就業しており、出生時育児休業期間全体について不支給となる。ただし、例えば「支給期間その 1」を 7～9 日目、「支給期間その 2」を 21～28 日目などとして分割して申請があった場合には、支給対象となり得る。

	休業開始日	2～6 日目	7・8 日目	9～13 日目	14・15 日目	16～20 日目	21～28 日目	
被保険者	休業	8 時間 就業	休業	8 時間 就業	休業	8 時間 就業	休業	

(例示 7) 出生時育児休業を 10 日間取得し、そのうち 6 日間就業した場合 (59503 ヘ(ロ)の例示)

10 日間の出生時育児休業を取得した場合、 $10 \text{ 日} \times 10/28 \approx 3.57$ (端数切り上げ) $\rightarrow$ 4 日以下の就業が可能であり、4 日を超える場合は $80 \text{ 時間} \times 10/28 \approx 28.57$ 時間以下の就業が可能。出生時育児休業期間中に 6 日間 (28.5 時間 (端数切り捨て) $\rightarrow$ 28 時間) 就業しており、支給対象となる。

	休業開始日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	休業終了日
被保険者	休業	4 時間就業	休業	8 時間 就業	休業	4 時間就業	休業	休業	4 時間半就業	休業
		休業	4 時間就業			休業	4 時間就業		休業	

59503-2 (3-2) 育児休業給付金の支給対象となる休業

イ 育児休業給付金の支給対象となる休業とは、被保険者からの申出（その初日及び末日とする日を明らかにしてするものをいう。）に基づき事業主が取得を認めた本体育児休業であって、休業開始日から、当該休業に係る子が満1歳（一定の要件（59631 参照。）を満たす場合は1歳2か月）に達する日（満1歳（1歳2か月）の誕生日の前日）又は1歳6か月若しくは2歳に達する日の前日までにあるものをいう（以下「対象本体育児休業」という。）。

なお、対象本体育児休業に係る子とは、出生時育児休業と同様である（59503 イ参照）。

産後休業は対象本体育児休業には含まれない。また、産後6週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされるので留意すること。

なお、男性が本体育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日又は本体育児休業の申出に係る子の出生日のいずれか早い日から対象本体育児休業とすることができる。

ロ 対象本体育児休業を行ったことのある労働者が当該対象本体育児休業終了後、同一の子について取得する3回目以降の本体育児休業は対象本体育児休業に含めない。

ただし、出生時育児休業及び満1歳に達する日の前日までに以下に掲げる理由により同一の子について取得する本体育児休業は上記の取得回数に含めない。

- (イ) 対象本体育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業（船員の場合は、船員法第87条第1項により、妊娠中であれば産前休業が認められる点に留意。以下同じ。）及び育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなった場合、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (ロ) 対象本体育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなった場合
- (ハ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。事実上婚姻関係と同様の事情にある者であるかどうかについては、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等により確認する。以下同じ。）が死亡した場合
- (ニ) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
- (ホ) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなった場合
- (ヘ) 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態となった場合
- (ト) 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

また、延長事由（59503-3 参照）に該当し、1歳から1歳6か月に達するまでの子について本体育児休業を取得する場合であって、以下(イ)又は(ロ)に掲げる理由により同一の子について再度取得する本体育児休業は上記の取得回数に含めない。

- (イ) その養育する1歳未満の子について2回の育児休業給付金の支給に係る休業（上記(イ)～(ト)に該当するものを除く。）をした場合であって、1歳に達する日後に初めて休業を開始する場合
- (ロ) 上記(イ)又は(ロ)に該当する場合

さらに、延長事由（59503-3 参照）に該当し、1歳6か月から2歳に達するまでの子について本

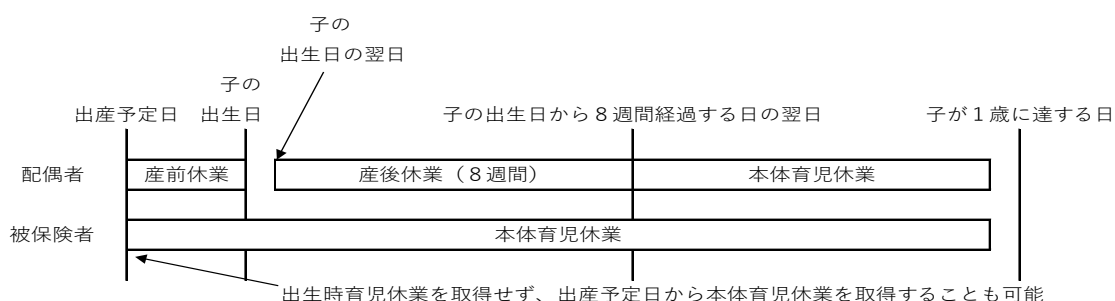
育児休業を取得する場合であって、以下(ⅸ)又は(Ⅱ)に掲げる理由により同一の子について再度取得する本体育児休業は上記の取得回数に含めない。

(ⅸ) その養育する1歳6か月に達するまでの子について2回の育児休業給付金の支給に係る休業(上記(ⅰ)～(ⅱ)に該当するものを除く。)をした場合であって、1歳6か月に達する日後に初めて休業を開始する場合

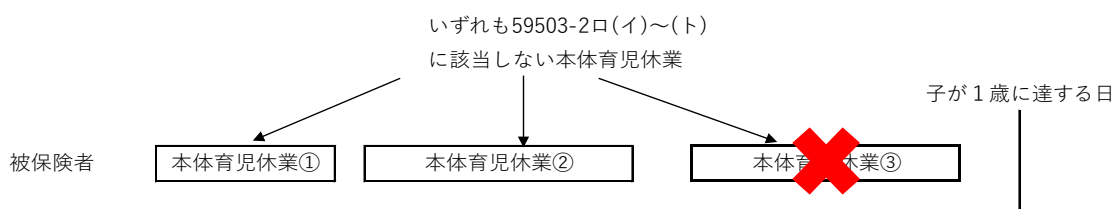
(Ⅱ) 上記(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する場合

なお、本体育児休業期間中に受給資格者が一時的に当該事業主の下で就労する場合は、当該育児休業の終了予定日が到来しておらず、事業主がその休業の取得を引き続き認めていれば、当該育児休業が終了したものと取り扱わない。

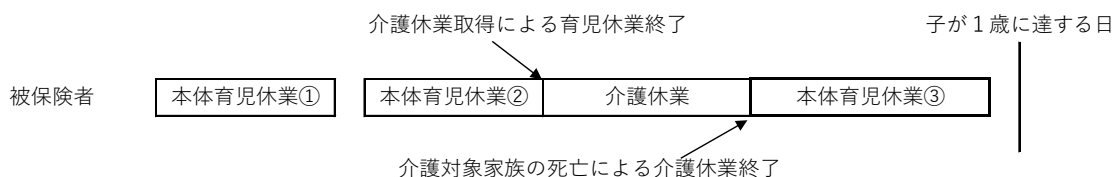
(例示1) (59503-2 イの例示) 被保険者が出産予定日から本体育児休業を取得する場合



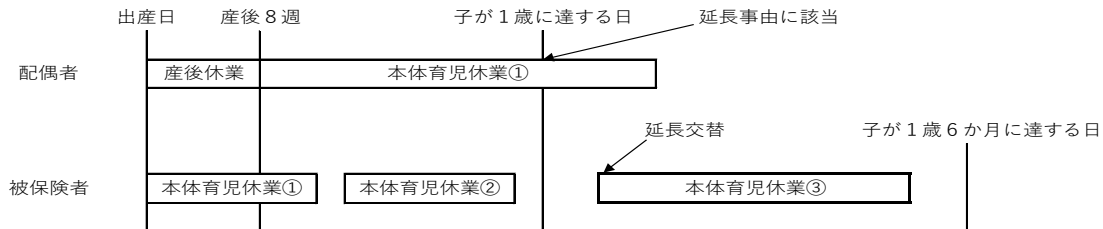
(例示2) (59503-2 ロの例示) 3回目の本体育児休業を取得する場合



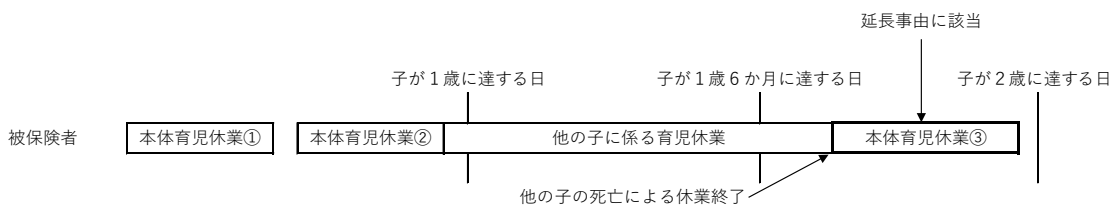
(例示3) (59503-2 ロ(ⅳ)の例示) 対象本体育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであり、当該介護休業に係る対象家族の死亡により当該対象家族の介護を行わなくなった場合



(例示 4) (59503-2 ロ(升)の例示) 延長事由 (59503-3 参照) に該当し、1 歳未満の子について 2 回の育児休業給付金の支給に係る休業 (59503-2 ロ(イ)~(ト)に該当するものを除く。)をした場合であって、1 歳に達する日後に初めて休業 (延長交替 (59503-2 ホ)) に該当するもの。)を開始する場合



(例示 5) (59503-2 ロ(ハ)の例示) 延長事由 (59503-3 参照) に該当し、1 歳 6 か月から 2 歳に達する日までの子について本体育児休業を取得する場合であって、59503-2 ロ(イ) に該当する場合



ハ 次のいずれかに該当することとなった日後 (ハ) に該当する場合にあっては、その日以後) の休業は対象本体育児休業には含まれない。

- (イ) 本体育児休業終了予定日とされた日 (その事業主に申し出ることによって変更された場合にあっては、その変更後の日。以下同じ。) の前日までに、子の死亡その他の被保険者が当該休業の申出に係る子を養育しないこととなった事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと
- (ロ) 本体育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該休業の申出に係る子が 1 歳 (休業することが雇用の継続のために特に必要と認められるものとして延長事由 (59503-3 参照) に該当する場合にあっては、1 歳 6 か月又は 2 歳) に達したこと
- (ハ) 本体育児休業終了予定日とされた日までに、当該休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと (当該本体育児休業の申出に係る子を養育するための新たな休業をする期間が始まったときを除く。)
- (ニ) 本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日後の期間において当該子を養育するための育児休業給付金の支給に係る休業をした場合にあっては、当該休業が終了したこと (延長事由 (59503-3 参照) に該当し、1 歳 6 か月に達する日後に休業をするとき又はロ(リ)に該当するときを除く。)
- (ホ) 本体育児休業の申出に係る子が 1 歳 6 か月に達する日後の期間において当該子を養育するための育児休業給付金の支給に係る休業をした場合にあっては、当該休業が終了したこと (ロ(ハ)に該当するときを除く)

ニ 被保険者が期間雇用者 (期間を定めて雇用される者) である場合は、育児休業給付の受給資格が確認され、1 歳 6 か月までの間 (延長事由 (59503-3 参照) に該当し、子が 1 歳 6 か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1 歳 6 か月後の休業開始時において 2 歳までの間) に、その労働契約の期間

(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者が、育児休業給付の対象となる。

ホ 延長事由(59503-3 参照)に該当し子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの期間において新たに当該子を養育するための休業(59605(例示4-1)～(例示4-3)参照。)をする場合にあっては、次のいずれにも該当する休業である場合に対象本体育児休業となる。ただし、ロ(ⅲ)に該当する場合はこの限りではない。

(イ) 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳に達する日において当該子を養育するための休業をしていること

(ロ) 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳に達する日の翌日(その配偶者が当該子の1歳に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日)であること

ヘ 延長事由(59503-3 参照)に該当し子が1歳6か月に達する日後から2歳に達する日までの期間において新たに当該子を養育するための休業(59610(例示4-1)～(例4-3)参照。)をする場合にあっては、次のいずれにも該当する休業である場合に対象本体育児休業となる。ただし、ロ(ⅲ)に該当する場合はこの限りではない。

(イ) 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日において当該子を養育するための休業をしていること

(ロ) 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳6か月に達する日の翌日(その配偶者が当該子の1歳6か月に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日)であること

ト 育児休業給付金の対象となるか否かについては、休業開始日から1か月ごとの期間を単位として判断する。具体的には、各月における休業開始日又は休業開始日に応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。)から、それぞれその翌月の応当日の前日までの1か月間を単位とする(以下「支給単位期間」という。)。この支給単位期間において、次の要件を満たした場合に育児休業給付金を支給する。

(イ) 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。

(ロ) 支給単位期間において、就業していると認められる日数が10日(10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間)以下であること。就業していると認められる日とは、全日休業日以外の日をいう。

また、就業していると認められる時間とは、就業していると認められる日中に実際に就労を行っている時間を指し、一支給単位期間に就業していると認められる時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り上げを行う。

このため、就業開始から就業終了までの時間から労働基準法第34条で定める休憩時間等就労を行っていない時間については差し引く必要があるとともに一支給単位期間に就業していると認められる時間が80時間を分単位で超えた場合には、81時間となるため留意すること。

なお、休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業していると認められる日数が10日(10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間)以下であるとともに、全日休業日が1日以上あること。

(ハ) 支給単位期間に支給された賃金の額が、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の80%未満であること。

59503-3 (3-3) 1歳又は1歳6か月に達した日後の期間について休業が必要と認められる場合（延長事由）

原則として1歳に満たない子を養育するための休業について本体育児休業は認められることとされているが、その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合にあっては1歳6か月（その子が1歳6か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合にあっては2歳）まで本体育児休業を取得することができることとされている。（法第61条の7第1項、則第101条の22第5号、同第6号、則第101条の25及び則第101条の26）

イ 子が1歳に達する日（一定の要件（59631参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。）後の期間において、本体育児休業を取得する場合であって、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められるときは、当該休業について、当該休業に係る子が1歳6か月に達する日の前日までの期間を限度に対象本体育児休業と取り扱う（詳細は59601～59605参照）。休業することが雇用の継続のために特に必要と認められるときは、以下に該当するときである。

- (4) 本体育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日（一定の要件（59631参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間について、当面その実施が行われない場合

なお、「保育所等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、いわゆる無認可保育施設は含まれないものである。

このうち、認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下この段落において「基準」という。）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園、基準第1の2に規定する保育所型認定こども園、基準第1の3に規定する地方裁量型認定こども園及び同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、また家庭的保育事業等とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

【上記(4)は令和7年4月1日以降に、1歳に達する日（一定の要件（59631参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を迎え、かつ、延長事由の申出に係る支給申請を行う場合に、以下のとおり変更して取り扱うこと。】

- (4) 本体育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日（一定の要件（59631参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳

2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日。以下この(イ)において同じ。) 後の期間について、当面その実施が行われない場合であって、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるとき。

なお、「保育所等」とは、児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、いわゆる無認可保育施設は含まれないものである。

このうち、認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下この段落において「基準」という。）第 1 の 1 に規定する幼稚園型認定こども園、基準第 1 の 2 に規定する保育所型認定こども園、基準第 1 の 3 に規定する地方裁量型認定こども園及び同法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、また家庭的保育事業等とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。

この(イ)の要件に該当するためには、あらかじめ市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）に対して保育利用の申込みを行うとともに、当該申込みの態様等から被保険者が速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものと認められること及び子が 1 歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないことが必要である。

具体的には、次の a ～ c のいずれにも該当する場合とする。

- a 市区町村に対して、本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日までに保育利用の申込みを行っていること。

ただし、保育所等における保育を希望し、市区町村に対して、本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日までに保育利用の申込みを行おうとしたものの、一定の理由により申込みができなかった場合を含む。

「一定の理由」とは、本体育児休業の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合が該当し、市区町村への相談なく被保険者の判断のみによって申込みを行わなかった場合はこれに該当しないものとする。

- b a の申込みの内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育を希望しているものであると認められること。

具体的には、次の(a)～(c)のいずれも満たすものであること。

- (a) 利用（入所）開始希望日を本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日以前の日としていること。

ただし、子が 1 歳に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用（入所）開始希望日を本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日から 2 か月以内としていること。

- (b) 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

「入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」と

は、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当し、「保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」といった消極的に育児休業の延長も可能な旨、すなわち、選考結果次第では育児休業を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しないものとする。

- (c) 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

この際、通所時間は、通所する場合に利用する予定だった交通手段による自宅からの片道の所要時間によることとし、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間とする。

また、「合理的な理由」とは、以下の場合をいう。

- i 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合
 - ・ 被保険者又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
 - ・ 勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が 30 分未満の場所にある場合
 - ii 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - iii 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合
 - iv 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合
 - v 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
 - vi 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去 3 年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合
- c 本体育児休業の申出に係る子が 1 歳に達する日の翌日の時点で保育が実施されないこと。
- ただし、当該子について、これまでにやむを得ない理由なく保育の利用を辞退した場合を除く。「やむを得ない理由」とは、申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当するものとする。

- (d) 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が 1 歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日）後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であった者が以下のいずれかに該当した場合

- ① 死亡したとき。
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

- ④ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）。
- （ハ）当該被保険者について、他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことにより、当該申出に係る本体育児休業をする期間が終了した場合であつて、当該他の子の死亡、養子となったこと等の事情により同居しなくなった場合、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了した場合
- （ニ）当該被保険者について、介護休業を取得したことにより、当該申出に係る本体育児休業をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなった場合
- ロ 子が1歳6か月に達する日後の期間において、本体育児休業を取得する場合であつて、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められるときは、当該休業について、当該休業に係る子が2歳に達する日の前日までの期間を限度に対象本体育児休業と取り扱う（詳細は59606～59610参照）。休業することが雇用の継続のために特に必要と認められるときは、原則としてイに準じるものであるが、具体的には以下に該当するときである。
 - （イ）本体育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

【上記(イ)は令和7年4月1日以降に、1歳6か月に達する日を迎え、かつ、延長事由の申出に係る支給申請を行う場合に、以下のとおり変更して取り扱うこと。】

- （イ）本体育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合であつて、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるとき。

なお、上記イ（イ）b（a）のただし書きの場合（子が1歳6か月に達する日の翌日の属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合であつて、利用（入所）希望日を本体育児休業の申出に係る子が1歳6か月に達する日の翌日から2か月以内としているとき）については、これに該当しないものとする。
- （ロ）常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて、その子が1歳6か月に達する日後の期間について常態としてその子の養育を行う予定であつた者が以下のいずれかに該当した場合
 - ① 死亡したとき。
 - ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
 - ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
 - ④ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間又は産前休業期間及び産後休業期間）。
- （ハ）当該被保険者について、他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことにより、

当該申出に係る本体育児休業をする期間が終了した場合であって、当該他の子の死亡、養子となったこと等の事情により同居しなくなった場合、民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了した場合

- (ロ) 当該被保険者について、介護休業を取得したことにより、当該申出に係る本体育児休業をする期間が終了した場合であって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなった場合

59504 (4) 申請手続の主体等

イ 育児休業給付関係手続については、当該育児休業給付に係る被保険者を雇用する事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）において行う。

ロ 育児休業給付に係る賃金の届出は事業主の義務となっており、事業主が事業所管轄安定所に対して行う。

ハ 被保険者は、育児休業給付の支給に係る各種申請書等の提出について、雇用される事業主を経由して事業所管轄安定所に対して行わなければならない。

ただし、この取扱いは、被保険者本人がこれらの各種申請を行うことを拒絶するものではなく、当該被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合は、事業主を経由せず当該被保険者がこれを行うことも認めるものとする。

なお、育児休業給付の支給申請等の手続については、本人が郵送等により行うことも差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

ニ 電子申請の利用の促進に係る照合省略となる事業主又は社会保険労務士（以下「事業主等」という。）から電子申請による申請・届出がなされたものであり、かつ、23302 ハに掲げる育児休業給付関係手続である場合には、管轄安定所は、関係書類との照合を省略できる（業務取扱要領 23302 参照）。なお、電子申請によらない申請・届出についても同様の扱いとする。

(イ) 事業主等から電子申請により個人番号が記載された育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書（以下「受給資格確認票・出生時支給申請書」という。）又は育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（以下「受給資格確認票・（初回）支給申請書」という。）が提出された場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）上、事業主等が個人番号関係事務実施者として本人確認の措置を義務づけられることから、安定所では本人確認の措置をとることは不要である（詳細は 59504-2(4-2) 参照）。

(ロ) 本人から電子申請により「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合は、番号法上、安定所が個人番号利用事務実施者として本人確認の措置をとることが義務づけられているため、50005(5)の個人番号の確認書類等により個人番号等の確認を行うこととなる。

(ハ) 本人の代理人から「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が電子申請により提出された場合、番号法上、安定所が個人番号利用事務実施者として、①代理権の確認、②代理人の身元（実在）確認、③本人の個人番号の確認を行うこととなる（詳細は 59504-2(4-2) 参照）。

(ニ) 事業主等、本人及び本人の代理人から提出のあった「受給資格確認票・出生時支給申請

書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出されたときは必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

59504-2 （4-2）「受給資格確認票・出生時支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の個人番号に係る取扱い
--

イ 事業主等、本人又は本人の代理人から提出のあった「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

なお、個人番号登録届による別途の届出を予定している場合や被保険者が事業主等に対し個人番号の提供を拒否している場合等何らかの理由により、個人番号の記載のない「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」については、必要な確認等を行った上で受理して差し支えない。

ロ 事業主等から「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合は、番号法第 16 条に基づき、事業主等に本人確認の措置をとる義務があるため、安定所では本人確認の措置をとることは不要である。

番号法 16 条においては、本人確認措置として、「提供される個人番号の真正性の確認（提供される個人番号が正しいものであるか）」及び「個人番号を提供する者の実在（身元）確認（提供する者は個人番号を有する者本人に間違いがないか）」を確認することが必要とされている。

このため、事業主が「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号を記載して提出する場合には、業務取扱要領 23601(1)ニ(ロ)に規定する別紙「雇用保険分野における事業主等が行う本人確認措置」に基づき事業主が本人確認の措置を行うこととなる。

ハ 本人から「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、個人番号欄に個人番号を記載させ、50005(5)に準じて個人番号及び身元（実在）確認を行う。

代理人から、個人番号が記載された「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」が提出された場合には、本人住所地、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状を提出させ代理権の確認を行うほか、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)の書類により本人の個人番号の確認を行う。ただし、社会保険労務士による提出代行の場合は、昭和 62 年 3 月 24 日付け労発第 18 号に規定する氏名の記載または定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。また、社会保険労務士の身元（実在）確認については、「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」を持参した者の社会保険労務士証等により確認する。

ニ 本人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号の記載はあるが、確認書類により個人番号等の確認ができない場合は返戻し、確認書類を添付させた上で受理する。本人が個人番号の提供を拒否している等何らかの理由がない場合は、「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給

申請書」を返戻し、確認書類等を整備した上で再提出するよう求める。

他方、本人から郵送により提出された「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合は返戻を行わず、個人番号等の確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

ホ 代理人が窓口を持参又は電子申請により提出した「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号の記載はあるが確認書類がないため個人番号等の確認を行うことができない場合、又は代理権の確認等が行えない場合は返戻し、確認書類の追完をもって受理する。

他方、郵送により提出された「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に個人番号が記載されていても個人番号等の確認書類が添付されていない場合、又は代理権の確認が行えない場合は返戻を行わず、確認書類の追完をもって受理する。

なお、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、ハにより身元（実在）確認を行った上で、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルにより個人番号を確認することができる。

ヘ 本人から窓口申請された場合であって、個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うこと。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、被保険者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

この場合の個人番号を含む原本の取扱いについては、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2の1に基づき適切に取り扱うこと。

ト 郵送申請の場合は、普通郵便でも受理するが、事故防止のために、50005(5)の書類については写しを添付させ、追跡可能な書留等によるよう依頼を行う。

チ 「受給資格確認票・出生時支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）支給申請書」については、「都道府県労働局（職業安定行政）が行う個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第2、第3の1及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

(イ) 具体的には、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

(ロ) 「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の提出があった場合のハローワークシステム（以下「システム」という。）入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されることとなるため、事業主等（本人申請の場合は本人）に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は個人番号登録届又は個人番号変更届

により改めて個人番号を届出させ入力を行う。

なお、被保険者番号が異なっているが氏名、生年月日、性別等から同一人物である疑いがある場合には、事業主等に対する必要な調査を行った上で、被保険者番号の統一等の処理を行うこととする。

- (ハ) 「受給資格確認票・出生時支給申請書」又は「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。
- (ニ) 個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示を受けることで足りるため、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要がある。廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。
- (ホ) 個人番号の記載がある「受給資格確認票・出生時支給申請書」及び「受給資格確認票・（初回）支給申請書」の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

59504-3 （4-3）「受給資格確認票・（初回）支給申請書」等の本人記名の省略に係る取扱い

受給資格確認票・出生時支給申請書、受給資格確認票・（初回）支給申請書、育児休業給付金支給申請書について、事業主が被保険者からの申請に係る同意書を徴し、保存してもらうことを以て、被保険者の記名を省略する。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載させる。

なお、同意書については、事業主が被保険者に対して同意書を提出させており、これを事業主が保存していることで足り、事業所管轄安定所において、初回申請時以降同意書の提出を求める必要はない。申請者氏名欄に申請者氏名が記載されている場合であっても不備返戻しないこと。

59505 （5）支給の頻度及び支給申請の期間

イ 出生時育児休業給付金の支給は、出生時育児休業の初日及び末日により、支給要件を判断する。

- (イ) 被保険者は、出生時育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該出生時育児休業給付金の支給に係る子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合は当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに「受給資格確認票・出生時支給申請書」に必要な書類を添えて事業所管轄安定所に提出しなければならない（なお、当該支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請の期間の末日とみなされる。以下同様。）。
- (ロ) 同一の子について2回の出生時育児休業を取得した場合、休業取得日数、就業していると認める日数及び支払われた賃金額を合算して支給要件を判断する必要があることから、まとめて申請しなければならない。
- (ハ) 出生時育児休業給付金の支給申請は59522の受給資格確認と同時にに行わなければならない。

ロ 育児休業給付金の支給は、応当日により区切られた1か月（支給単位期間）を単位として、支給要件を判断する。

- (イ) 最初の支給申請

受給資格者は、最初に育児休業給付金の支給を受けようとするときは、59503-2 ト(イ)、(ロ)、(ハ)の要件を満たし支給の対象となった支給単位期間（以下「支給対象期間」という。）の初日から起算して4

か月を経過する日の属する月の末日までに「受給資格確認票・（初回）支給申請書」に必要な書類を添えて事業所管轄安定所に提出しなければならない。

この最初の支給申請に先立って、後記第3の受給資格確認が行われる場合は、59592 イによって、最初の支給申請のための「来所日等」を定めることができる。

(ロ) 第2回目以後の支給申請

第2回目以後の支給申請については、原則として2の支給単位期間ごと(59592 ロに係る場合又は最後の支給単位期間は、1の支給単位期間でも差し支えない。)に、同一の支給申請期間を定め、当該支給対象期間について一括して支給申請が行われるようにする。

なお、被保険者本人が希望する場合、指定された申請月に関わらず、1の支給単位期間での申請も行うことができる。

具体的には、事業所管轄安定所長が、支給申請に係る1又は2の支給単位期間の末日の翌日から、各支給対象期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までの期間を当該支給対象期間に係る支給申請期間として指定し、その指定された期間にこれを行うこととする。

この支給申請期間の指定は、原則として、支給申請がなされるごとにそれぞれ次回の指定をその都度行い、さらに、59593 ハによって、それらの支給申請のための「来所日等」を定めることができる。

ただし、来所日等を定めた場合であっても、被保険者本人が1の支給単位期間での支給申請を希望する場合はこの限りではない。

これにより、第2回目以降の支給申請については、事業所管轄安定所長が指定した支給申請期間に行うこととする。

59506 (6) 船員に対する育児休業給付

船員に対する育児休業給付については、平成22年1月1日以後に育児休業を開始した者については、雇用保険の育児休業給付として取り扱うこととなる。このため、特記がない限りは、支給申請手続等については、通常の場合と同様に扱うこととする。この際、船員の雇用主である船舶所有者を事業主と、適用事業に雇用される船員を被保険者と取り扱う。

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33 の規定による育児休業給付の支給申請について同意します(今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。)

(該当する項目にチェック。複数項目にチェック可)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

59511-59550 第2 出生時育児休業給付金の支給申請手続

59511-59520 1 概要

59511 (1) 概要

育児休業給付は、算定対象休業開始時に係る賃金月額を基礎として支給を行うものであることから、事業主はその雇用する被保険者が同一の子に係る初回の対象出生時育児休業又は対象本体育児休業を開始した場合には、当該被保険者の当該育児休業開始時に係る賃金月額の届出を行わなければならない（則第14条の2）。

この届出に基づき、支給申請手続として育児休業給付の受給資格の確認の申請及び出生時育児休業給付金の支給申請が行われることとなるが、事業主を経由して支給申請手続を行う場合には、賃金の届出を出生時育児休業給付金の支給申請手続までに行えばよいこととなるので、この算定対象休業開始時の賃金の届出と同時に、事業主を通じ、受給資格の確認の申請及び出生時育児休業給付金の支給申請を行わせることとする。

なお、賃金月額の届出は、同一の子に係る初回の育児休業の開始時に行い、以降の同一の子についての育児休業に係る育児休業給付の支給における賃金月額は当該届出に係る賃金月額を用いることとなる。

59521-59530 2 受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定

59521 (1) 休業開始時賃金月額証明書の提出

イ 休業開始時賃金月額証明書の提出

事業主は、その雇用する被保険者が対象出生時育児休業を開始したときは、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（様式第10号の2の2。以下「休業開始時賃金月額証明書」という。）に必要事項を記載の上、受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する日までに事業所管轄安定所に提出しなければならない（被保険者本人に対して休業開始時賃金月額証明書を交付する場合の取扱いについては59527(7)参照）。

ただし、支給申請手続を事業主を経由して行う通常の場合は、受給資格確認票・出生時支給申請書と同時に提出することができる。

休業開始時賃金月額証明書は、育児休業前原則2年前までの賃金支払状況、賃金支払基礎日数、休業等を開始した日等を記載するものである。

ロ 添付書類等

この場合の添付書類については、次のとおりである。

- (イ) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書等育児休業を開始した日及びその日前の賃金の額を証明することができる書類
- (ロ) 母子健康手帳等育児の事実が確認できる書類（受給資格確認票・出生時支給申請書を同時に提出する場合）

特別養子縁組を成立させるために監護を受けている場合の育児の事実の確認は、家庭裁判所が交付する特別養子縁組を成立させるための請求に係る事件係属証明書によって行う。養子となる者の生年月日の確認は、住民票記載事項証明書等によって行う。また、通常、この場合の監護期間の初日は、特別養子縁組を成立させるための家庭裁判所への請求日（事件係属証明書によって確認する。）となるが、住民票記載事項証明書によって同居を開始した日が確認されること等により、請求日前における監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日として取り扱うこと。

また、養子縁組里親として委託を受けている場合の育児の事実の確認は、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書によることとし、養育里親として委託を受けている場合の育児の事実の確認は、児童相談所長が発行する「育児休業の対象となる『その他これらに準じる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者』に関する証明願」（以下「委託証明願」という。）によって行う。これらの者の生年月日の確認は、住民票記載事項証明書等によって行う。

なお、この休業開始時賃金月額証明書の提出に当たっては、過去の当該事業所に係る資格取得届及び離職証明書の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を適宜省略して差し支えない。

この照合省略に係る取扱い、業務取扱要領 21206、21502 及び 22604 に準じて取り扱うこととする。

- (ハ) 「受給資格確認票・出生時支給申請書」に記載された個人番号については、59504-2(4-2)により個人番号及び身元（実在）確認を行う。代理人により提出された場合は、代理権の確認等を行う。

59522 (2) 育児休業給付の受給資格の確認の申請

- イ 事業主は原則として、前記の休業開始時賃金月額証明書の提出と同時に、被保険者が必要事項を記載した受給資格確認票・出生時支給申請書を事業所管轄安定所に提出する必要があるため、その旨、当該被保険者及び事業主を指導する。
- ロ 事業主は、受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する際には、当該被保険者の母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の項における「出生の年月日」欄、出産予定日については妊婦自身の記録の項における「分娩予定日」欄）、住民票、育児休業申出書、育児休業取扱通知書、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等の出産予定日及び出産日並びに育児休業開始日及び育児休業終了日を確認することができる書類（いずれも写しで可。）を持参することとする。
- ハ 59523 ロの特例基準日から遡ってみなし被保険者期間を確認する際には、休業開始時賃金月額証明書⑦欄中「休業等を開始した日」を当該特例基準日に置き換えた休業開始時賃金月額証明書を事業所管轄安定所に提出する必要があるため、その旨、事業主を指導する。

59523 (3) 育児休業給付の受給資格の確認

イ 原則

算定対象休業開始日から遡って2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あることを確認する。

この場合、みなし被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、算定対象休業開始日又は各月においてその日に該当し、かつ、被保険者であった期間内にある日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。）の前日からそれぞれ、その前月の応当日まで遡った各期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上あるもの）を1か月として計算する。

なお、算定対象休業を開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上が12か月に満たない場合は、被保険者であった期間のうち、算定対象休業開始日又は各月においてその日に該当し、かつ、被保険者であった期間内にある日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。）の前日からそれぞれ、その前月の応当日まで遡った各期間（賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるもの）を1か月として計算する。

また、このように区切るにより1か月未満の期間が生ずることがあるが、この場合は被保険者期間の算定に係る取扱いに準ずることとし、その1か月未満の期間の日数が15日以上であり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であると

きに、その期間を被保険者期間の2分の1か月として計算する（業務取扱要領 50103 参照）。船員に係る被保険者期間の通算については、50108 を参照する。

なお、この場合において、次に掲げる期間は、みなし被保険者期間の算定の基礎となる「被保険者であった期間」に含めないで留意する。

- (イ) 最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を決定したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間
- (ロ) 法第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前の日（法第22条第5項に規定する者にあつては、同項第2号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日。50103 イ(ロ)参照。）前における被保険者であった期間

ロ イの受給資格の確認に当たって、算定対象休業開始日から遡って2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あることが確認できない場合であつて、産後休業をした被保険者については、イの「算定対象休業開始日」を次の(イ)から(ロ)に定める日（59522 において「特例基準日」という。）に読み替えて、イの規定によりみなし被保険者期間を確認する（育児休業開始日が令和3年9月1日以降であるものに限る。）。

（法第61条の7第4項、則第101条の29の3）

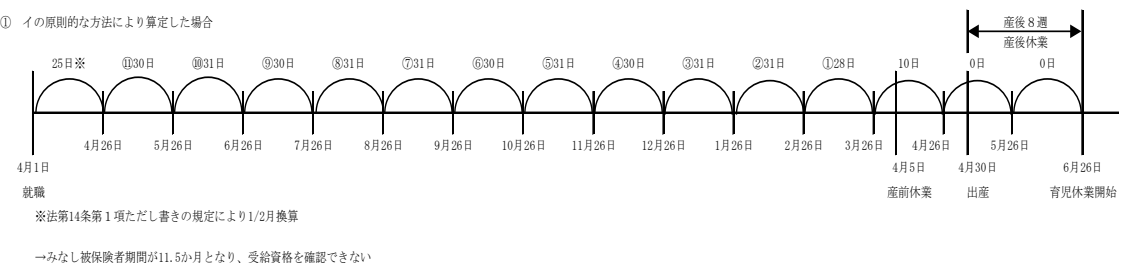
- (イ) 産前休業を取得した場合 当該産前休業を開始した日
- (ロ) 産前休業を開始する日前に子を出生した場合 当該子を出生した日の翌日
- (ハ) 産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合 当該先行する休業を開始した日

「母性保護のための休業」とは育児休業に引き続く形で取得することを事業主が認めた休業（体調不良等の私傷病による休暇はこれには該当しないことに留意。）をいう。なお、業務の引継ぎ等のやむを得ない事情により、当該休業の期間中に数日程度就労した場合には、引き続くものとして認めて差し支えない。当該規定を適用し、受給資格の確認を行った場合は、公共職業安定所記載欄に「法第61条の7第4項適用」等の記載を行うことにより記録しておくこと。

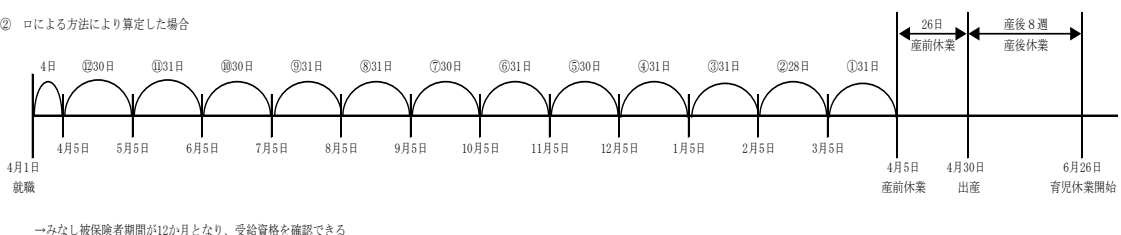
なお、当該特例は法第61条の7第4項において「前項に規定するみなし被保険者期間が12か月に満たないもの」とあるとおり、ハに掲げる取扱いをしてもなお受給資格の確認ができない場合に適用されるものであることに留意すること。

（例示）

① イの原則的な方法により算定した場合



② ロによる方法により算定した場合



ハ 受給要件の緩和

イ及びロの受給資格の確認に当たって、当該2年の間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間（業務取扱要領 50153 ロただし書きを含む。）がある場合には、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかった期間を2年に加算することができる。また、この加算できる期間は最長2年間であり、合計で最長4年間まで受給要件を緩和することができる。

この場合のやむを得ない理由として認められるのは、一般被保険者に対する求職者給付の受給要件の緩和の事由と同様であり、具体的には以下のとおりである（詳細は業務取扱要領 50152 参照。）。

- (イ) 疾病又は負傷
- (ロ) 出産
- (ハ) 事業所の休業
- (ニ) 事業主の命による外国における勤務
- (ホ) 雇用継続交流採用
- (ヘ) (イ)から(ホ)までに掲げる理由に準ずる理由で、事業所管轄安定所長がやむを得ないと認めるもの

次の場合は(ヘ)に該当するものとして取り扱う。

- a 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- b 事業主の命による他の事業主のもとにおける勤務
- c 労働組合の専従職員としての勤務
- d 親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護

介護休業期間中に介護休業給付金の支給を受けていても、賃金の支払いを受けていなければこれに該当する。

e 育児

育児休業期間中に育児休業給付の支給を受けていても、賃金の支払いを受けていなければこれに該当する。

f 労働基準法第65条（船員の場合は、船員法第87条）の規定に基づく産前・産後休業を行っている期間

g 配偶者の海外勤務に同行するための休職

なお、これ以外の理由でこれに該当すると思われる事例が発生した場合は本省に照会する。

ニ みなし被保険者期間の確認に係る留意事項

最後に被保険者となった日前の被保険者であった期間についても、基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格の決定を受けたことがない場合は、みなし被保険者期間を算定する期間に含めることとなる。

そのため、新たに育児休業を取得することとなった事業主の下での被保険者の期間のみでは、みなし被保険者期間が12か月に満たない場合、その前の被保険者の期間（被保険者資格の取得日前1年以内に喪失日のある被保険者であった期間に限る。）に遡って、算定対象休業開始日の前日から2年前まで確認する必要がある。この場合、当該被保険者は、以前に当該被保険者を雇用していた事業主に係る雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）を今回新たに被保険者を雇用した事業主に提出する（ただし、その離職票によって受給資格の決定を行われていなかったことが必要である。）。

この離職票の提出を受けた事業主は、支給申請手続に際して、休業開始時賃金月額証明書に当該離職

票を添付して他の所定の書類とともに事業所管轄安定所に提出することとなる。この離職票は、受給資格を確認した後写しをとった上で、当該事業主を通じて被保険者に返付することとする。

また、当該被保険者が、当該離職票の交付を受けていない場合は、当該被保険者本人より当該被保険者資格喪失に係る事業主に対して離職票の交付を請求した上、上記のとおり取り扱う。

59524 (4) 休業開始時賃金日額の算定

イ 休業開始時賃金日額の算定に当たっては、基本手当の場合と同様に賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの間を1か月として算定し、当該1か月間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月を完全な賃金月として、休業開始時点から遡って直近の完全な賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額を算定することとする（50601 参照）。

この休業開始時賃金日額の算定におけるその他の算定方法、賃金の範囲については、基本手当の賃金日額の算定に係る取扱いと同様の取扱いとする。

ロ また、日給者（短時間労働者を除く。）については、イにかかわらず、日給者についての基本手当に係る賃金日額の算定方法と同じ方法により計算された額を休業開始時賃金日額とする（50603 参照）。

ハ 船員について、乗船時・下船時等で大きく変動する賃金が定められている船員については、業務取扱要領 50614 を参照すること。

ニ 上記により算定した休業開始時賃金日額は、30 歳以上 45 歳未満の者に係る賃金日額の上限額を上限とし、賃金日額の下限額を下限とする。

ホ また、算定対象休業取得時点で短期雇用特例被保険者であった者については、当該短期雇用特例被保険者資格を取得後1年を経過し被保険者となった時点ではじめて、受給要件の判断、賃金日額の算定を行うこととなるが、この場合、賃金日額の算定に際しては、短期雇用特例被保険者であった期間も含まれることとなる。

59525 (5) 払渡希望金融機関口座の確認

イ 受給資格確認票・出生時支給申請書の中の払渡希望金融機関指定届に本人名義の普通預(貯)金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預(貯)金口座に係る金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 52 条第 2 項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）であって、その者が出生時育児休業給付金の払渡しを希望するものの記載を行い、当該普通預(貯)金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導する。ただし、口座情報を手書き以外の電磁的方法により記載した場合はその添付を省略することができる。

ロ 受給資格者の申出により口座振込みの方法で出生時育児休業給付金を支給することとなる場合は、その者に支給すべき出生時育児休業給付金のすべてについてこの方法により支給するものであり、その一部を現金で支給する取扱いは認めない。

ハ 口座振込みによる出生時育児休業給付金の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付及び就職促進給付の場合と同様である（業務取扱要領 52001～52050 参照）。

59526 (6) 受給資格確認申請の期限に係る取扱い

受給資格確認手続は、支給申請手続を事業主を経由して行うこととなるので、休業開始時賃金月額証明書
の提出と同時に
行うよう当該事業主及び被保険者を指導することとするが、受給資格確認票の提出が対象出

生時育児休業開始時点から大幅に遅れて行われた場合でも、これを受理し、受給資格の確認をなし得る。

59527 (7) 被保険者が支給申請手続を行う場合等の取扱い

天災等やむを得ない理由のため事業主を経由して申請手続を行うことが困難である場合又は本人が自ら申請を行うことを希望した場合に、当該被保険者本人が、受給資格確認及び支給申請に係る手続を行う場合の取扱いは以下のとおり。

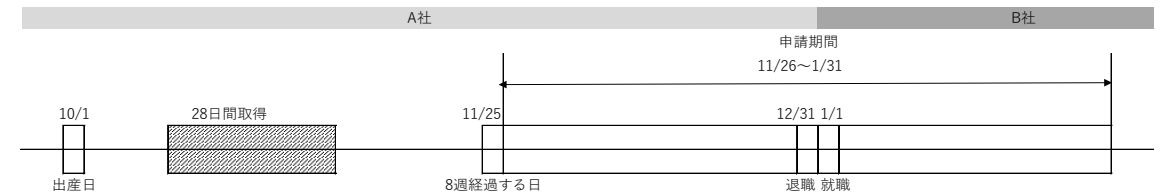
イ 出生時育児休業給付金の受給を希望する被保険者を雇用する事業主より当該被保険者に係る休業開始時賃金月額証明書のみ提出があった場合、あるいは、出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合は当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日までの間にその対象となる被保険者が離職している場合は、当該事業主に対して、被保険者本人が受給資格確認票・出生時支給申請書を提出するか否かを確認する。そこで、被保険者本人が提出することを確認した場合は、休業開始時賃金月額証明書の複写により作成される雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票（以下「休業開始時賃金月額証明票」という。）を事業主を通じて、当該被保険者に交付する。

また、この休業開始時賃金月額証明票の交付に当たっては、交付番号を付与することとする。

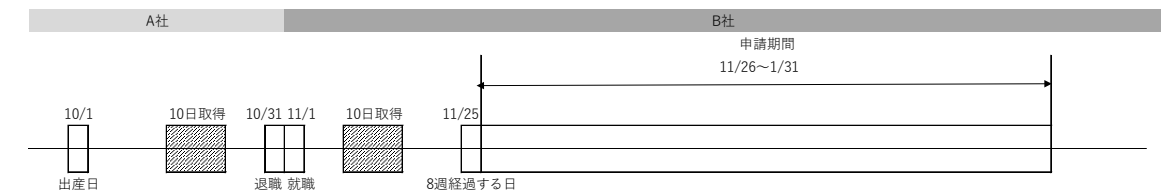
なお、出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合は当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日までの間に、その対象となる被保険者が離職している場合は、原則として当該事業主からの受給資格確認票・出生時支給申請書の提出は要さず、当該被保険者本人又は再就職している場合は再就職先の事業主が提出するものとする。これは出生時育児休業を分割して取得した場合においても、それぞれを合算して出生時育児休業給付金を申請しなければならないためである。

〔例示1～3〕

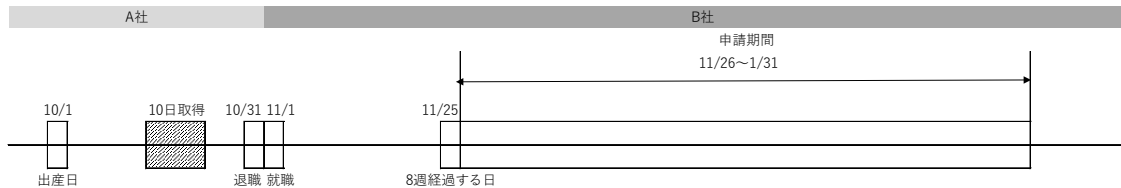
〔例示1：A社又は被保険者本人が受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する〕



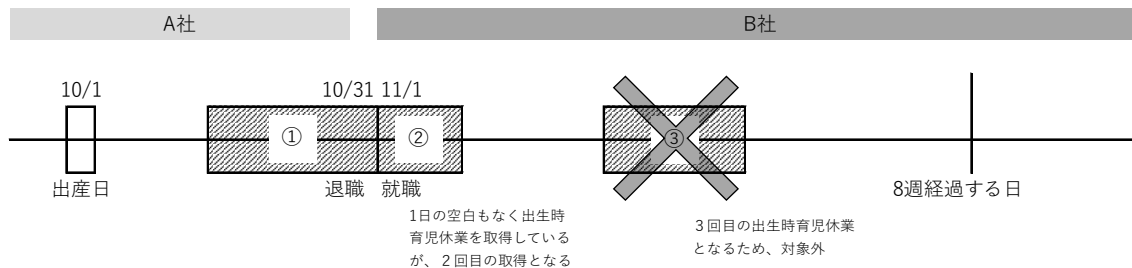
〔例示2：被保険者本人が受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する〕



〔例示 3：原則として被保険者本人が受給資格確認票・出生時支給申請書を提出する〕



〔例示 4：A社の出生時育児休業に引き続いて、B社で出生時育児休業を取得する〕



※ 例示 1～4 のいずれにおいても、休業開始時賃金月額証明書の手続はA社が行い、出生時育児休業給付金の支給に係る申請先は、A事業所を管轄する安定所となる。※例示 2 において A 社又は B 社が、例示 3 において A 社が、受給資格確認票・出生時支給申請書を提出することを妨げるものではない。

※ 例示 2 では、B 社が A 社在籍中の出生時育児休業期間、就業日数・時間、支払われた賃金額等について証明することが困難であることから、原則として A 社・B 社各々が証明した 2 枚の受給資格確認票・出生時支給申請書を被保険者本人がまとめて提出するよう指導すること。なお、A 社については 16～19 欄を、B 社については 12～15 欄は空欄として作成して差し支えないが、事業所名及び事業主の証明欄は確実に記入を求めること。安定所では受理した 2 枚の受給資格確認票・出生時支給申請書を基に、職権により 1 枚の受給資格確認票・出生時支給申請書に統合の上、システム処理を行う。

※ 喪失に係る事業所における出生時育児休業と取得に係る事業所における出生時育児休業について、1 日の空白もなく連続して取得した場合であっても、出生時育児休業は分割して取得したものとして取り扱うこと。したがって、例示 4 のように、初回の出生時育児休業は A 社の離職日 (10/31) で終了し、B 社の就職日 (11/1) から 2 回目の出生時育児休業が始まることとなった場合、B 社における再度の出生時育児休業は、59503 ロの「3 回目以降の出生時育児休業」として取り扱い、対象出生時育児休業には含めないこととなる。

ロ この交付された休業開始時賃金月額証明票及び受給資格確認票・出生時支給申請書の提出は、被保険者本人が行う場合であっても、事業所管轄安定所に提出する。

なお、例示 2 の場合で事業所非該当承認を受けている施設において雇用されている被保険者本人が支給申請を行う場合には、本社等適用事業所を管轄している安定所に対して行うこととなる。

ハ 被保険者本人が出生時育児休業給付金の支給申請のために、事業主に対して休業開始時賃金月額証明票の交付を求めた場合には、事業主は被保険者が受給資格確認票・出生時支給申請書を事業所管轄安定所に提出する日までに休業開始時賃金月額証明票をその者に交付しなければならない。

被保険者本人が休業開始時賃金月額証明票の交付を求めたにも関わらず、休業開始時賃金月額証明票の交付が行われない場合であって、被保険者本人が事業所管轄安定所に受給資格確認票・出生時支給申

請書を提出した場合には、事業所管轄安定所は申請を保留し、事業主に対して、被保険者本人が当該手続を行う場合は、当該申請までに休業開始時賃金月額証明票を交付しなければならないことを事業主に対して説明し、休業開始時賃金月額証明票の交付を促すものとする。

この際、休業開始時賃金月額証明書が事業所管轄安定所に提出されていない場合には、法第 76 条第 1 項に基づき、速やかに提出を促すものとする。

また、事業所管轄安定所が事業主に休業開始時賃金月額証明票の交付を促しているにも関わらず、事業主がこれに応じないときは、事業所管轄安定所は事業主を指導するものとする。

二 また、これら各種申請に基づく通知その他の手続については、事業主が手続を行う場合と同様である。

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号		③ フリガナ		④ 休業等を開始した日の	年	月	日
② 事業所番号		休業等を開始した者の氏名		令和			
⑤ 名称		⑥ 休業等を開始した者の住所又は居所		電話番号 ()			
事業所所在地							
電話番号							
住所							
事業主氏名							
休業等を開始した日前の賃金支払状況等							
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の開ける賃金基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃金額			⑫ 備考
休業等を開始した日	月 日			⑪ ①	⑪ ②	計	
月 日 ~ 休業等を開始した日の前日	日	月 日 ~ 休業等を開始した日の前日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
⑬ 賃金に関する特記事項				休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号)			
⑭ (休業開始時における)雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり → 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 カ月)						
※公共職業安定所記載欄							

注意
1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書（事業主控）（以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。）の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が育児休業又は介護休業を開始した日及び当該被保険者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話 番号

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

雇用保険法施行規則第14条の 第1項の規定により保険被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を示すにかんする事項を添付すること。

本手続は電子申請による申請が可能です。

本手続は、労働者本人が労働者本人の権利を受け、電子申請により、本部署の届出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労働士が当該事業主から委託を受けた者として行うものと見做す。労働者本人が労働者本人の権利を行使する場合は、労働者本人が労働者本人の権利を行使するものと見做す。

社会保険 労働士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号		③	フリガナ		④ 休業等を開始した日の	年	月	日
② 事業所番号		休業等を開始した者の氏名			年	月	日	
⑤ 名称				⑥ 休業等を				
事業所所在地				開始した者の				
電話番号				住所又は居所	電話番号 ()	—		
住所				この雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、休業等を開始した日以前の賃金支払状況等を記したものである。 公共職業安定所長 印				
事業主氏名								
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等								
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間		⑧ ⑦の期における賃金基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額			⑫ 備 考
					⑬	⑭	計	
休業等を開始した日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
月 日		日	月 日	日	月 日	日	月 日	日
⑬ 賃金に関する特記事項					休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号)			
⑭ (休業開始時における)雇用期間		イ 定めなし ロ 定めあり → 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 カ月)						
※ 公共職業安定所記載欄								

必ず裏面をよく読んで下さい

注意

- 被保険者本人が介護休業給付の支給申請手続又は育児休業給付の受給資格の確認手続を行う場合は、事業主はこの休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) を速やかに本人に交付すること。
- その場合、介護休業を開始した被保険者は、介護休業給付金支給申請書にこの休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) を添えて、事業所管轄安定所に支給申請手続を行うこと。また、育児休業を開始した被保険者は、この休業開始時賃金月額証明書 (本人手続用) に育児休業給付受給資格確認書を添えて、雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所 (以下「事業所管轄安定所」という) に速やかに提出すること。
- 被保険者が賃金日額特例措置対象予定者である場合は、事業主は離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を速やかに本人に交付すること。
- その場合、賃金日額特例措置対象予定者は、事業主から交付された離職票とともに、この所定労働時間短縮開始時賃金証明書を本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出すること。
- この休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書 (本人手続用) を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた事業所管轄安定所に申し出ること。

(49) 2019.10

介護休業給付又は育児休業給付の受給手続を本人ご自身で行う被保険者の方へ

1. 介護休業給付又は育児休業給付の受給手続は、事業主を経由して行うことが一般的ですが、被保険者本人が行う場合は、下記により、あなたが雇用されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」といいます。）で、定められた期間内に手続を行ってください。
2. 不明な点はご遠慮なく事業所管轄安定所の係員におたずねください。

1. 介護休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の被保険者が対象家族[※]を介護するための休業をした場合において、介護休業を開始した日前2年間[※]に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上または、賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月が連続して12か月以上あるとき、介護休業給付の受給資格を得ます（下線部については、介護休業を開始した日が令和2年8月1日以降の方が適用されます。）。
 - (注1) 対象家族とは、被保険者の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」「父母（養父母を含む。以下同じ。）」「子（養子を含む。）」「配偶者の父母」「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」をいいます。
 - (注2) この期間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった方については、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数をこの期間に加えた期間（最大4年）となります。
- (2) 介護休業給付の受給資格を有する被保険者は、各支給単位期間（介護休業をした期間のうち、介護休業開始日から1か月ごとに区分された期間。ただし、介護休業終了日の属する期間については、介護休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、介護休業給付金支給申請書を安定所に提出することにより、介護休業給付金の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面労働者「ロ」としている方）については、介護休業開始予定日から起算して38日を経過する日から6ヶ月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合は、介護休業給付の支給対象となります。
- (3) 介護休業給付金の支給申請手続は、事業主を通じて交付されたこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）に加えて、次のものを事業所管轄安定所に持参して行います。

また、この手続は、介護休業終了日（介護休業開始日から3か月を経過する日後引き続き休業している場合は、介護休業開始日から3か月を経過する日。）の翌日から起算して2か月を経過する日の属する末日までに行う必要があります。

- ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
- ② 介護休業給付金支給申請書
- ③ 介護休業給付金支給申請書の内容を確認することができる書類
 - a. 事業主が被保険者に交付した介護休業取扱通知又は介護休業申出書
 - b. 介護対象家族の方の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日が確認できる書類（住民票記載事項証明書等）
 - c. 介護休業の開始日・終了日・介護休業期間中の休業日数の実態が確認できる書類（出勤簿・タイムカード等）
 - d. 介護休業期間中に介護休業期間を対象として支払われた賃金が確認できる書類（賃金台帳等）

2. 育児休業給付の支給を受けるための手続等

- (1) 雇用保険の被保険者が[※]が出生時育児休業（子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度とする休業）または1歳又は、1歳2ヶ月[※]（その子の1歳以降の期間等も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められている場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6ヶ月又は、2歳）に満たない子を養育するための休業をした場合において、育児休業を開始した日[※]前2年間[※]に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上または、賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月が連続して12か月以上あるときは、育児休業給付の受給資格が確認されます（下線部については、育児休業を開始した日が令和2年8月1日以降の方が適用されます。）。
 - (注1) 被保険者とは、一般被保険者及び高年勤続被保険者をいいます。以下、この項において同じです。
 - (注2) 「パパママ育児プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2ヶ月までとなります。ただし、育児休業が取得できる期間（女性の場合は出生日以後の産後休業期間を含む）は1年間です。
 - (注3) 女性の被保険者が労働基準法の規定による産後・産後休業に引き続き育児休業を取得した場合は、産後休業期間（出産日の翌日から起算して8週間）の終了した日の翌日が育児休業を開始した日（出産日から起算して38日目に当たる日）となります。
- (2) 育児休業給付の受給資格が確認された被保険者は、出生時育児休業期間または育児休業の各支給単位期間（育児休業をした期間のうち、育児休業開始日から1か月ごとに区分された期間。ただし、育児休業終了日の属する期間については、育児休業終了日までの期間。）について所定の要件を満たした場合に、育児休業給付金支給申請書を事業所管轄安定所に提出することにより、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受けることができます。なお、期間雇用者（表面労働者「ロ」としている方）については、出生時育児休業の場合は、子の出生日から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、育児休業の場合は子が1歳6ヶ月までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合は、育児休業給付の支給対象となります。
- (3) ①の育児休業給付の受給資格の確認は、事業主を通じてこの休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）の交付を受けた後に、事業所管轄安定所に次のものを持参して行います。

この受給資格の確認のための手続は、出生時育児休業給付金の場合は、受給資格確認と申請手続を同時に行う必要があります。この場合、子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日までに行います。②の初回の育児休業給付金支給申請書の提出と同時にすることもできます。この場合、育児休業開始日から4か月を経過する日の属する月の末日までに行います。

 - ① 休業開始時賃金月額証明書（本人手続用）
 - ② 育児休業給付金支給申請書・出生時育児休業給付金支給申請書または育児休業給付金支給申請書（初回）
 - ③ 母子健康手帳
 - ④ 育児休業給付金支給申請書の記載内容を確認することのできる書類（賃金台帳、出勤簿等）

なお、初回の育児休業給付金支給申請に先だって、育児休業給付受給資格確認手続のみ行うこともできます。その場合は、上記の①～④を持参して行います。（この場合、②には受給資格確認手続のために必要な事項のみ記載することになります。）
- (4) 育児休業給付の受給資格が確認された場合は、育児休業給付受給資格確認通知書が交付されます。また、育児休業給付の受給資格を満たさない場合は、育児休業給付受給資格確認通知書が交付されます。

3. 偽りその他不正の行為で介護休業給付又は育児休業給付の支給を受けたり、又は受けようとした場合には、以後介護休業給付又は育児休業給付を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は罰金等科せられることがあります。

事業主のみなさまへ

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、その雇用する被保険者が上記の介護休業若しくは育児休業を開始したとき、又は賃金日額特別措置対象予定者に該当するに至った場合に提出していただく必要があります。

1. 所定労働時間短縮開始時賃金日額算定の特例について

所定労働時間短縮開始時賃金日額算定の特例とは、倒産・解雇等の理由により雇われた一般被保険者について、算定基礎賃金月に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは最介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該一般被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその最介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は一部を含む場合に、短縮措置等の適用時における賃金日額と当該離職時における賃金日額により基本手当日額を算定するものです。

2. 所定労働時間短縮開始時賃金証明書の交付等について

所定労働時間短縮開始時賃金証明書（安定所提出用）が提出された場合には、所定労働時間短縮開始時賃金証明書（本人手続用）が交付されますので、事業主の方はこれを一般被保険者の方にお渡しください。一般被保険者の方は、これを、離職票などとともにご基本手当の支給を受ける安定所に提出していただくこととなります。

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意

1. 休業開始時賃金月額証明書等の提出等

(1) 育児休業を開始した場合

イ 事業主は、その雇用する被保険者が出生時育児休業（子の出生後8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度とした休業）又は育児休業（1歳又は、1歳2ヶ月（※）（その子の1歳以降の期間も休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（保育所における保育の実施が行われない等）には1歳6ヶ月又は、2歳）に満たない子を養育するための休業）を開始したときは、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（以下「賃金月額証明書」という。）に育児休業給付金受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書又は育児休業給付金受給資格確認票（初回）育児休業給付金支給申請書（以下「受給資格確認票（初回）支給申請書」という。）を添えて、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に提出してください。

（※）「パパママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」を利用する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が原則1歳2ヶ月までとなります。

ただし、育児休業を取得できる期間（女性の場合は誕生日以後の産後休業期間を含む）は1年間です。

ロ 賃金月額証明書は、事業主を経由して支給申請手続を行う場合には、出生時育児休業給付金の場合、子の誕生日又は出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで、育児休業給付金の場合、休業を開始した日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、受給資格確認票（初回）支給申請書と同時に提出してください。ただし、被保険者本人が申請を行う場合は、事業主は、その雇用する被保険者が受給資格確認票（初回）支給申請書を提出する日までに賃金月額証明書を安定所に提出してください。

ハ 育児休業給付金の場合、支給申請に先だって受給資格確認を行うこともできます。その場合は、受給資格確認のために必要な事項を記載した受給資格確認票（初回）支給申請書を賃金月額証明書に添えて提出する必要があります。

※出生時育児休業給付金の場合、支給申請に先だって受給資格確認を行うことはできません。

ニ 育児休業を開始した被保険者が、受給資格確認票（初回）支給申請書の提出手続を自らが行うことを希望する場合は、事業主は、賃金月額証明書を提出した時点で、安定所は、その事業主を通じて被保険者に対して雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（以下「賃金月額証明書」という。）を交付しますので、その被保険者は、出生時育児休業給付金の場合、子の誕生日又は出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日まで、育児休業給付金の場合、休業を開始した日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、これを受給資格確認票（初回）支給申請書と同時に提出してください。

(2) 介護休業を開始した場合

イ 事業主は、その雇用する被保険者が介護休業（介護休業給付の対象となる家族を介護するための休業）を開始したときは、賃金月額証明書を安定所に提出してください。

ロ 賃金月額証明書は、事業主を経由して介護休業給付金支給申請書を提出する場合には、休業を終了した日（休業開始から3ヶ月を経過する日後引き続き休業している場合は、休業開始日から3ヶ月を経過する日。）の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、介護休業給付金支給申請書と同時に提出してください。ただし、被保険者本人が申請を行う場合は、事業主は、その雇用する被保険者が介護休業給付金支給申請書を提出する日までに賃金月額証明書を安定所に提出してください。

ハ 介護休業を開始した被保険者が介護休業給付金支給申請書の提出手続を自らが行うことを希望する場合は、安定所は、事業主が賃金月額証明書を提出した時点で、その事業主を通じて被保険者に対して賃金月額証明書を交付しますので、その被保険者は、休業を終了した日（休業開始から3ヶ月を経過する日後引き続き休業している場合は、休業開始日から3ヶ月を経過する日。）の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに、これを介護休業給付金支給申請書と同時に提出してください。

(3) 短縮措置等を開始した場合

イ 事業主は、その雇用する一般被保険者が離職し、賃金日額特例措置対象予定者に該当する場合には、当該資格喪失に伴う雇用保険被保険者離職証明書を安定所に提出するとともに、当該被保険者の短縮措置等の適用に係る雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（以下「賃金証明書」という。）を当該離職したことにより被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内に安定所に提出しなければなりません。

ロ 賃金日額特例措置対象予定者とは、次のいずれにも該当する受給資格者のことをいいます。

㌦ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための勤務時間短縮措置（以下「短縮措置等」という。）の開始時点で離職したものとみなした場合に、基本手当に係る受給資格を取得することになること

㌦ 算定基礎賃金月へ引き続き短縮措置等の開始直前6ヶ月が、離職の日以前4年間（最後に被保険者となった日が離職の日以前4年以内にある場合は、当該被保険者となった日から離職の日までの期間）内にあること

㌦ 算定基礎賃金月中に、短縮措置等の適用により賃金が喪失・低下した期間の全部又は一部を含むこと

㌦ 特定理由離職者又は特定受給資格者となる離職理由により離職したこと

㌦ 平成15年5月1日以後に短縮措置等が開始されたこと

(4) 賃金月額証明書の添付書類等

事業主が賃金月額証明書を安定所に提出する場合には、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿又はタイムカード等賃金月額証明書の記載内容を確認することができる書類を持参してください。

(5) 受給資格確認を同時に行う場合の添付書類

事業主（又は被保険者）が育児休業給付金の受給のために受給資格確認票を安定所に提出する場合には、母子健康手帳等その育児の事実を確認できる書類の写しを持参してください。

(6) 支給申請を同時に行う場合の添付書類

賃金月額証明書を育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書又は、介護休業給付金支給申請書と同時に提出する場合には、受給資格確認及び支給申請に必要な添付書類もあわせて持参してください。

(7) 本手続は電子申請による届出が可能です。詳しくは安定所までお問い合わせください。

2. 賃金月額証明書等の記載方法

事業主は、その雇用する被保険者が育児休業若しくは介護休業を開始したとき又は賃金月額特例措置対象予定者に該当するに至った場合は、この注意書に従って賃金月額証明書・賃金証明書（事業主控）（第1葉目）、賃金月額証明書・賃金証明書（安定所提出用）（第2葉目）及び賃金月額証明票・賃金証明票（本人手続用）（第3葉目）の3枚を複写によって同時に記載してください。

なお、次の点に注意してください。

(1) 標題中「休業開始時賃金月額証明書」及び「所定労働時間短縮開始時賃金証明書」は使用しない方の文字を抹消し、（育児・介護）欄には、被保険者が開始した休業等の種類いずれかに○をしてください。

(2) ④欄には、被保険者が育児休業若しくは介護休業を開始した日又は短縮措置等を開始した日を記載してください。

なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は、出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための勤務時間短縮措置を適用する場合は、当該適用日が、休業等を開始した日となります。

(3) ⑦欄は、次の点に注意して記載してください。

イ 「休業等を開始した日」の欄には、④欄の休業等を開始した日の年月日を記載します。

ロ (イ) 「休業等を開始した日」の欄の下各欄の左側の月日欄には、休業等を開始した日の前日の属する月からさかのぼった各月における「休業等を開始した日」に相当する日（例えば「休業等を開始した日」が5月21日である場合、4月21日、3月21日……が該当する日となる。「休業等を開始した日」に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。）を記載します。したがって、最上段の左側の月日欄には、「休業等を開始した日」の属する月の前月における応当日を記載し、次の段の左側の月日欄には、すぐ上の段の左側の月日欄に記載した月の前月における応当日を記載します。

(ロ) 女性の被保険者が産前・産後休業に引き続いて育児休業を開始した場合において、その産前・産後休業期間中に賃金の支払を受けなかった期間があるときは、(イ)にかかわらず、下記ニにより記載します（例2参照）。

(ハ) 以下の各段には、順次さかのぼって、賃金月額証明書については育児休業又は介護休業を開始した日前2年間（したがって、24段に達するまで）、賃金証明書については短期措置等の開始日以前1年間（したがって、12段に達するまで）又は短縮措置等の開始日以前2年間（したがって、24段に達するまで）（※）（下記cを参照）を記載してください。

ただし、次の点に注意してください。

a. 左側の月日欄に記載すべき月日が、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の「被保険者となった年月日」より前の日となるときは、その被保険者となった日を記載します。

b. 賃金月額証明書の⑧欄については、日数が11日以上ある欄が12以上あれば、記載はそこまで結構ですが、ない場合において、⑦欄の記載欄が不足したときには、別様の賃金月額証明書等の用紙を続紙として用いて、標題の右に「続紙」と記入し、①～④欄、事業主の住所・氏名欄及び⑦～⑬欄のみを記載してください。

c. 賃金証明書の⑧欄については、日数が11日以上ある欄が、短縮措置等の開始日以前1年間に6以上又は短縮措置等の開始日以前2年間に12以上（※）あれば、記載はそこまで結構ですが、ない場合において、⑦欄の記載欄が不足したときには、別様の賃金月額証明書等の用紙を続紙として用いて、標題の右に「続紙」と記入し、①～④欄、事業主の住所・氏名欄及び⑦～⑬欄のみを記載してください。

なお、上記b及びcいずれの場合も、⑦～⑬欄については、例3のように不要な記載欄を二重線で抹消し、2段目から使用してください。

(※) 賃金証明書に係る事業所の離職に係る受給資格の決定において、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月ない場合であって、離職日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月ある場合は、賃金証明書の⑦及び⑧欄については、短縮措置等開始日以前2年間⑧欄の日数が11日以上ある欄が12以上となるまで記載が必要です。

ハ 「休業等を開始した日」の欄の下各欄の右側の月日欄には、その記載しようとする段のすぐ上の段の左側の月日の前日を記載します。

ニ 休業等を開始した者が、上記ロに掲げる期間内に、①疾病、②負傷、③事業所の休業、④出産、⑤事業主の命による外国における勤務等の理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかったものであるときは、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を上記ロに掲げる期間に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年

間について、上記により記載してください（ただし、当該期間中における各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払を受けなかった場合は、その期間は記載を省略して差し支えありません）。

また、賃金の支払を受けなかった期間及び原因となった傷病名等その理由を⑫欄に記載します（例2参照）。

なお、上記の理由により通常の勤務をすることができなかった日（例えば、通院のため午前中に欠勤した場合等）が30日以上引き続いた場合であって、通常の賃金を下回る賃金が支払われた場合には、その期間及び原因となった傷病名等その理由を⑫欄に記載します。

- (4) ⑧欄には、⑦の欄の期間における賃金の支払の基礎となった日（休業手当の対象となった日又は有給休暇の対象となった日を含む。）の数を記載してください。月給制であれば、土日曜日や祝日も通常「賃金支払基礎日額」に含まれることになります。なお、半日勤務等所定労働時間を勤務しなかった日も1日として取り扱い、その内容を備考欄に記載してください。

- (5) ⑨欄の最上段には、賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）のうち、休業等を開始した日の前日の直前の賃金締切日の翌日から「休業を開始した日の前日」までの期間（例えば休業等を開始した日が10月21日で、毎月の賃金締切日が24日の場合、「9月25日～休業を開始した日の前日」となる。）を、次の段には、上段の左側の月日の前月の賃金締切日の翌日（被保険者となった日の属する月の場合は、被保険者となった日）から次の賃金締切日までの期間（例えば、「8月25日～9月24日」）を、以下の各段には順次さかのぼって、上記(3)のロのⅴにより記載した期間について記載します。ただし、当該期間中の各段において、左側の月日から右側の月日までの期間中に全く賃金の支払を受けなかった場合は、その期間は記載することを要しません（例2参照）。

なお、⑨欄に記載した各期間において休業手当（労働基準法第26条によるもの）が支払われたことがある場合には、⑫欄に、「休業」と表示の上、休業日数及び支払った休業手当の額を記載してください（例4参照）。

この場合、各期間に対応する賃金月の全期間にわたり休業が行われ、休業手当が支払われた場合は、「全休業」と表示の上、休業手当の額を記載します。

- (6) ⑩欄については、⑨欄の各期間において賃金の支払の基礎となった日数を記載してください。

- (7) ⑪欄については、賃金の主たる部分が、月、週その他一定の期間によって定められている場合には、その月の賃金のすべてを⑪欄に記載してください。賃金の主たる部分が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合には、その主たる部分の賃金を⑪欄に記載し、その他の部分の賃金（月によって支払われる家族手当等）を⑪欄に記載します。このほか、次の点に注意してください。

- ① 休業等開始前に労働協約等の改定に伴い賃金がさかのぼって引き上げられ、過去の月分に係る差額が支給された場合には、それぞれの該当月に支給された賃金額に該当差額を加えた額を記載します。

- ② 通勤手当等が数か月分一括して支給された場合等は、対象月で除して得た額を各月の欄に加算して記載しますが、この場合に生じた端数は、その最後の月の額に加えて記載してください。

- ③ 賞与其他臨時の賃金については、⑪欄には記載しません。

なお、記入しない欄には斜線を引いてください。

- (8) ⑫欄には、賃金未払がある場合は、その旨及びその未払額等参考となる事項を記載してください。

- (9) ⑬欄には、毎月きまって支払われる賃金以外の賃金のうち3ヶ月以内の期間ごとに支払われるもの（以下「特別の賃金」という。）がある場合に、上記(3)により⑦欄に記載した期間内に支払われた特別の賃金の支給日、名称及び支給額を記載してください。なお、余白には、斜線を引いてください（例1参照）。

例1

⑬賃金に関する特記事項	29.12.25	29.9.25	29.6.25	29.3.25
〇〇手当	〇〇手当	〇〇手当	〇〇手当	〇〇手当
	220,000円	140,000円	210,000円	140,000円

- (10) ⑨欄から⑬欄までの記載に当たっては、雇用保険法第17条の規定による賃金日額を計算するに必要な賃金の支払状況（離職した際に交付する離職票に記載する賃金の支払状況）を正確に記載することができる場合には、当該賃金の支払状況の記載をもって足りります。

- (11) ⑭欄には、休業開始時点での休業を行う者についての雇用期間の定めの有無を記載してください。

- (12) ※欄には、記載しないでください。

- (13) 社会保険労務士記載欄は、この証明書等を社会保険労務士が作成した場合のみ記載してください。

なお、賃金月額証明書等（第3葉目）を重ねて押印すると、そのまま複写されてしまいますので、注意してください。

例2 平成29年10月21日被保険者として育児休業を開始。賃金締切日が毎月24日の月給者。平成29年7月15日から10月20日の間(98日間)に産前産後休業を取得したが、その間に賃金支払がなかったため、賃金支払基礎日数が0日である、⑦欄8月21日～9月20日、7月21日～8月20日、及び⑨欄の8月25日～9月24日、7月25日～8月24日についての記載を省略している。

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の保険 料期間(算定対象期間)	② 育児休業等を開始した日の前日 に継続したとみなした場合の賃 金支払基礎日数	③ 賃金支払対象期間	④ 賃金額			⑤ 備考
			④-1 基礎 日数	④-2 日額	④-3 計	
休業等を開始した日 10月21日	0日	9月25日～休業等を開始した日の前日 0日				
9月21日～休業等を開始した日の前日 0日	0日	9月25日～休業等を開始した日の前日 0日				
6月21日～7月20日 24日	24日	6月25日～7月24日 20日	158,000			自29.7.15
5月21日～6月20日 31日	31日	5月25日～6月24日 31日	183,000			至29.10.20
4月21日～5月20日 30日	30日	4月25日～5月24日 30日	183,000			98日間
3月21日～4月20日 31日	31日	3月25日～4月24日 31日	170,000			出産のため
2月21日～3月20日 28日	28日	2月25日～3月24日 28日	170,000			賃金支払
1月21日～2月20日 31日	31日	1月25日～2月24日 31日	170,000			なし。
12月21日～1月20日 31日	31日	12月25日～1月24日 31日	170,000			
11月21日～12月20日 30日	30日	11月25日～12月24日 30日	170,000			
10月21日～11月20日 31日	31日	10月25日～11月24日 31日	170,000			
9月21日～10月20日 30日	30日	9月25日～10月24日 30日	170,000			
8月21日～9月20日 31日	31日	8月25日～9月24日 31日	170,000			
7月21日～8月20日 31日	31日	7月25日～8月24日 31日	170,000			
月 日～月 日 日	日	6月25日～7月24日 30日	170,000			
月 日～月 日 日	日	月 日～月 日 日				
月 日～月 日 日	日	月 日～月 日 日				

例3 平成29年1月16日被保険者として休業を開始。

(続紙を必要とする場合)

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の保険 料期間(算定対象期間)	② 育児休業等を開始した日の前日 に継続したとみなした場合の賃 金支払基礎日数	③ 賃金支払対象期間	④ 賃金額			⑤ 備考
			④-1 基礎 日数	④-2 日額	④-3 計	
休業等を開始した日 1月16日	0日					
12月16日～休業等を開始した日の前日 0日	0日					
10月16日～11月15日 2日	2日					自28.10.18
9月16日～10月15日 8日	8日					至29.1.16
8月16日～9月15日 8日	8日					98日間病欠
7月16日～8月15日 8日	8日					(骨折)のため
6月16日～7月15日 8日	8日					賃金支払
5月16日～6月15日 8日	8日					なし。
4月16日～5月15日 21日	21日					
3月16日～4月15日 21日	21日					
2月16日～3月15日 21日	21日					
1月16日～2月15日 21日	21日					
12月16日～1月15日 21日	21日					
11月16日～12月15日 21日	21日					
10月16日～11月15日 21日	21日					
9月16日～10月15日 21日	21日					
8月16日～9月15日 21日	21日					

例4 平成29年11月11日被保険者として休業を開始。賃金締切日が毎月

25日の月給者、平成29年2月1日～11日、平成28年9月5日～30日(日曜日、国民の祝日を除く。)休業手当を支給。

① 賃金支払対象期間	② 基礎 日数	③ 賃金額			④ 備考
		③-1 日額	③-2 日額	③-3 計	
10月26日～休業等を開始した日の前日 0日	0日				
7月26日～8月25日 16日	16日	85,000			自28.8.11
6月26日～7月25日 30日	30日	170,000			至29.11.10
5月26日～6月25日 31日	31日	170,000			まで98日間
4月26日～5月25日 30日	30日	170,000			出産のため
3月26日～4月25日 31日	31日	155,000			賃金支払なし
2月26日～3月25日 28日	28日	155,000			
1月26日～2月25日 31日	31日	143,000			休業8日 30,000円
12月26日～1月25日 31日	31日	155,000			
11月26日～12月25日 30日	30日	155,000			
10月26日～11月25日 31日	31日	155,000			
9月26日～10月25日 30日	30日	134,000			休業4日 15,000円
8月26日～9月25日 31日	31日	155,000			休業13日 20,000円
7月26日～8月25日 31日	31日	155,000			
月 日～月 日 日	日				
月 日～月 日 日	日				

(続紙)

① 育児休業等を開始した日の前日に 継続したとみなした場合の保険 料期間(算定対象期間)	② 育児休業等を開始した日の前日 に継続したとみなした場合の賃 金支払基礎日数	③ 賃金支払対象期間	④ 賃金額			⑤ 備考
			④-1 基礎 日数	④-2 日額	④-3 計	
休業等を開始した日 7月16日	0日					
6月16日～7月15日 21日	21日					
5月16日～6月15日 21日	21日					

被保険者本人が育児休業給付又は介護休業給付の支給申請手続を行う場合は、賃金月額証明書を公共職業安定所に提出すると、賃金月額証明票が交付されますが、この賃金月額証明票は、直ちに被保険者本人に交付してください。また、このとき、本人に対し、賃金月額証明票の裏面の注意事項をよく読んで、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で定められた期間内に必要な手続をとるよう説明して下さるようお願いします。

また、雇用していた被保険者が賃金月額特例措置対象予定者に該当する場合は、賃金証明書(安定所提出用)を公共職業安定所に提出すると、賃金証明票(本人手続用)が交付されますが、この賃金証明票は、直ちに被保険者本人に交付してください。また、このとき、本人に対し、離職票などとともに本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に持参し、求職の申込みをするよう説明して下さるようお願いします。

なお、詳しくは、都道府県労働局職業安定部又は近隣の公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

2022. 9

注 意

- 1 出生時育児休業給付金（令和4年10月1日以降に出生時育児休業を開始した方が対象）は、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業を行う被保険者が育児休業給付の受給資格の確認を受けた場合において、原則として、当該出生時育児休業期間について、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出により算定された賃金日額に支給日数を乗じた額（注）の80%以上の賃金が支払われていないこと、就業していると認められる日数が10日（休業期間が28日に満たない場合は、10日に当該休業期間を28日で除して得た率を乗じて得た日数。その日数を超える場合は就業していると認められる時間が80時間（当該休業期間が28日に満たない場合は、80時間に当該率を乗じて得た時間数））以下であること等を要件として、（賃金日額）×（支給日数）×67%を限度として支給されます。
（注）賃金日額は、原則として休業開始前6か月の賃金を180で除した額であり、支給日数は出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数（出生時育児休業を2回した場合には合算して得た日数。その日数が28日を超えるときは、28日）
なお、出生時育児休業給付金の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。
- 2 育児休業給付の受給資格の確認を受け、出生時育児休業給付金の支給申請を行うおとす方は、事業主の方が行う雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出にあわせて、事業主を経由して事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に、この育児休業給付受給資格確認書・出生時育児休業給付金支給申請書を提出してください。
ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出することが困難である場合には、申請者本人が提出することができます。
- 3 記載方法
 - (1) 1欄には、被保険者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
なお、被保険者番号が16桁（上下段で表示されている。）で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。
 - (2) 2欄には、資格取得年月日を記載し、年月日及び日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。
（例：令和2年4月1日→00020401）
 - (3) 4欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空欄としてください。
 - (4) 5欄には、被保険者が出生時育児休業を開始した年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。
 - (5) 6欄には、出生時育児休業に係る子の出産年月日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。
 - (6) 7欄には、出生時育児休業に係る子の出産予定日を、2欄の記載要領にしたがって、記載してください。なお、出産年月日と出産予定日が同日である場合にも必ず記載してください。
 - (7) 8欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号（マイナンバー）を記載してください。
 - (8) 10欄には、被保険者の住所を、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字とします。）により明瞭に記載してください。
 - (9) 11欄には、被保険者の電話番号を記載してください。
 - (10) 12欄及び16欄には、出生時育児休業ごとに、出生時育児休業開始年月日及び出生時育児休業終了年月日を記載してください。
例：令和4年10月15日から同22日まで及び令和4年11月10日から同16日まで出生時育児休業をした場合
支給期間その1 0000101500111016
支給期間その2 0000111000111600
 - (11) 13欄及び17欄の就業日数には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間において就業した日数を記載してください。
 - (12) 14欄及び18欄の就業時間には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間において就業した時間を記載してください。分単位の端数は切り捨ててください。
 - (13) 15欄及び19欄には、各々12欄及び16欄に記載した支給期間における就労に対して事業主から支払われた賃金（臨時の賃金、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の額を記載してください。なお、その賃金には出生時育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。
また、賃金締切日、賃金支払日及び通勤手当に関する事項について備考欄に記載し、併せて賃金に含まれるか判断しかなるものについては、備考欄の下段にその額とその名称を記載してください。
 - 4 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印の付いた欄又は記入枠には記載しないでください。
 - 5 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、以後育児休業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
 - 6 事業主の方は、記載事項に誤りがないことの証明を行ってください。偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
 - 7 提出に当たっては、記載内容の確認できる書類を添付してください。育児を行っている事実、支給申請書に記載した賃金額等の記載内容を確認できる賃金台帳、出勤簿等をご持参ください。
 - 8 払渡希望金融機関指定欄の記載について
 - (1) 「名称」欄には出生時育児休業給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、被保険者本人の名称の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) 払渡しできる口座は、金融機関の普通預（貯）金口座に限られます。
 - (4) 手書きで記載する場合には、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名称の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。
 - (5) 基本手当などの支給を受けるために払渡希望金融機関指定欄を提出したことがあり、かつ、引き続き同一の金融機関口座へ振り込まれることを希望する場合には、記載する必要はありません。
 - 9 本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
 - 10 本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者本人の申請であることを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。この場合の申請者氏名欄には、申請者氏名に代えて「申請について同意済み」と記載してください。

59531-59540 3 出生時育児休業給付金の支給申請に係る取扱い

59531 (1) 支給申請期間

- イ 出生時育児休業給付金の支給申請については、当該出生時育児休業給付金の支給に係る子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から当該日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに、受給資格確認票・出生時支給申請書に必要事項を記載の上、事業所管轄安定所に提出するものとする。
- ロ 受給資格確認票・出生時支給申請書に記載した支給期間に対する賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類の提出を求め、当該書類の提出後に支給処理を行うものとする。
- ハ 事業所管轄安定所における休業開始時賃金月額証明書及び受給資格確認票・出生時支給申請書の保存期間は5年間とする。

59532 (2) 添付書類

- イ 出生時育児休業給付金の支給申請の際の添付書類は次のとおりである。
- (イ) 休業開始時賃金月額証明書（休業開始時賃金月額証明書の添付書類は、59521 ロに掲げるとおりである。）
- なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・出生時支給申請書に休業開始時賃金月額証明書の添付が必要である。
- (ロ) 賃金台帳、出勤簿又はタイムカードなど受給資格確認票・出生時支給申請書に記載した支給期間を対象とする賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類（出生時育児休業期間中に出勤簿等を作成していない場合には、以下に定める「育児休業期間に係る賃金証明書」）
- なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・出生時支給申請書に給与明細書又は賃金台帳の写し、出勤簿等の書類の写し（出生時育児休業期間中に事業主が出勤簿等を作成していない場合には「育児休業期間に係る賃金証明書」）の添付が必要である。
- また、この出生時育児休業給付金の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領 21206 及び 21502 に準じて取り扱うこととする。
- (ハ) 特別養子縁組の成立のため監護を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、家庭裁判所の審判書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に審判が行われている場合に限る。）
- また、養子縁組里親又は養育里親として育児を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、措置解除決定通知書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に解除が行われている場合に限る。）
- (ニ) 住民票記載事項証明書等 (59533 (3) ハ) のなお書きの規定により特別養子縁組の成立のための請求を再度行っている場合に限る。）
- ロ 受給資格確認票・出生時支給申請書は、その内容について、事業主証明欄に証明を受けなければならない。

育児休業期間に係る賃金証明書（様式例）

当社においては、育児休業期間中、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）を作成しておらず、また、育児休業期間中に関する規定を明記した就業規則及び給与規定もないため、当社の被保険者である下記の者につきまして、育児休業給付対象期間における休業日数及び賃金支払額を下記の通り証明いたします。

記

- 1 被保険者番号 _____
- 2 被保険者氏名 _____
- 3 支給単位期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
 ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 就労の有無（いずれかに○）
ア 就労していない
- イ 3の期間内において就労した又は賃金が発生した
（その1）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（ 時間）
賃金支払日 令和 年 月 日 支給金額 円
（その2）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（ 時間）
賃金支払日 令和 年 月 日 支給金額 円
（その3）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 就業日数 日（ 時間）
賃金支払日 令和 年 月 日 支給金額 円
- 5 職場復帰の有無（いずれかに○）
ア 復帰している（復帰日：令和 年 月 日
 週所定労働時間が 20 時間以上 ・ 20 時間未満）
イ 退職している（退職日：令和 年 月 日）
ウ 復帰していない

上記の記載事実に相違ありません。

令和 年 月 日

●●公共職業安定所 殿

事業所名
所在地
事業主名

59533 (3) 支給要件の確認

事業主より受給資格確認票・出生時支給申請書の提出を受けた事業所管轄安定所においては、事業主に對して被保険者が休業終了後に職場復帰をする予定であることを確認した上で、支給要件の確認を行う。

その具体的な取扱いとは次のとおりである。

イ 出生時育児休業期間を対象とする賃金として支払われた賃金があるか否かを賃金台帳等により確認し、当該賃金額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の 80%未満であることを確認する。

ロ 出生時育児休業期間において就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合は、就業していると認められる時間が 80 時間。被保険者となっていない事業所での就業日数・時間も含める。出生時育児休業の取得日数が 28 日に満たない場合は、当該取得日数を 28 日で除して得た率に応じた就業日数及び時間。）以下（59503 へ(ロ)参照）であることの確認を行う。この確認は、原則として受給資格確認票・出生時支給申請書中の備考欄における事業主の証明により行うこととするが、さらに必要があるときは当該事業主に対し出勤簿等の提出を求める。

また、就業していると認められる時間を確認する場合は、タイムカード、賃金台帳、就業規則など就業時間や休憩時間が把握できる書類の提出を求め、これを行うこととする。

ハ 出生時育児休業期間において特別養子縁組の成立のための監護期間に係る出生時育児休業給付金の支給については、家庭裁判所において特別養子縁組の成立を認めない審判が行われた場合、その決定日の前日までが対象となる。このため、特別養子縁組の成立のための監護期間を 59532(2)イ(ハ)に基づき提出された審判書の写しによって確認する。

なお、この場合であっても、家庭裁判所に対して特別養子縁組を成立させるための請求が再度行われたときは、出生時育児休業給付金の支給対象となる監護期間となり得るものであり、また、住民記載事項証明書等を確認することにより、当該請求日前の監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日とみなして取り扱うこと。

ニ 養子縁組里親又は養育里親として委託を受けている期間に係る出生時育児休業給付金の支給については、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された時は、その解除日の前日までが対象となる。このため、解除された場合は、児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しによって確認する。

59534 (4) 支給額の算定

イ 支給要件を確認し、これを満たしている場合には、支給額を算定する。この支給額は、休業開始時賃金日額に休業した日数を乗じて得た額の 67%に相当する額とする。

ただし、受給資格者が事業主から当該出生時育児休業期間を対象とする賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と出生時育児休業給付金の額の合計額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の 80%に相当する額以上であるときは、その超過分を減じた額を支給額とする。

ロ(イ) イの「出生時育児休業期間を対象とする賃金」とは、当該出生時育児休業期間を含む賃金月（50601 参照）分として支払われた賃金（臨時の賃金及び 3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）のうち、当該出生時育児休業期間に就労等した日又は時間により算定され支払われた額（就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含む。）とし、通勤手当、家族手当及び資格等に応じた手当等が就労等した日及び時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含まないものとする。

出生時育児休業期間に賃金が減額されなかった場合又は支払われた賃金が特定できない場合は以

下(ロ)により算定する。

- (ロ) 月給制等により、出生時育児休業期間を含む賃金月において、賃金が減額されなかった場合には、当該期間中に被保険者を雇用している事業主から支払われた賃金の額 ((イ)で除外した手当等は除く。) に出生時育児休業取得日数を乗じて得た額を、出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数で除し (小数点以下切り捨て)、当該額を「出生時育児休業期間を対象とする賃金」として取り扱うこと。

また、日給月給制等により、出生時育児休業期間を含む賃金月において、賃金が減額された場合には、「①当該期間中に減額された賃金の額」と「②当該期間中に被保険者を雇用している事業主から支払われた賃金の額 ((イ)で除外した手当等は除く。) に減額がなかった場合の額に出生時育児休業取得日数を乗じて得た額を、出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数で除した額 (小数点以下切り捨て)」を比較し、その差分(②－①)を「出生時育児休業期間を対象とする賃金」として取り扱うこと。

(例 1) 31 日間の賃金支払対象期間中に 10 日間の出生時育児休業を取得し、月給 30 万円を満額支給 (諸手当無し) された場合には、 $30 \text{ 万円} \times 10 \div 31 = 96,774.19 \dots \rightarrow 96,774 \text{ 円}$ が「出生時育児休業期間を対象とする賃金」となる。

(例 2) 31 日間の賃金支払対象期間中に 10 日間の出生時育児休業を取得し、月給 30 万円のうち、23 万円の基本給が支給 (諸手当無し) された場合には、 $300,000 \text{ 円} - 230,000 \text{ 円} = 70,000 \text{ 円} \dots$ ① $300,000 \text{ 円} \times 10 \div 31 = 96,774.19 \dots \rightarrow 96,774 \text{ 円} \dots$ ② 比例配分すると 10 日間で 96,774 円減額されるべきところ、70,000 円しか減額されていないため、②－①＝26,774 円を「出生時育児休業期間を対象とする賃金」として取り扱う。なお、②－① ≤ 0 円となっている場合、「出生時育児休業期間を対象とする賃金」は 0 円として取り扱うこと。

また、(例 1) (例 2) とともに、出生時育児休業の取得が 2 以上の賃金支払対象期間に渡る場合も同様に取り扱うこと。

- ハ 未払賃金がある場合は、当該未払額を含めて算定する。

なお、この未払額とは、支払義務の確定した賃金が所定の支払日を過ぎても、なお、支払されないものをいう (50609 参照)。

- ニ 出生時育児休業の初日を基準として賃金日額を算定することとなるため、出生時育児休業期間中に自動変更規定により賃金日額が改定された場合も改定前の賃金日額に基づき支給額を算定する。

59535 (5) 支給決定等の通知

出生時育児休業給付金は支給申請と受給資格確認を同時に行わなければならない (59505 イ(ハ)参照) ため、育児休業給付金と異なり、受給資格の確認のみを行うことはない (59551 参照)。

- イ 受給資格の確認を行った上で、支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、受給資格の確認とあわせて当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した出生時育児休業給付金支給決定通知書を作成する。

また、受給資格を否認したために、同時に行われた支給申請について不支給決定を行った場合は、不支給決定の理由となる育児休業給付受給資格否認通知書を作成する。

- ロ 出生時育児休業給付金支給決定通知書及び育児休業給付受給資格否認通知書は本人から申請が行われた場合は本人に対して送付することとなるが、事業主を経由して申請された場合であっても本人が希望する場合には、被保険者本人に書類を送付しても差し支えない。

なお、出生時育児休業給付金支給決定通知書並びに育児休業給付受給資格確認通知書又は育児休業給付受給資格否認通知書には、個人番号の表示は行われない。登録された個人番号の提供を求められた場合、登録された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)ニのとおり案内すること。

個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、個人番号登録・変更届により、個人番号の登録を行った場合、別途示す様式により受取証明を交付すること。システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票を交付することとして差し支えない。

59551-59600 第3 初回の育児休業給付金の支給申請手続

59551-59560 1 概要

59551 (1) 概要

育児休業給付は、対象本体育児休業開始時に係る賃金月額を基礎として支給を行うものであることから、事業主はその雇用する被保険者が対象本体育児休業を開始した場合には、当該被保険者の育児休業開始時に係る賃金月額の届出を行わなければならない（則第14条の2）。

この届出に基づき、支給申請手続として育児休業給付の受給資格の確認の申請及び育児休業給付金の初回支給申請が行われることとなるが、事業主を経由して支給申請手続を行う場合には、賃金の届出を初回の支給申請手続までに行えばよいこととなるので、この対象本体育児休業開始時の賃金の届出と同時に、事業主を通じ、受給資格の確認の申請及び初回支給申請を行わせることとする。

なお、賃金月額の届出は、同一の子に係る初回の育児休業の開始時に行い、以降の同一の子についての育児休業に係る育児休業給付の支給における賃金月額は当該届出に係る賃金月額を用いることとなる。そのため、同一の子について初回の育児休業給付金の申請以前に出生時育児休業給付金の支給を受けている場合など、既に賃金月額の届出を行っている場合は改めて届け出る必要はない。

59561-59570 2 受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定

59561 (1) 休業開始時賃金月額証明書の提出

59521 に準じて取り扱うこと。

59562 (2) 育児休業給付の受給資格の確認の申請

59522 に準じて取り扱うこと。ただし、出産日以降に本体育児休業を取得する場合には、出産予定日を確認できる書類の持参は不要である。

59563 (3) 育児休業給付の受給資格の確認

59523 に準じて取り扱うこと。

59564 (4) 削除

59565 (5) 休業開始時賃金日額の算定

59524 に準じて取り扱うこと。

59566 (6) 削除

59567 (7) 払渡希望金融機関口座の確認

59525 に準じて取り扱うこと。

59568 (8) 受給資格確認申請の期限に係る取扱い

59526 に準じて取り扱うこと。

59569 (9) 被保険者が支給申請手続を行う場合の取扱い

天災等やむを得ない理由のため事業主を経由して申請手続を行うことが困難である場合又は本人が自ら申請を行うことを希望した場合に、当該被保険者本人が、受給資格確認及び初回の支給申請に係る手続を行う場合の取扱いは以下のとおり。

イ 育児休業給付金の受給を希望する被保険者を雇用する事業主より当該被保険者に係る休業開始時賃金月額証明書のみ提出があった場合、あるいは、休業開始時賃金月額証明書の提出時点で既にその対象となる被保険者が離職している場合は、当該事業主に対して、被保険者本人が受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出するか否かを確認する。そこで、被保険者本人が提出することを確認した場合は、休業開始時賃金月額証明票を事業主を通じて、当該被保険者に交付する。

また、この休業開始時賃金月額証明票の交付に当たっては、交付番号を付与することとする。

なお、休業開始時賃金月額証明書の提出時点で既に、その対象となる被保険者が離職している場合であっても、原則として被保険者資格の喪失日を含む支給単位期間の前の支給単位期間までについては、本人が自ら申請を行うことを希望する場合を除き、事業主から受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出するよう指導する。この場合において、1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合については、離職日までが支給単位期間となり、喪失に係る事業主が支給申請手続を行い、取得日から新たな支給単位期間となり、その申請は取得に係る事業主が行うこととなる。

ロ この交付された休業開始時賃金月額証明票及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出は、被保険者本人が行う場合であっても、事業所管轄安定所に提出する。

なお、休業開始時賃金月額証明票の交付を受けた段階で離職している場合は、その後、再就職し、被保険者資格を取得した段階で、当該休業開始時賃金月額証明票及び受給資格確認票・（初回）支給申請書をその新たに雇用されることとなった事業主に提出することとする。

なお、事業所非該当承認を受けている施設において雇用されている被保険者本人が支給申請を行う場合には、本社等適用事業所を管轄している安定所に対して行うこととなる。

ハ 被保険者本人が育児休業給付金の支給申請のために、事業主に対して休業開始時賃金月額証明票の交付を求めた場合には、事業主は被保険者が受給資格確認票・（初回）支給申請書を事業所管轄安定所に提出する日までに休業開始時賃金月額証明票をその者に交付しなければならない。

被保険者本人が休業開始時賃金月額証明票の交付を求めたにも関わらず、休業開始時賃金月額証明票の交付が行われない場合であって、被保険者本人が事業所管轄安定所に受給資格確認票・（初回）支給申請書を提出した場合には、事業所管轄安定所は申請を保留し、事業主に対して、被保険者本人が当該手続を行う場合は、当該申請までに休業開始時賃金月額証明票を交付しなければならないことを事業主に対して説明し、休業開始時賃金月額証明票の交付を促すものとする。

この際、休業開始時賃金月額証明書が事業所管轄安定所に提出されていない場合には、速やかに提出を促すものとする。

また、事業所管轄安定所が事業主に休業開始時賃金月額証明票の交付を促しているにも関わらず、事業主がこれに応じないときは、事業所管轄安定所は事業主を指導するものとする。

ニ また、これら各種申請に基づく通知その他の手続については、事業主が手続を行う場合と同様である。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

2022. 9

59571-59580 3 育児休業給付金の初回支給申請に係る取扱い

59571 (1) 支給申請期間

イ 最初の育児休業給付金の支給申請については、本来的には、事業所管轄安定所長による支給申請期間の指定はなく、当該最初に育児休業給付金の支給を受けようとする支給対象期間の初日（通常は対象本体育児休業開始日）から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、受給資格確認票・（初回）支給申請書に必要事項を記載の上、事業所管轄安定所に提出するものとする。

ロ 初回支給申請については、支給対象期間の初日から起算する申請期限内に含まれる3又は4の支給対象期間に係る支給申請を行うことも可能となるが、通常は、2の支給対象期間についての支給申請を行うよう事業主又は被保険者を案内する。

3又は4の支給対象期間に係る支給申請がなされる場合の受給資格確認票・（初回）支給申請書の記入は、当該3か月目、4か月目となる支給単位期間、就業日数、就業時間及び支給された賃金額を備考欄に記入することにより行うこととする。

この備考欄に3又は4の支給単位期間に係る記載がある受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を受理した安定所では以下のとおり取り扱う。

- (イ) まず、受給資格確認票・（初回）支給申請書をシステムに入力し、受給資格の確認を行った上で、支給申請書の「支給単位期間」欄に記入されている期間に係る（不）支給決定を行う。
- (ロ) この入力により上記(イ)に係る2の支給単位期間に係る（不）支給決定通知書及び、当該2の支給単位期間の次の2の支給単位期間に係る次回の支給申請書が出力される。
- (ハ) 上記(ロ)の次回の支給申請書に、上記(イ)で入力した支給申請書の備考欄に記載されていた支給単位期間に係る記載を行って再度入力する。
- (ニ) 上記(ハ)により出力された（不）支給決定通知書及び次回の支給申請書に対し、上記(ロ)で出力された（不）支給決定通知と併せて、受給資格者に通知する。

なお、育児休業給付金の支給申請時点において、すでに対象本体育児休業が終了している場合は、最後の支給単位期間を含む3か月分の支給単位期間について、受給資格確認票・（初回）支給申請書の13、17、21欄に記入して、まとめて1枚の申請書により申請することができる。

ハ 事業所管轄安定所における休業開始時賃金月額証明書及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の保存期間は5年間とする。

59572 (2) 添付書類

イ 育児休業給付金の最初の支給申請の際の添付書類は次のとおりである。

- (イ) 休業開始時賃金月額証明書（育児休業給付金の最初の支給申請と同時に行う場合に限る。この際の休業開始時賃金月額証明書の添付書類は、59521 ロに掲げるとおりである。

なお、最初の支給申請前に受給資格の確認及び休業開始時賃金月額の登録を行っている場合は、休業開始時賃金月額証明書に代えて育児休業給付受給資格確認通知書を添付させる。）

なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に休業開始時賃金月額証明書の添付が必要（出生時育児休業給付金の支給を受けている場合を除く。）である。

- (ロ) 賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等受給資格確認票・（初回）支給申請書に記載した支給期間を対象とする賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類（本体育児休業期間中に出勤簿等を作成していない場合には「育児休業期間に係る賃金証明書」）

なお、被保険者が自ら支給申請手続を行うことを希望する場合には、受給資格確認票・（初回）支給申請書に給与明細書又は賃金台帳の写し、出勤簿等の書類の写し（本体育児休業期間中に事業主が出勤簿等を作成していない場合には「育児休業期間に係る賃金証明書」）の添付が必要である。

また、この育児休業給付金の最初の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱いは、業務取扱要領 21206 及び 21502 に準じて取り扱うこととする。

ハ 特別養子縁組の成立のため監護を行っている期間について育児休業給付金の支給申請を行う場合は、家庭裁判所の審判書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に審判が行われている場合に限る。）

また、養子縁組里親又は養育里親として育児を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、措置解除決定通知書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に解除が行われている場合に限る。）

ニ 住民票記載事項証明書等（59533（3））のなお書きの規定により特別養子縁組の成立のための請求を再度行っている場合に限る。）

ロ 受給資格確認票・（初回）支給申請書は、その内容について、事業主証明欄に証明を受けなければならない。

59573 （3）支給要件の確認

事業主より受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出を受けた事業所管轄安定所においては、事業主に対して被保険者が休業終了後に職場復帰をする予定であることを確認した上で、当該申請に係る支給単位期間ごとに支給要件の確認を行う。

その具体的な取扱いは次のとおりである。

イ 応当日から翌月の応当日の前日までの支給単位期間 1 か月に、賃金の支払日があり、この支払日に支払われた賃金があるか否かを、賃金台帳等により確認し、当該賃金額が賃金月額 の 80%未満であることを確認する。

ロ 当該支給単位期間 1 か月に、就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合は、就業していると認められる時間が 80 時間。被保険者となっていない事業所での就業日数・時間も含める。）以下（59503-2 ト参照。）であることの確認を行う。この確認は、原則として受給資格確認票・（初回）支給申請書中の備考欄における事業主の証明により行うこととするが、さらに必要があるときは当該事業主に対し出勤簿等の提出を求める。

また、就業していると認められる時間を確認する場合は、タイムカード、賃金台帳、就業規則等就業時間や休憩時間が把握できる書類の提出を求め、これを行うこととする。

ハ 当該育児休業が同一の子に係る再度の取得の有無及び再度の取得の場合はその取得の理由が 59503-2 ロに掲げる理由に該当するか確認を行う。この確認は原則として受給資格確認票・（初回）支給申請書中の 8 欄及び 29 欄における事業主の証明及び被保険者が事業主に提出した育児休業申出書の写しにより確認することとするが、さらに必要があると認める場合には当該事業主に対し当該理由の確認書類（59603 参照）の提出を求めることとする。

ニ 特別養子縁組の成立のための監護期間に係る育児休業給付金の支給については、家庭裁判所において特別養子縁組の成立を認めない審判が行われた場合、その決定日の前日までが対象となる。このため、特別養子縁組の成立のための監護期間を 59542（2）イハに基づき提出された審判書の写しによって確認

する。

なお、この場合であっても、家庭裁判所に対して特別養子縁組を成立させるための請求が再度行われたときは、育児休業給付金の支給対象となる監護期間となり得るものであり、また、住民票記載事項証明書等を確認することにより、当該請求日前の監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日とみなして取り扱うこと。

ホ 養子縁組里親又は養育里親として委託を受けている期間に係る育児休業給付金の支給については、養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された時は、その解除日の前日までが対象となる。このため、解除された場合は、児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しによって確認する。

ヘ 当該支給単位期間が最後の支給単位期間、すなわち当該育児休業に係る最後の応当日から対象本体育児休業を終了した日までの期間となる場合については、その期間の日数にかかわらず当該期間内に就業していると認められる日数が 10 日（10 日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が 80 時間）以下であるとともに、かつ、全日休業日が 1 日でもあればこれを支給対象期間として取り扱う。

この場合、全日休業日には、土曜日、日曜日及び祝祭日のような当該事業所の所定労働日以外の日であって全日に渡って休業している日も含まれるので、留意する（59503-2 ト参照）。

59574 (4) 支給額の算定

イ 支給要件を確認し、これを満たしている場合には、支給額を算定する。この支給額は、支給対象期間に係る賃金月額額の 50%（算定対象休業を開始した日から起算し、出生時育児休業給付金及び育児休業給付金の支給日数が通算して 180 日に達するまでの間に限り 67%）に相当する額とする。この場合、休業を終了する日を末日とする支給対象期間の賃金月額額は、休業開始時賃金日額に当該支給対象期間の日数を乗じた額であり、それ以外の支給対象期間の賃金月額は、休業開始時賃金日額に 30 を乗じた額であるので留意する（59502 ロ参照）。

なお、支給日数は、上記のとおり休業を終了する日を末日とする支給単位期間を除き 30 日であるため、通常は、同一支給単位期間内で支給日数が 180 日目に当たる日と 181 日目以降に当たる日が同時に存在することはない。しかし、

- ① 育児休業期間が 6 か月間で当該休業の終了日の属する支給単位期間の日数が 31 日である場合
- ② 再度同一の子について育児休業を取得（59681-59690）し、支給単位期間に当該育児休業給付金の支給日数の 180 日目に当たる日が属する場合
- ③ 同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けている場合

は、休業開始時賃金日額に当該休業開始応当日から当該休業日数の 180 日目に当たる日までの日数を乗じて得た額の 67%に相当する額に、休業開始時賃金日額に当該休業の日数の 181 日目に当たる日から、当該休業の終了日の属する支給単位期間にあっては当該休業を終了した日までの日数、それ以外の支給単位期間にあっては翌月の休業開始応当日の前日までの日数を乗じて得た額の 50%に相当する額を加えて得た額となる。

ただし、受給資格者が当該本体育児休業期間中に事業主から、当該育児休業期間を対象とする賃金を支払われた場合において、当該賃金の額と育児休業給付金の額の合計額が賃金月額額の 80%に相当する額以上であるときは、その超過分を減じた額を支給額とする。休業終了日を含む支給単位期間については、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た賃金月額額の 80%と当該支給単位期間に支払われた賃金額を比較して上記判断を行うこととなるので留意する。

ロ 本体育児休業期間中に支払われた賃金であっても、本体育児休業期間外を対象とした賃金の額を含めないこととする。育児休業給付金支給申請書の「支払われた賃金額」には、それぞれの支給単位期間中に支払われた給与・手当等の賃金（臨時の賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）総額を記載することが原則であるが、勤務実態にかかわらず育児休業取得前に獲得した契約に基づき生命保険外交員に毎月支給される手当など、一部分でも育児休業期間外を対象としているような給与・手当等や対象期間が不明確な給与・手当等の額は計上せず、本体育児休業期間中を対象としていることが明確な給与・手当等の額のみを計上すること。この点、出生時育児休業給付金と取扱いが異なるため留意すること（59534 ロ参照）。

なお、事業所の就業規則等により本体育児休業期間中も便宜的に一旦賃金を支払うが、翌月以後、本体育児休業期間中の賃金を減額する制度等を導入している場合には、当該月に支払われた賃金額から当該翌月以後減額された額を差し引いて算定すること。このため、本体育児休業期間中にもかかわらず、申請された「支払われた賃金額」が休業開始時賃金月額証明書に記載されている育児休業開始前の賃金額と同水準にある場合はその理由等を確認の上で、上記なお書きに該当する事業所からの申請については就業規則、賃金台帳等必要な書類を確認し、当該制度等に基づき減額した事実を確認した上で支給を行うこと。

ハ 賃金の支払日が変更となった場合等の取扱い

支給単位期間において、賃金締切日が変更されたこと等により、賃金の支払日が変更され、この変更により賃金の支払がなかった月がある場合は、当該変更のあった月の翌月の変更後の支払われた賃金を当該賃金支払のなかった月に支払われたものとして取り扱う。この場合に、当該変更のあった期間の次の支給単位期間に支払われた賃金は、当該変更後の賃金額を再度当該支給単位期間に支払われた賃金として取り扱うこととする。

（例示）賃金支払日が25日から翌月5日に変更された場合

（変更前）

	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日
	25 日	25 日	25 日	25 日	25 日	25 日
	A	B	C	D	E	F

（変更後）

	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	賃 金 支 払 日	
		5 日	5 日	5 日	5 日	
	A	B	C	D	E	F

Bの5日に支払われた賃金額はAに支払われた賃金とみなすとともにBに支払われたものとする。

なお、この就業規則等に賃金の支払日が変更になったわけではなく、賃金の支払の遅延があった場合、あるいは、年始が賃金の支払日にあるために繰り上げて支給された場合のように、当該賃金支払日のなかった期間に支給されることとなっていた賃金額が、その前後の期間で明確な場合、当該賃金額を当該賃金の支払日のなかった期間に支給されたものとして取り扱う。

ニ 未払賃金がある場合は、当該未払額を含めて算定する。

なお、この未払額とは、支払義務の確定した賃金が所定の支払日を過ぎても、なお、支払われないものをいう（業務取扱要領 50609 参照）。

ホ また、週給払い等により支給単位期間に賃金の支払日が2日以上ある場合は、当該期間に支払のあった賃金の額の総額を、当該支給単位期間に支払われた賃金として取り扱う。

ヘ 育児休業給付金受給中に自動変更規定により賃金日額が改定された場合は、当該変更日（毎年8月1日）以後の日が初日となる支給単位期間における支給分より賃金日額を改定した上で支給額を決定することとする。本体育児休業を分割して取得し、1回目と2回目の本体育児休業の間に自動変更規定により賃金日額が改定された場合も、同様に当該変更日（毎年8月1日）以降の日が初日となる支給単位期間（2回目の本体育児休業の最初の支給単位期間）における支給分より賃金日額を改定した上で支給額を決定することとする。

ただし、出生時育児休業を分割して取得し、1回目と2回目の出生時育児休業の間に自動変更規定により賃金日額が改定された場合は、2回目の出生時育児休業についても改定前の賃金日額で支給額を決定する（分割取得した場合でも、1つの休業として扱うため。）。

なお、この変更のあった旨の通知は、当該変更後最初の育児休業給付金支給決定通知書に記載することにより行うこととする。

59581-59590 4 支給決定等の通知等

59581 (1) 受給資格の確認のみが行われた場合の通知等

イ 受給資格の確認を行ったときは、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、育児休業給付受給資格確認（否認）通知書（同一の様式にまとめられており、以下まとめて「受給資格確認（否認の場合は受給資格否認）通知書」という。）を作成する。

また、受給資格を否認したときは、受給資格確認票・（初回）支給申請書の入力により、受給資格否認通知書を作成する。

ロ 受給資格確認通知書又は受給資格否認通知書の具体的な記載事項等は以下のとおりである。

(イ) 受給資格確認通知書については、賃金月額、賃金月額の50%と67%となる額等が印字された上出力される。この受給資格確認通知書は、切り取り線により育児休業給付金支給申請書が添付されているが、この部分は切り取らずに、事業主を経由して被保険者本人に交付する。この場合、初回の支給申請手続は、受給資格確認票・（初回）支給申請書により行わず、交付された育児休業給付金支給申請書により行うこととなるので、その旨被保険者及び事業主を指導する。

(ロ) 受給資格否認通知書については、その旨が印字されるので、この通知書より育児休業給付金支給申請書部分を切り取った上で、事業主を経由して被保険者本人に交付する。

また、これと同時に、事業主の提出した休業開始時賃金月額証明書にも否認した旨を明記した上で当該事業主に返付することとする。

受給資格確認通知書及び受給資格否認通知書は本人が申請を行った場合は本人に送付することと

なるが、事業主を経由して申請があった場合であっても、本人が希望する場合には、被保険者本人に書類を送付しても差し支えない。

なお、育児休業給付金受給資格確認通知書又は育児休業給付金受給資格否認通知書には、個人番号の表示は行われない。登録された個人番号の提供を求められた場合、登録された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)二のとおり案内すること。

個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、個人番号登録・変更届により、個人番号の登録を行った場合、別途示す様式により受取証明を交付すること。システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票を交付することとして差し支えない。

59582 (2) 初回支給申請が同時になされた場合の通知

イ 受給資格の確認と初回支給申請が同時に行われた場合であって、受給資格の確認を行った上で、支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、受給資格の確認とあわせて当該支給決定したこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した育児休業給付金支給決定通知書を作成する。

また、受給資格を否認したために、同時に行われた初回支給申請について不支給決定を行った場合は、不支給決定の理由となる受給資格否認通知書を作成する。

ロ 受給資格の確認を行い、同時に行われた初回支給申請について支給又は不支給の決定を行った場合は、次の支給申請期間及び来所日等の指定を行い、併せてこの育児休業給付金支給決定通知書に記載する（次の支給申請期間及び来所日等の指定についての詳細な取扱いについては、59593 を参照のこと）。この育児休業給付金支給決定通知書には、切り取り線により次の育児休業給付金申請書が添付されているが、この部分を含めて事業主を経由して被保険者本人に交付する。

また、この次の支給申請期間及び来所日等については、育児休業給付次回支給申請日指定通知書（以下「次回支給申請日指定通知書」という。）により、当該事業主に対しても通知する。

育児休業給付金支給決定通知書及び育児休業給付金申請書は本人から申請が行われた場合は本人に対して送付することとなるが、事業主を経由して申請された場合であっても本人が希望する場合には、被保険者本人に書類を送付しても差し支えない。

なお、個人番号の取扱い等については、59581 ロ(四) 参照。

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げてください。

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

紙票種別 支給申請期間 氏 名 1. 被保険者番号

12406

2. 資格取得年月日 3. 育児休業開始年月日 支給単位期間その1(初日～末日) 支給単位期間その2(初日～末日)

事業所番号 管轄区分 支給終了年月日 出産年月日 出産予定日 前回処理年月日

4. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ)

5. 支給単位期間その1(初日) (末日) (4平成5令和) 6. 就業日数 7. 就業時間 8. 支払われた賃金額

9. 支給単位期間その2(初日) (末日) (4平成5令和) 10. 就業日数 11. 就業時間 12. 支払われた賃金額

13. 最終支給単位期間(初日) (末日) (4平成5令和) 14. 就業日数 15. 就業時間 16. 支払われた賃金額

17. 届出年度年月日 18. 支給対象となる期間の延長事由一期間

19. 配偶者 20. 配偶者の被保険者番号

21. 次回支給申請年月日 22. 延長事由 23. 未支給区分

上の他賃金に関する特記事項

24. 25.

<キリトリ>

事業所番号		事業所名称		資格取得年月日
被保険者番号		氏名		
次回支給単位期間中の1		次回支給申請期間	次回支給申請年月日	休業開始年月日
次回支給単位期間中の2				

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNN

<キリトリ>

通知内容	被保険者情報									
	被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日	受給資格取得年月日	休業開始年月日			
	支給期間	賃金月額	賃金月額の%	賃金月額の%	支給済日数	支払方法				

官 公 共 電 安 定 所 〒999-9999 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
の 所 在 地 ・ 電 話 番 号 NNNNNNNNN TELXXXXXXXXXXXXXXX
交 付 令 和 Y Y 年 M 月 DD 日 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNN 公共職業安定所
NNNNNNNNNNNNNN

上記の記載事項に類がないことを証明します。		事業所名（所在地・電話番号） 事業主氏名	
令和 年 月 日			
令和 年 月 日		公共職業安定所長 殿	
		申請者氏名	

社会保険 労 務 士 配 属 欄	所属年月日・業務代行等・専任派遣者の数	氏 名	電 話 番 号

備 考	賞 金 締 切 日	賞 金 支 払 日	当 月 ・ 翌 月	日
	通 勤 手 当 有（毎月・3か月・6か月・ ）・無			
雇用期間：1歳以上月給の延長をする場合に可 イ 300名以上 ロ 300名以下 令和 年 月 日まで				

※	所長	次長	課長	係長	係	操作者

注 意	※支給決定年月日 令和 年 月 日
-----	-------------------------------

- [illegible]

1 育児休業給付受給資格確認・否認通知書、育児休業給付金支給決定通知書及び次回の支給申請を行うときに使用するべき育児休業給付金支給申請書については、当該被保険者本人に対して郵送されます。

2 第1面の「次回支給単位期間その1・その2」について、記載事項に限りのないことを証明した上で、第1面の「次回支給申請年月日」に育児休業給付金支給申請書を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

なお、初回の支給申請に限っては、最初の支給単位期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに行ってください。

1 育児休業給付金の支給について
休業開始日の育児休業期間（注）について、その期間においては、第1回の「賃金月額」の80％以上の賃金が支払われていないこと、就業している日数が10日（10日を超える場合であっても）、就業している時間が80時間以上であること等の要件を満たした日に支給を受けることができます。
この支給を受けるためには、通知内容欄に印字された次回支給予定期間について、指定された次回支給申請日に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に育児休業給付金支給申請書を提出する必要があります。
（注）支給開始日は、育児休業期間を第1回の「支給開始日」から算出して1か月ごとに区分した各期間のことをいいます。ただし、休業を終了した日を含み期間については、休業を終了した日までの期間であり、上記の要件の全てにわたって休業している日が1日以上必要になります。
なお、労働基準法による産後休業期間に引き続く育児休業の場合は、「支給開始日」とは、休業に係る子の出産日から算出して5日目から7日目をいいます。
例）出産が4月1日であれば、1歳になるまで育児休業をした場合は、支給開始期間は、5月28日（支給開始日）→6月27日（支給開始日）→7月27日、・・・、3月28日→3月30日となります。
育児休業給付金の支給予定期間ごとの支給額は、（賃金月額）×（支給日数）×50％（休業日数（出生時育児休業を含む。）が過算して180日を超えるまでの日に限り75％）として算定され、支給日数とは、1つの支給予定期間につき30日（休業終了日の属する支給予定期間については、休業終了日までの日数）です。第1回の「賃金月額」は支給日数を30日とした場合のものであり、休業終了日の属する支給予定期間は、休業終了日までの日数が支給日数とならない限り、その日数を標準として支給されます。
2 受け付けている給付申請書は、已済された次回支給予定期間について支給額を算定しない限りであっても、その次の「次回支給申請期間」の指定を受けるために、指定された支給申請日に提出する必要があります。この場合、支給申請書の添付を「次回支給申請期間指定通知」と訂正してください。
3 第1期以上の場合について不足があるときは、その処分があったことを知った日から算出して3か月以内に、処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都府県労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
4 以上のほか、雇用保険については分らないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で相談してください。

59591-59600 5 次回支給申請期間及び来所日等の指定等

59591 (1) 申請月にあわせた支給申請に係る周知

育児休業給付金に係る支給申請期間は、2の支給対象期間について支給申請する場合、最大約3か月間となるが、支給申請期限の末日は暦月の末日となることから、支給申請期間中の事業所の申請月（奇数月又は偶数月）において、高年齢雇用継続給付等の支給申請に合わせて支給申請を行うことが可能であることを、支給申請を行う事業主に周知する（例示1、例示2）。

なお、平成29年1月以降の支給申請については、被保険者が1の支給対象期間の支給申請を希望する場合は、事業所の申請月に関係なく、1の支給単位期間について支給申請を行うことが可能であることを、必要に応じて支給申請を行う事業主に周知すること。

59592 (2) 初回支給申請の申請日の通知等

イ 受給資格確認と育児休業給付金の初回の支給申請が同時に行われず、受給資格確認のみが先に行われる場合にあっては、初回支給申請を、支給申請期間内の、事業所の申請月に行うことができる旨を事業主に教示する。

その上で、事業主の都合と意向を十分聴取し、事業所管轄安定所の業務量を勘案することによって、支給申請期限内の期間の特定日又は特定の週（以下「来所日等」という。）を「次回支給申請日」として定めることができた場合は、その来所日等に初回の支給申請を行うこととなる旨事業主に周知する。

ロ なお、その場合、事業主が、申請月にかかわらず、支給申請期間中の早い時期に支給申請を行いたいとする場合はこれを尊重することとする。

特に、支給申請期間は、支給対象期間が2か月分の場合、最長約3か月間となるため、事業所の申請月である奇数月又は偶数月にあわせて支給申請を行うこととした場合、その申請月が当該最長約3か月間の支給対象期間中の後半となる。この場合、事業主が早い時期に支給申請を行いたいとする場合はこれを尊重するほか、さらに、支給申請期間中の早い時期であつてかつ申請月に支給申請を行いたいとする場合は、1の支給対象期間のみの支給申請を1回行うことにより、その後、それが可能となる（例示2、3参照）旨を教示する。

ハ 来所日等を定めたときは、その定めた来所日等を受給資格確認通知書及び次回支給申請日指定通知書に記載する。

ニ 事業主があらかじめ定められた来所日等に来所できない場合は、支給申請期間内の都合のよい日に来所し支給申請を行うよう指導する。

この場合、事業所管轄安定所の実情に応じ、当該来所日等の前に、指定した支給申請日に来所できない旨を事業所管轄安定所に連絡し、新たな来所日等の指定を受けるよう指示する。

59593 (3) 第2回目以後の支給申請の支給申請期間の指定等

第2回目以後の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間内に行うこととし、事業所管轄安定所においては、支給申請がなされたときは、前記の支給決定手続を行うとともに、次回の支給申請期間の指定を行わなければならない（59505 ロ(四)参照のこと）。

その具体的な取扱いとは以下のとおりである。

イ 事業所管轄安定所においては、受給資格者から事業主を経由して支給申請がなされたときは、原則として、次に到来する2か月分の支給対象期間、すなわち、次の支給対象期間及び次の次の支給対象期間

について、以下のとおり支給申請期間を指定する。

(イ) 今回支給申請がなされた支給対象期間の次及びその次の支給対象期間については、いずれも、今回支給申請がなされた支給対象期間の次及びその次の支給対象期間の末日の翌日から、当該日より2か月を経過する日の属する月の末日までの期間を次回支給申請期間に指定する。

(ロ) これにより、次回の支給申請期間については、2の支給対象期間について、奇数月及び偶数月を含む期間に、2か月ごとにまとめて同時期に定められることとなる。

ロ 次回の支給申請期間を指定したときは、受給資格者及び事業主にその旨を通知するとともに、その支給申請期間内に当該2か月分の支給対象期間の支給申請を行うことについて周知する。

なお、平成29年1月以降の支給申請については、被保険者が1の支給単位期間のみの支給申請を希望する場合は支給決定通知書に記載された1の支給単位期間にかかる支給申請期間内に、当該1か月分の支給単位期間の支給申請を行うことが可能である旨を、必要に応じて周知すること。

ハ また次回の支給申請期間を指定したときは、あわせて、59592のイ、ロ及びニと同様に、申請月に支給申請が可能であることの教示、来所日等の指定、早期に支給申請したいとされる場合の対応等を行う。

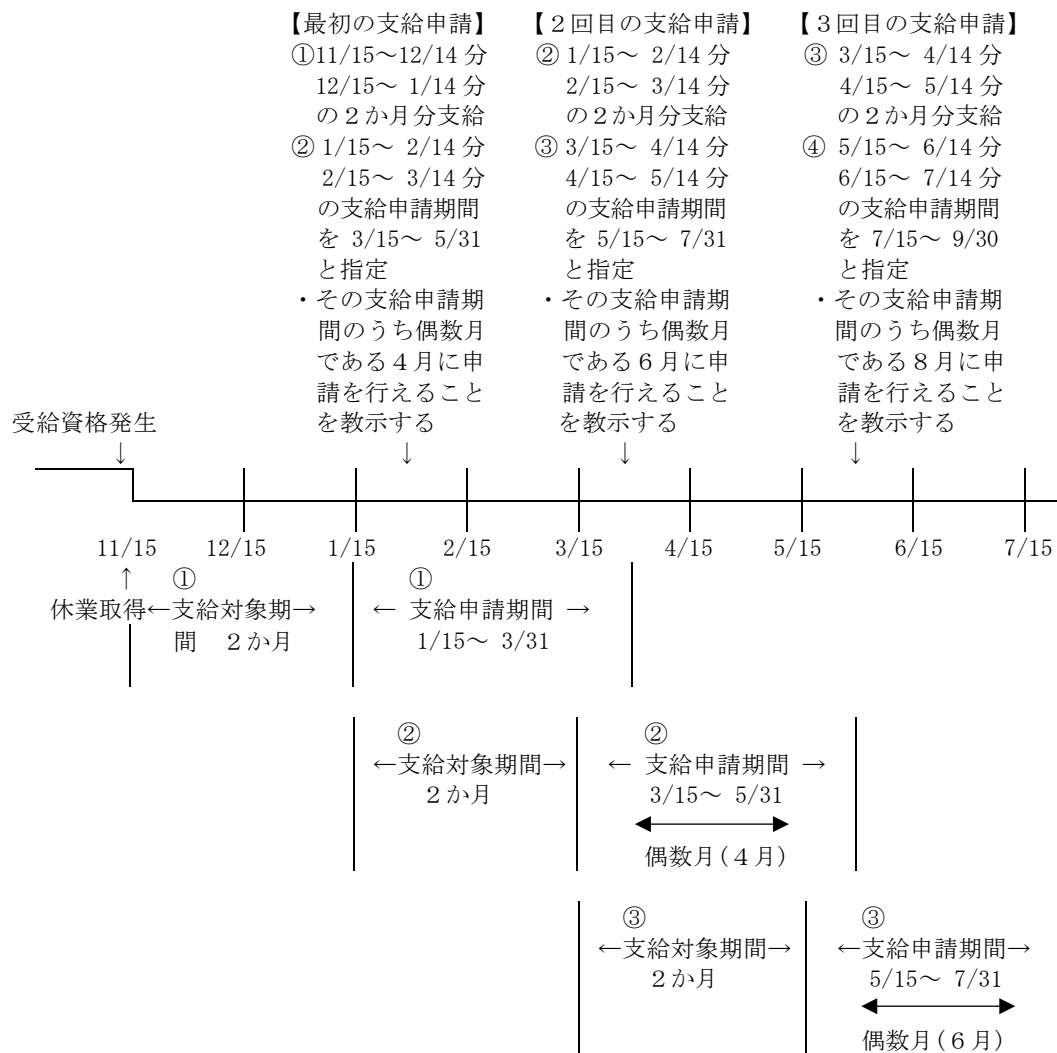
ニ 次回支給申請期間及び来所日等を指定したときは、その指定した支給申請期間及び来所日等と、その支給対象期間を支給決定通知書と次回支給申請日指定通知書に記載する。

ホ 予め支給対象期間として指定された支給単位期間中に賃金の支払があったこと等の理由により支給要件に該当しないこととなったため、支給申請を行わなかった受給資格者であっても、前回指定された来所日等に、支給申請書を次回支給申請期間指定届として提出するよう受給資格者及び事業主を指導する。

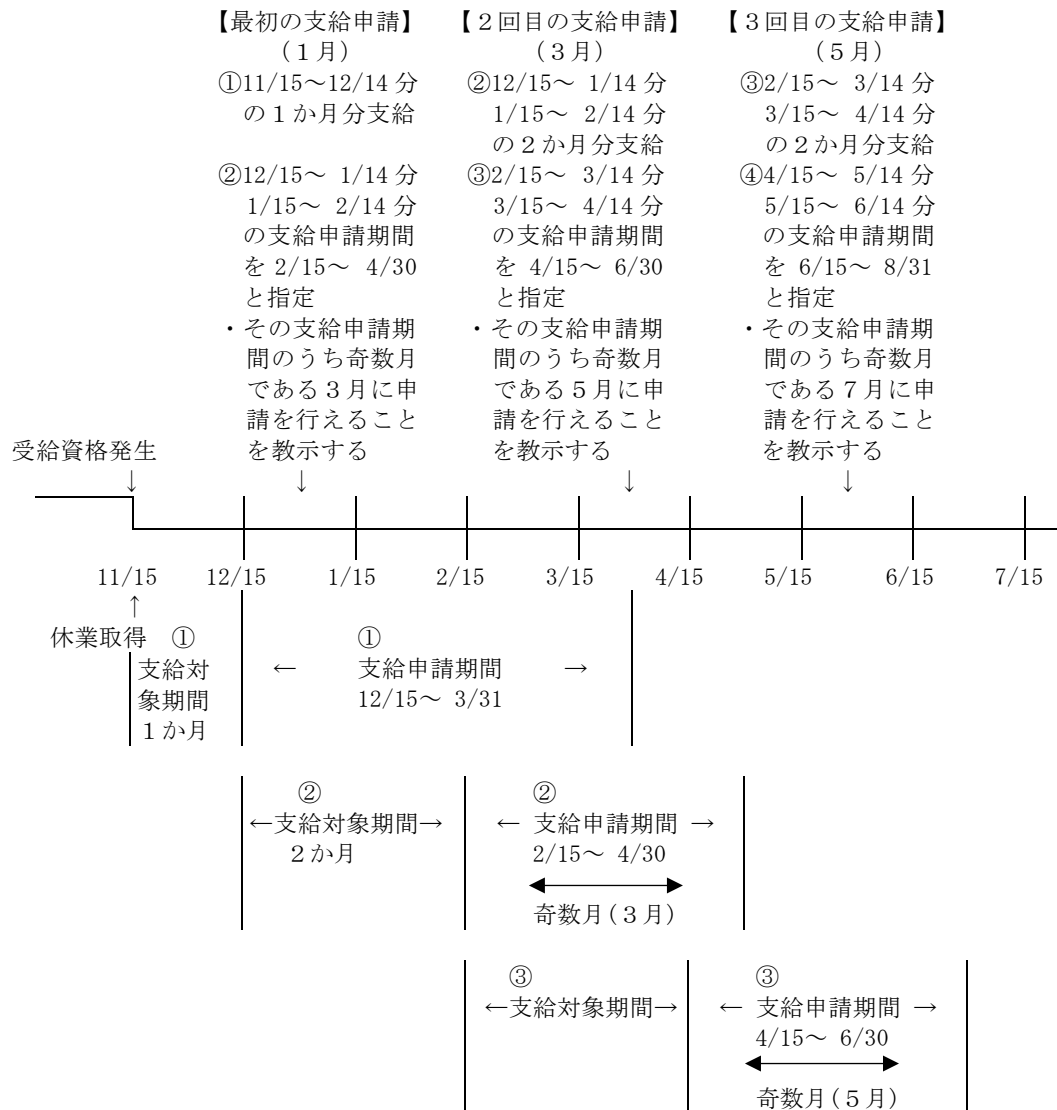
なお、この場合は、支給申請書の表題を「次回支給申請期間指定届」と変更して提出することとする。

このように、次回支給申請期間指定届を受理した事業所管轄安定所においては、システムにおいて、「次回支給単位期間基準日」の変更処理を行った上、その次の支給申請期間を指定するとともに、それに合わせて、出力された支給申請書、次回支給申請日指定通知書を交付することとする。

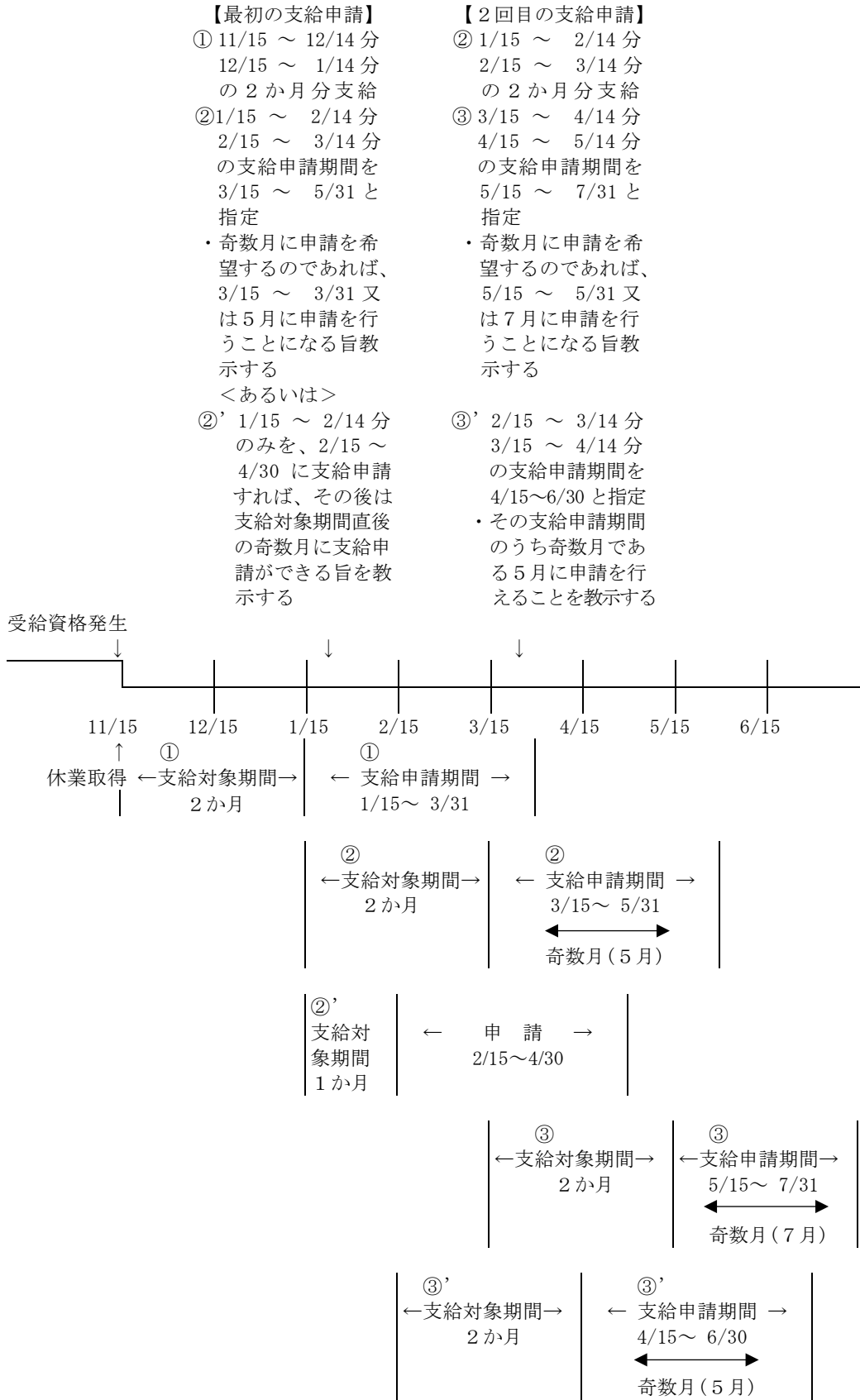
(例示1) 11/15 に育児休業を取得した受給資格者が育児休業取得後3か月目に支給申請を行ってきた場合(偶数月事業所の理想型)



(例示2) 11/15 に育児休業を取得した受給資格者が育児休業取得後1か月目に支給申請を行ってきた
 場合 (奇数月事業所の理想型)



(例示3) 11/15 に育児休業を取得した受給資格者が育児休業取得後3か月目に支給申請を行ってきた場合(奇数月事業所)



59601-59630 第4 第2回目以後の支給申請における取扱い

59601-59605 1 1歳に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い

59601 (1) 延長事由の申出に係る支給申請

イ 休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（59503-3 参照）に該当し育児休業に係る子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間についても育児休業を取得する場合には、対象本体育児休業の期間が延長されることとなる。この場合、延長後の対象本体育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるため、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給単位期間について対象本体育児休業として支給申請を行うまでに、当該延長事由及びこれに係る期間を支給申請書に記載して提出しなければならないのでその旨事業主及び被保険者に対して周知の上、指導する。

ロ 子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の属する支給単位期間は、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の直前の休業開始日に相当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に延長後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。

ハ また、延長事由に該当し、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの期間において、新たに当該1歳に達した子を養育するための休業をする場合であって、

- ① 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳に達する日において当該子を養育するための休業をしている場合
- ② 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳に達する日の翌日（その配偶者が当該子の1歳に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日）である場合

のいずれにも該当する場合、対象本体育児休業となる（則101条の22第5号）（例示4-1から例示4-3参照）。なお、配偶者が公務員である場合について、59631に規定する育児休業は、育児介法上の育児休業ではないが、上記の「配偶者が当該子を養育するための休業」とみなす（59606ハにおいて同じ。）。

59602 (2) 延長事由の申出等

イ 子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点で、当該育児休業給付金の支給を受けている又は受けようとしている者が事業主に対して子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、

育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）後の期間について休業の申出を行っている場合は、当該延長の対象となる期間直前の支給単位期間に係る支給申請の際に提出する支給申請書に延長事由及び延長に係る育児休業の期間についての申出を行わせることとする。

特に、当該延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請が休業に係る子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日以後に行われる場合には、被保険者が延長事由に基づき引き続き育児休業を行っているか否かを確認する。

- ロ 延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で延長事由及び延長期間の申出を行っていない場合であって、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）以後の期間に延長事由に係る休業を行ったものである場合は、子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）までの期間についての支給申請は、延長期間も含めて、休業開始日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に延長事由及び延長期間を記載して行う必要がある。

59603 （3）延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間（必要に応じて再取得理由）が記載された受給資格確認票・（初回）支給申請書又は支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

また、子が1歳に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからへまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、原則として市町村から子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となり、第一次申込みで内定を得た保育所等の内定を辞退した場合（内定の辞退について第一次申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等に変更があり内定

した保育所等に子を入所させることが困難であったこと等のやむを得ない理由がある場合を除く。)には、当該1歳に達する日後の期間について育児休業給付金の対象外とする。

このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象本体育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日が、保育が実施されないこととされた期間に含まれていること、③保育所入所保留通知書の備考欄などで、やむを得ない理由がなく保育所等の内定を辞退したことの記載の有無を確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

ロ 養育を予定していた配偶者の死亡

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。

ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等

医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日が含まれることを確認する。

ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。

ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等

産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日が含まれることの確認を行う。

なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第65条第1項

(船員法第 87 条第 1 項) に定める期間については、これに該当するものとして取り扱う。

へ 当該被保険者の他の休業の終了(育児休業再取得理由(29 欄)が 1 の場合)

他の子に係る休業が当該他の子の死亡又は当該被保険者と同居しないこととなったことにより終了したことの確認及び子が 1 歳に達する日の翌日が当該他の子に係る休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し、母子健康手帳の記載内容により、確認する(当該子に係る育児休業が終了した事由が当該他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことによるものである場合に限る。))。

なお、民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了したことの確認は審判書の写し又は児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しにより確認する。

また、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業が終了したことの確認及び子が 1 歳に達する日の翌日が当該介護休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し等により確認する(当該子に係る育児休業が終了した事由が当該対象家族に係る介護休業を取得したことによるものである場合に限る。))。

なお、いずれの場合においても、育児休業給付又は介護休業給付の手続を行っており、当該手続における申請内容で確認できる場合には改めて確認書類を提出させる必要はない。

疎明書

私(被保険者氏名)は、子(入所児童氏名)について、保育所への入所申込を市町村(入所申込先の市町村)に対して行ったが、子が 1 歳の誕生日(パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳の誕生日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月の誕生日)において、保育所へ入所できなかったことを疎明します。

令和 年 月 日

氏 名

公共職業安定所長 殿

(注) 公共職業安定所から、事業主、被保険者又は市町村に対して、今回の育児休業給付延長の申出にかかる事実について確認させていただく場合があります。

【上記59603は令和7年4月1日以降に、1歳に達する日(一定の要件(59631参照))を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)を迎え、かつ、延長事由の申出に係る支給申請を行う場合に、以下のとおり変更して取り扱うこと。】

59603 (3) 延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間(必要に応じて再取得理由)が記載された受給資格確認票・(初回)支給申請書

又は支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請書を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

また、子が1歳に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからへまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等における保育の利用申込みを行っているが、保育が実施されない場合であって、速やかな職場復帰を図るためにその利用を希望していると認められるとき

育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）、市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（電子的な方法によって申込みを行った場合は、申込内容を出力したもの又は申込み内容が確認できる画面の写し。以下「利用申込書」という。）及び市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（以下「入所保留通知書等」という。）を提出させることにより、次の(イ)～(ハ)を確認する。

(イ) 市区町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象本体育児休業に係る子と同一であること。

(ロ) 市区町村に対して、対象本体育児休業の申出に係る子の1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子が1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。以下イにおいて同じ。）までに保育利用の申込みを行っていること。

具体的には、申告書3②に記載された日及び利用申込書に記載された提出日が、子が1歳に達する日以前の日であることにより確認する。

なお、保育所等における保育を希望し、市区町村に対して、本体育児休業の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申込みを行おうとしたものの、一定の理由により申込みができなかった場合は、申告書の理由欄及び医師の診断書、障害者手帳の写し等により、申込みができなかった理由が59503-3 イ(イ) a の一定の理由に該当することを確認する。また、この場合は、以下(ハ)～(ヘ)の確認は要さない。

(ハ) 利用(入所)開始希望日を本体育児休業の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。

具体的には、申告書3③に記載された日及び利用申込書並びに入所保留通知書等に記載された利用(入所)開始希望日が子が1歳に達する日の翌日以前の日であることにより確認する。

なお、子が1歳に達する日の翌日より相当前の日を利用(入所)開始希望日として保育利用の申込みを行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合は、当該子が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認するため、交付年月日が子が1歳に達する日の翌日の2か月前(4月入所の申込みの場合は3か月前)の応答日以降の入所保留通知書等を添付するよう指導する。ただし、交付年月日が当該応答日より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子

が1歳に達する日の翌日において、保育が実施されていないことを記載のうえ、直近の入所保留通知書等（当該子が1歳に達する日の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）を添付するよう指導する。

また、利用（入所）開始希望日が、子が1歳に達する日の翌日後の日であっても、市区町村において保育利用の募集を行っていない時期があるために子が1歳に達する日の翌日から2か月以内の日を利用（入所）開始希望日とする申込みを行っている場合は、申告書の理由欄にその旨を記載のうえ、市区町村が保育利用の募集を行っていないことが確認できる書類（市区町村の作成している資料やホームページ）、利用申込書及び市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書等又は内定通知書）を添付するよう指導する。

さらに、市区町村が、年に1回一定の期間しか保育利用の申込みを受け付けていない場合など、市区町村の事情により保育利用の申込みの機会が極端に限られることによって上記によりがたい事例が発生した場合は本省に照会すること。

- (ニ) 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

具体的には、申告書3④において「イ している」が選択されていないこと及び利用申込書において、59503-3 イ(イ) b (b)に掲げるような入所保留や育児休業の延長を積極的に希望する旨の内容が選択又は記載されていないことを確認する。

- (ホ) 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

具体的には、申告書3⑦に記載された「利用（入所）申込みを行った保育所等の中で、自宅または勤務先から最も近隣の施設名と通所時間（片道）」が30分未満となっていることによって確認する。30分以上となっている場合は、申告書の3⑧欄又は理由欄によって、59503-3 イ(イ) b (c) i ~ viの合理的な理由に該当することを確認する。

なお、申告書3⑧欄でエ又はオが選択されている場合は、当該理由を確認できる書類を添付するよう指導する。具体的な書類を例示すると以下のとおり。

- a 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり自宅から30分未満で通所できる保育所等が無い場合
医師の診断書、障害者手帳の写し等
- b 兄弟姉妹が在籍している保育所等と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合
兄弟姉妹の在籍証明書等
- c 自宅から30分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去3年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等

- (ハ) 当該子について、これまでにやむを得ない理由がなく保育所等の内定を辞退していないこと。

具体的には、申告書3⑥又は保留通知書の備考欄などで保育所等の内定を辞退していないことを確認する。辞退している場合は申告書の理由欄によって辞退の理由が 59503-3 イ(イ) c のやむを得ない理由に該当することを確認する。

- ロ 養育を予定していた配偶者の死亡

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が1歳に達する日

（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日）の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。

ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等

医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が 1 歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日）の翌日が含まれることを確認する。

ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が 1 歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日）の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。

ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等

産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が 1 歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の 1 歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。当該育児休業終了予定日が 1 歳 2 か月に達する日である場合は、1 歳 2 か月に達する日）の翌日が含まれることの確認を行う。

なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第 65 条第 1 項（船員法第 87 条第 1 項）に定める期間については、これに該当するものとして取り扱う。

ヘ 当該被保険者の他の休業の終了（育児休業再取得理由（29 欄）が 1 の場合）

他の子に係る休業が当該他の子の死亡又は当該被保険者と同居しないこととなったことにより終了したことの確認及び子が 1 歳に達する日の翌日が当該他の子に係る休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し、母子健康手帳の記載内容により、確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことによるものである場合に限る。）。

なお、民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了したことの確認は審判書の写し又は児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しにより確認する。

また、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業が終了したことの確認及び子が 1 歳に達する日の翌日が当該介護休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し等により確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該対象家族に係る介護休業を取得したことによるものである場合に限る。）。

なお、いずれの場合においても、育児休業給付又は介護休業給付の手続を行っており、当該手続における申請内容で確認できる場合には改めて確認書類を提出させる必要はない。

(第1面)

育児休業給付金支給対象期間

延長事由認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。なお、申告内容に疑義がある場合、公共職業安定所長が事業主、被保険者、市区町村等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることがあります。)

1 育児休業の対象となる子について、 右の①②を記載してください。	① 子の氏名：		
	② 子の生年月日： 令和 年 月 日		
2 今回、延長を申請する期間について、 右のア・イのうち、該当するものを 選択してください。	ア 1歳 ^(注) ～1歳6か月の期間		
	イ 1歳6か月～2歳の期間		
3 保育所の利用（入所）申込みについて、以下①～⑧について選択又は記載してください。			
① 保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用（入所）申込みをしましたか。			
ア はい	② 利用（入所）申込みをした日： 令和 年 月 日		
	③ 利用（入所）開始希望日： 令和 年 月 日		
	④ 利用（入所）申込みに当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていませんか。 ア していない イ している		
	⑤ 利用（入所）保留の有効期限： 令和 年 月 日		
	⑥ 利用（入所）内定を辞退したことがありますか。 ア 辞退したことはない イ 辞退したことがある		
	⑦ 利用（入所）申込みをした 保育所等の中で、自宅から 最も近隣の施設名と通所時間 (片道)	施設名：	
		通所方法：	
通所時間（片道）： 分			
⑧ 通所時間（片道）が30分以上の場合、その理由を次から選択してください。			
ア 申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため			
イ 自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため			
ウ 自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため			
エ 子に特別の配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため			
オ その他			
イ いいえ	①及び⑧について、「いいえ」・「その他」を選択した場合は、第2面の注意書き（IV、XI）に従い、理由欄に記載してください。		
(理由欄)			

② ③ 及び ⑥ について、第2面の注意書き（V、VI、IX）に従い、必要な場合は理由欄に記載してください。

(注) パパ・ママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

育児休業給付金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

公共職業安定所長 殿 被保険者 現住所 〒
令和 年 月 日 氏 名

注 意

- I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業給付金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず本人が記載し、原則として事業主を経由して提出してください。
- II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。
- III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業給付金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込みをしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
 - ii 市区町村に保育所等の利用（入所）申込みをしたときの申込書の写し（電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込みをした画面の複写）
 - iii 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）
- IV 3の①欄について、申込みをしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合は延長が認められる場合があります^{（注1）}ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
 - ii 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- V 3の②欄について、申込みをした日が子の1歳の誕生日^{（注2）}（又は1歳6か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込みを受け付けられないなど、保育利用の申込みの機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります^{（注1）}ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。
- VI 3の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の1歳の誕生日^{（注2）}（又は1歳6か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込み可能な希望日での申込みをした場合は、延長が認められる場合があります^{（注1）}ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、上記III i～iiiの書類に加えて、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- iv 保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込みを受け付けていないことが確認できる書類
- VII 3の④欄について、申込みにおいて「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。
- VIII 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。
- IX 3の⑥欄について、1に記載した子についてこれまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合は、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更が生じた日付及び具体的な理由を記載してください。
- X 3の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。
- XI 3の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。
選択肢に応じて、上記III i～iiiの書類に加えて、**次の書類を支給申請書に添付して申請してください。**
- ・ア～ウを選択した場合：上記III i～iiiの書類のみ
 - ・エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
 - ・オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

（注1）単に申込みを忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込みをしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

（注2）パパ・ママ育児プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

59604 (4) 延長期間の取扱い

延長事由が要件に該当する場合であっても、延長された育児休業の期間の末日が子が1歳6か月に達する日の前日までに到来する場合は、当該延長期間の末日までが対象本体育児休業と取り扱われることとなる。

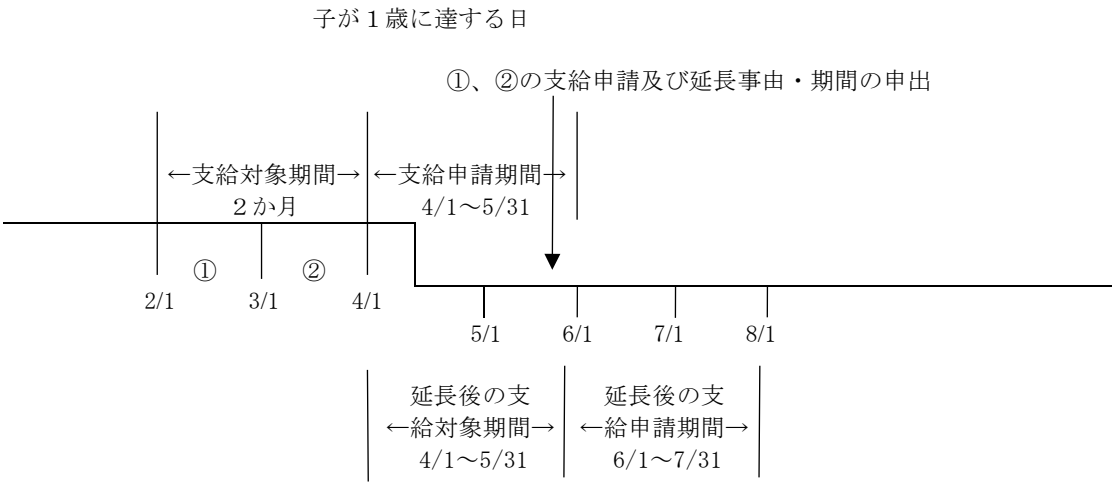
このため、延長事由の申出等が行われた場合であって、これに係る期間の末日が不明である場合については、子が1歳6か月に達する日の前日までに、この末日が到来する場合には、当該延長事由の申出等が行われた支給申請の次回以降の支給申請の際に、申出を行うよう事業主に対して指導する。この末日の申出が行われ対象本体育児休業の末日が明らかになるまでの間は、申請された支給単位期間について、当該末日が未だ到来していないことを確認して、支給決定を行うこととする。

59605 (5) 延長に係る支給単位期間の支給申請期間

イ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われた場合は、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の2つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

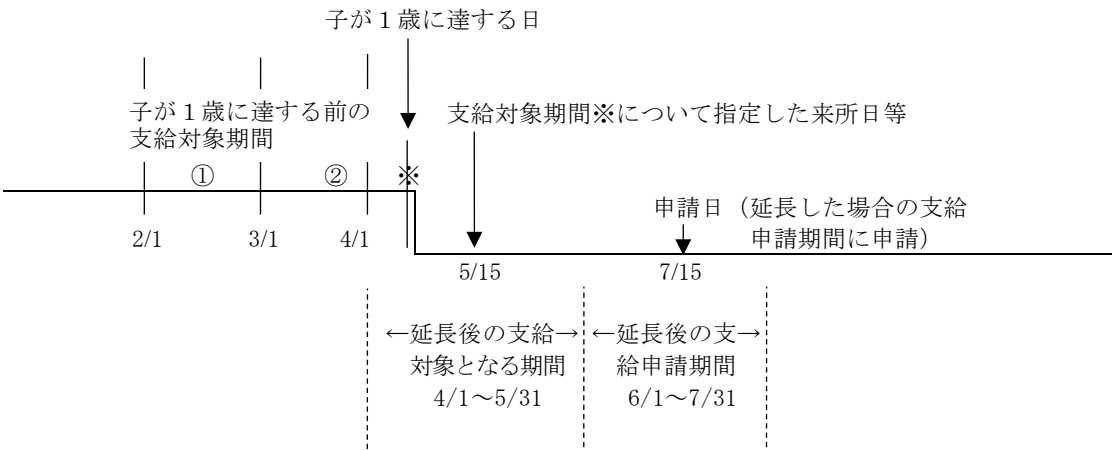
ロ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われていなかった場合は、子が1歳に達する日の前日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日）を末日とする支給単位期間を対象本体育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、延長事由及び延長期間が要件に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

(例示1) 子が1歳に達する日の前日の属する支給単位期間前の支給単位期間(①、②)の支給申請の際に延長事由一期間の申出を行った場合

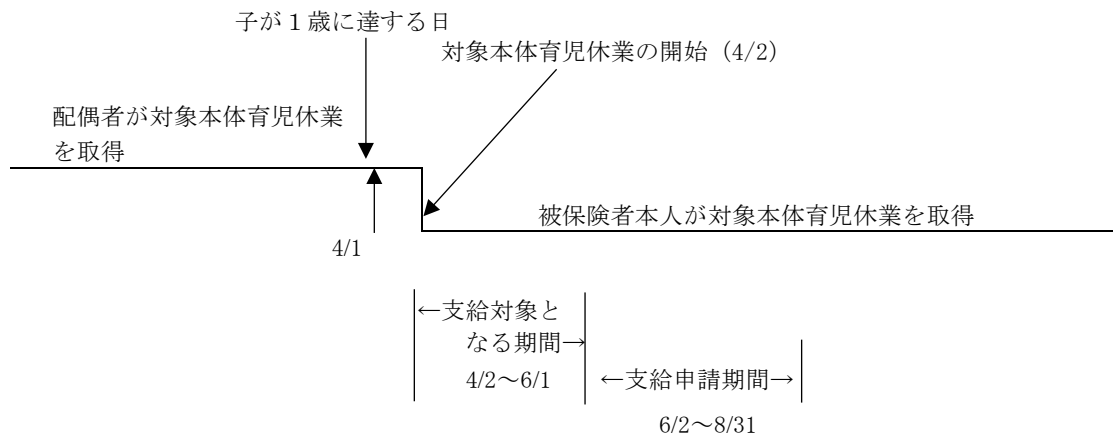


※ 一定の要件(59631参照)を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、上図標題の「1歳に達する日の前日」は、「育児休業終了日(ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日の前日)」となり、上図の「1歳に達する日」は、「育児休業終了日の翌日(ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日)」となる。下記(例示2)、(例示3)において同じ。

(例示2) 子が1歳に達する日の前日の属する支給単位期間(※)の支給申請を延長事由・期間とともに延長後の支給単位期間として申請する場合



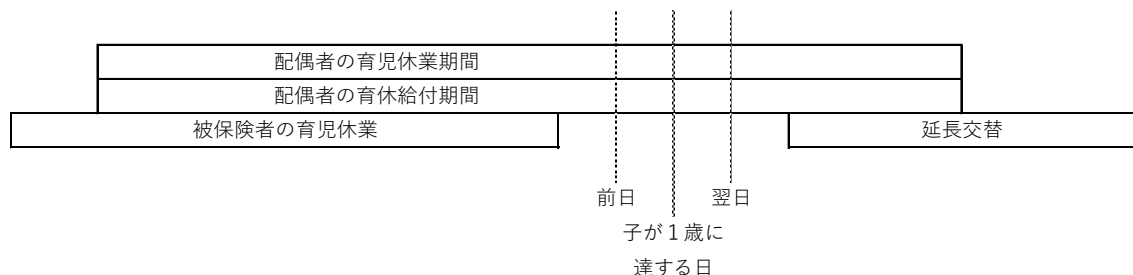
(例示 3) 延長後の期間のみ被保険者本人の対象本体育児休業として取得する場合



59503-2 ホ「新たに当該子を養育するための休業」については、以下の例示 4-1～4-3 のとおり。

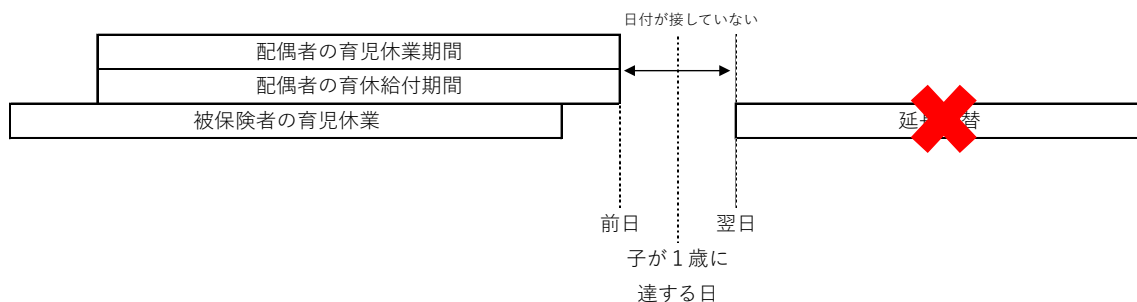
(例示 4-1) 子が1歳に達する日の後に、配偶者と重複して育児休業を取得する場合

配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており（59503-2 ホ(イ)を満たす。）、配偶者の育児休業終了日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始（59503-2 ホ(ロ)を満たす。）しているため、59503-2 ホ「新たに当該子を養育するための休業」の取得が認められる。



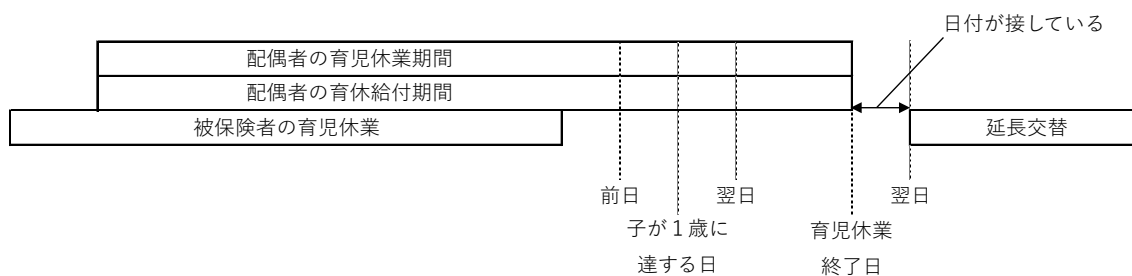
(例示 4-2) 子が1歳に達する日に、被保険者もその配偶者も育児休業を取得していない場合

被保険者又はその配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしておらず（59503-2 ホ(イ)を満たさない。）、延長交替としての 59503-2 ホ「新たに当該子を養育するための休業」の取得は認められない。



(例示 4－3) 配偶者の育児休業終了日の翌日に、被保険者が育児休業を開始する場合

配偶者が子の1歳に達する日において育児休業をしており(59503-2 ホ(イ)を満たす。)、配偶者の育児休業終了日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始(59503-2 ホ(ロ)を満たす。)しているため、59503-2 ホ「新たに当該子を養育するための休業」の取得が認められる。



59606-59610 2 1歳6か月に達する日後に育児休業を取得する場合の支給対象期間の延長に係る取扱い

59606 (1) 延長事由の申出に係る支給申請

- イ 休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合（59503-3 参照）により育児休業に係る子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、対象本体育児休業の期間が延長されることとなる。この場合、延長後の対象本体育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるため、子が1歳6か月に達する日を含む支給単位期間について対象本体育児休業として支給申請を行うまでに、当該延長事由及びこれに係る期間を支給申請書に記載して提出しなければならないのでその旨事業主及び被保険者に対して周知の上、指導する。
- ロ 子が1歳6か月に達する日の属する支給単位期間は、子が1歳6か月に達する日直前の休業開始日に応当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に延長後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。
- ハ また、延長事由に該当し、子が1歳6か月に達する日後から2歳に達する日までの期間において新たに当該1歳6か月に達した子を養育するための休業をする場合であって、
- ① 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳6か月に達する日において当該子を養育するための休業をしている場合
 - ② 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳6か月に達する日の翌日（その配偶者が当該子の1歳6か月に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日）である場合
- のいずれにも該当する場合、対象本体育児休業となる（則101条の22第6号）（例示4-1から例示4-3参照）。
- ニ 被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、1歳6か月に達する日までの間に、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者が、育児休業給付の対象となるが、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、これに加えて2歳に達する日までの間に、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者が、育児休業給付の対象となること。当該要件については、支給申請書の備考欄において確認すること。

59607 (2) 延長事由の申出等

- イ 子が1歳6か月に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点で、当該育児休業給付金の支給を受けている又は受けようとしている者が事業主に対して子が1歳6か月に達する日後の期間について休業の申出を行っている場合は、当該延長の対象となる期間直前の支給単位期間に係る支給申請の際に提出する支給申請書に延長事由及び延長に係る育児休業の期間についての申出を行わせることとする。
- 特に、当該延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請が休業に係る子が1歳6か月に達する日の翌日以後に行われる場合には、被保険者が延長事由に基づき引き続き育児休業を行っているか否かを確認する。
- ロ 延長期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で延長事由及び延長期間の申出を行っていない場合であって、子が1歳6か月に達する日以後の期間に延長事由に係る休業を行ったものである場合は、子が1歳6か月に達する日の前日までの期間についての支給申請は、延長期間も含めて、休業開始

日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に延長事由及び延長期間を記載して行う必要がある。

59608 (3) 延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が1歳6か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであるから、1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求めること。

例えば、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書の保留の有効期限が到来していない、1歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの疎明書による確認でも差し支えないこと。

また、子が1歳6か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が1歳6か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等による保育の利用が実施されないこと

この要件に該当するためには、あらかじめ市町村に対して保育利用の申込みを行っており、原則として市町村から子が1歳6か月に達する日の翌日において市町村が発行する教育・保育給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知又は保育所等の利用ができない旨の通知がなされていることが必要となり、第一次申込みで内定を得た保育所等の内定を辞退した場合（内定の辞退について第一次申込みを行ったときから内定を辞退したときまでの間に住所や勤務場所等に変更があり内定した保育所等に子を入所させることが困難であったこと等のやむを得ない理由がある場合を除く。）には、当該1歳6か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象外とする。

このため、延長事由及び延長期間の申出等に当たっては、市町村より発行された証明書等を提出させることにより、①市町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象本体育児休業に係る子と同一であること、②当該子が1歳6か月に達する日の翌日が保育が実施されないこととされた期間に含まれていること、③保育所入所保留通知書の備考欄などで、やむを得ない理由がなく保育所等の内定を辞退したことの記載の有無を確認する。確認に当たって、提出された証明書等の記載のみでは、当該子が1歳

6 か月に達する日の翌日において保育利用が可能となっていないことが明らかとならない場合には、別途市町村に延長期間に係る証明を求めるよう事業主を通じて被保険者を指導する。

なお、市町村から証明書等が発行されない場合については、1 歳 6 か月に達する日の翌日において、保育等の実施がされていない事実を記載した被保険者の疎明書（様式例参照。）を提出させることにより、確認して差し支えないものとする。

ロ 養育を予定していた配偶者の死亡

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。

ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等

医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日が含まれることを確認する。

ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居

世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。

ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等

産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日が含まれることの確認を行う。

なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第 65 条第 1 項（船員法第 87 条第 1 項）に定める期間については、これに該当するものとして取り扱う。

ヘ 当該被保険者の他の休業の終了（育児休業再取得理由（29 欄）が 1 の場合）

他の子に係る休業が当該他の子の死亡又は当該被保険者と同居しないこととなったことにより終了したことの確認及び子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日が当該他の子に係る休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し、母子健康手帳の記載内容により、確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことによるものである場合に限る。）。なお、民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了したことの確認は審判書の写し又は児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しにより確認する。

また、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業が終了したことの確認及び子が 1 歳 6 か月に達する日の翌日が当該介護休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し等により確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該対象家族に係る介護休業を取得したことによるものである場合に限る。）。

なお、いずれの場合においても、育児休業給付又は介護休業給付の手続を行っており、当該手続における申請内容で確認できる場合には改めて確認書類を提出させる必要はない。

疎明書

私（被保険者氏名）は、子（入所児童氏名）について、保育所への入所申込を市町村（入所申込先の市町村）に対して行ったが、子が１歳６か月到達日後において、保育所へ入所できなかったことを疎明します。

令和 年 月 日

氏 名

公共職業安定所長 殿

（注） 公共職業安定所から、事業主、被保険者又は市町村に対して、今回の育児休業給付延長の申出にかかる事実について確認させていただく場合があります。

【上記59608は令和7年4月1日以降に、1歳6か月に達する日を迎え、かつ、延長事由の申出に係る支給申請を行う場合に、以下のとおり変更して取り扱うこと。】

59608 （3）延長事由及び期間の確認

延長事由及び延長期間が記載された支給申請書が提出された場合には、延長事由ごとに以下の確認書類を提出させて、①子が１歳６か月に達する日の翌日において延長事由に該当していること、②当該事由により取得する育児休業の期間の確認を行う。事業主を経由して支給申請手続を行う場合は、休業の申出に当たって事前に被保険者より提出された書類を確認書類として被保険者の了解を得た上で支給申請書に添付することとなるので、その旨あらかじめ事業主を指導する。

これは、子が１歳６か月に達する日の翌日において延長事由に該当していることの確認を行うものであるから、子が１歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすことにより、育児休業終了予定日が当該子の１歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日。ただし、当該育児休業終了予定日が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日。以下 59608 において同じ。）の翌日において該当した延長事由に関わらず、改めて延長事由の確認を行うとともに、確認書類の提出を求めること。

例えば、子が１歳に達する日の翌日において保育所等に入所できず支給対象期間の延長を行っており、引き続き入所できない状況が続いている場合も、再度の支給対象期間の延長に際しては、原則１歳６か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類の提出を求めること。ただし、市区町村から新たな証明書等が発行されない場合（入所保留通知書等の保留の有効期限が到来していない、１歳に達する日の翌日に係る申込み時以降新たな申込みの機会がなかった等）は、被保険者からの申告書による確認でも差し支えないこと。

また、子が１歳６か月に達する日後の期間についての育児休業が、子が１歳６か月に達する前の期間に係る育児休業と併せて当初から事業主に申し出ている場合においても、次のイからホまでのいずれかの延長事由に該当しているのであれば、当該１歳６か月に達する日後の期間について育児休業給付金の対象となるものであること。

イ 保育所等における保育の利用申込みを行っているが、保育が実施されない場合であって、速やかな職場復帰のためにその利用を希望しているものと認められるとき

申告書、利用申込書及び入所保留通知書等を提出させることにより、次の(イ)～(ホ)を確認する。（具体的な確認の方法については、59603 イに準じる。）

- (イ) 市区町村に対する保育利用の申込みに係る子が対象本体育児休業に係る子と同一であること。
 - (ロ) 市区町村に対して、対象本体育児休業の申出に係る子が1歳6か月に達する日までに保育利用の申込みを行っていること。
 - (ハ) 利用（入所）開始希望日を本体育児休業の申出に係る子が1歳6か月に達する日の翌日以前の日としていること。
 - (ニ) 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。
 - (ホ) 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと。
 - (ヘ) 当該子について、これまでにやむを得ない理由がなく保育所等の内定を辞退していないこと。
- ロ 養育を予定していた配偶者の死亡
- 世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容により、子が1歳6か月に達する日の翌日において、配偶者が子と同居していないことによって確認する。
- ハ 養育を予定していた配偶者の負傷、疾病等
- 医師の診断書等により、配偶者が負傷、疾病等である事実及びその期間に子が1歳6か月に達する日の翌日が含まれることを確認する。
- ニ 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居
- 世帯全員について記載された住民票の写しと母子健康手帳の記載内容を確認することにより、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が配偶者と同居していないことを確認する。
- ホ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等
- 産前産後休業に係る子に係る母子健康手帳により、出産予定日又は出産日を確認することにより、これに係る期間に子が1歳6か月に達する日の翌日が含まれることの確認を行う。
- なお、実際に女性の配偶者が産前休業を取得していない場合であっても、労働基準法第65条第1項（船員法第87条第1項）に定める期間については、これに該当するものとして取り扱う。
- ヘ 当該被保険者の他の休業の終了（育児休業再取得理由（29欄）が1の場合）
- 他の子に係る休業が当該他の子の死亡又は当該被保険者と同居しないこととなったことにより終了したことの確認及び子が1歳6か月に達する日の翌日が当該他の子に係る休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し、母子健康手帳の記載内容により、確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該他の子に係る産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことによるものである場合に限る。）。なお、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該他の子に係る産前産後休業又は育児休業が終了したことの確認は審判書の写し又は児童相談所長から交付された措置解除決定通知書の写しにより確認する。
- また、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業が終了したことの確認及び子が1歳6か月に達する日の翌日が当該介護休業期間に含まれることの確認は、世帯全員について記載された住民票の写し等により確認する（当該子に係る育児休業が終了した事由が当該対象家族に係る介護休業を取得したことによるものである場合に限る。）。

なお、いずれの場合においても、育児休業給付又は介護休業給付の手続を行っており、当該手続における申請内容で確認できる場合には改めて確認書類を提出させる必要はない。

育児休業給付金支給対象期間

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。なお、申告内容に疑義がある場合、公共職業安定所長が事業主、被保険者、市区町村等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることがあります。)

(注) パパ・ママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日

育児休業給付金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

公共職業安定所長 殿

被保險者 現住所

令和 年 月 日

氏 名

注 意

- I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業給付金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず本人が記載し、原則として事業主を経由して提出してください。
- II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。
- III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業給付金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込みをしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
 - ii 市区町村に保育所等の利用（入所）申込みをしたときの申込書の写し（電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込みをした画面の複写）
 - iii 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）
- IV 3の①欄について、申込みをしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合は延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
 - ii 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- V 3の②欄について、申込みをした日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込みを受け付けられないなど、保育利用の申込みの機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。
- VI 3の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込み可能な希望日での申込みをした場合は、延長が認められる場合があります（注1）ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、上記III i～iiiの書類に加えて、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- 【支給申請書に添付が必要な書類】**
- iv 保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込みを受け付けていないことが確認できる書類
- VII 3の④欄について、申込みにおいて「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。
- VIII 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。
- IX 3の⑥欄について、1に記載した子についてこれまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合は、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更が生じた日付及び具体的な理由を記載してください。
- X 3の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。
- XI 3の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。
選択肢に応じて、上記III i～iiiの書類に加えて、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
- ・ア～ウを選択した場合：上記III i～iiiの書類のみ
 - ・エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
 - ・オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

（注1）単に申込みを忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込みをしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

（注2）パパ・ママ育児プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

59609 (4) 延長期間の取扱い

延長事由が要件に該当する場合であっても、延長された育児休業の期間の末日が子が2歳に達する日の前日までに到来する場合は、当該延長期間の末日までが対象本体育児休業と取り扱われることとなる。

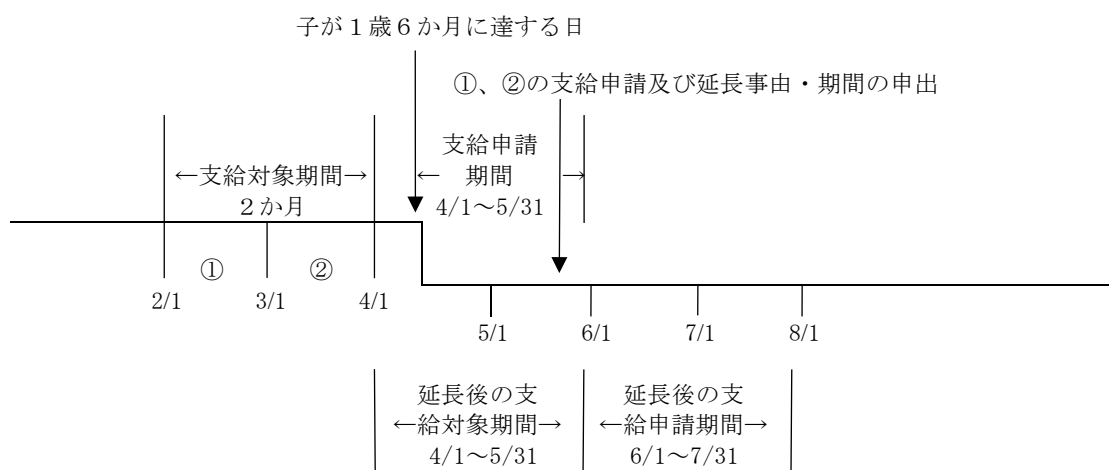
このため、延長事由の申出等が行われた場合であって、これに係る期間の末日が不明である場合については、子が2歳に達する日の前日までに、この末日が到来する場合には、当該延長事由の申出等が行われた支給申請の次回以降の支給申請の際に、申出を行うよう事業主に対して指導する。この末日の申出が行われ対象本体育児休業の末日が明らかになるまでの間は、申請された支給単位期間について、当該末日が未だ到来していないことを確認して、支給決定を行うこととする。

59610 (5) 延長に係る支給単位期間の支給申請期間

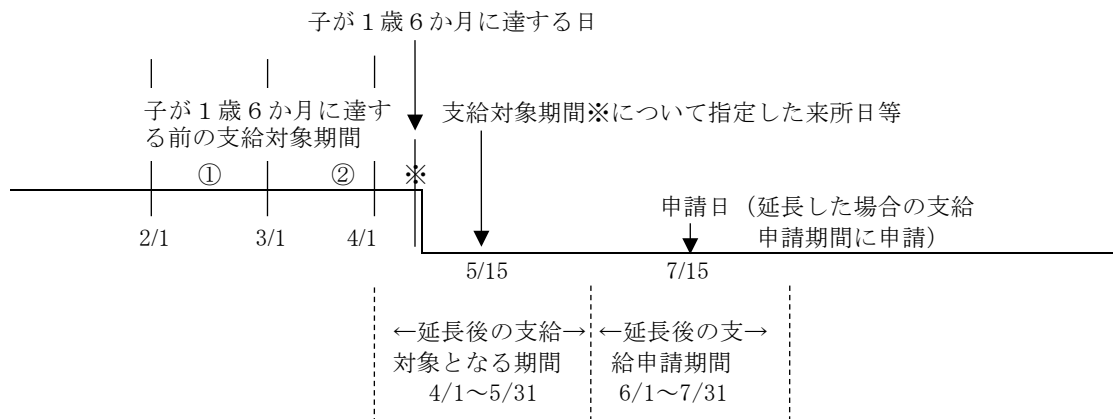
イ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われた場合は、子が1歳6か月に達する日を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の2つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

ロ 延長期間前の支給単位期間についての支給申請の際に延長事由及び延長期間の申出が行われていなかった場合は、子が1歳6か月に達する日の前日を末日とする支給単位期間を対象本体育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、延長事由及び延長期間が要件に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

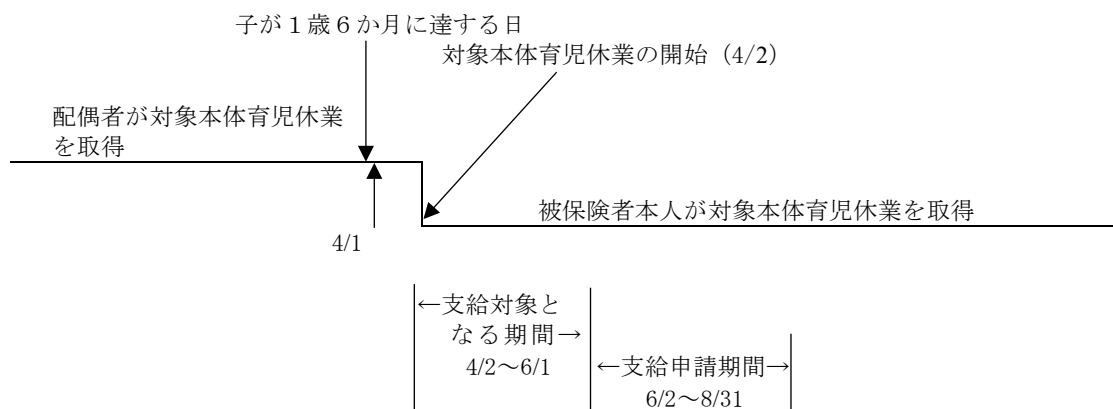
(例示1) 子が1歳6か月に達する日の前日の属する支給単位期間前の支給単位期間(①、②)の支給申請の際に延長事由一期間の申出を行った場合



(例示 2) 子が 1 歳 6 か月に達する日の前日の属する支給単位期間 (※) の支給申請を延長事由・期間とともに延長後の支給単位期間として申請する場合



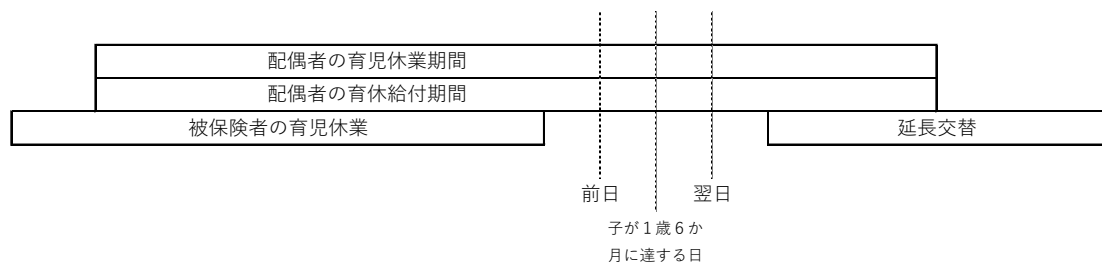
(例示 3) 延長後の期間のみ被保険者本人の対象本体育児休業として取得する場合



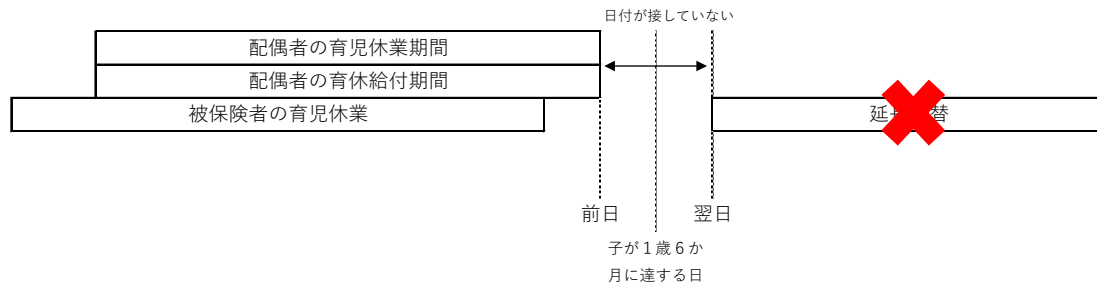
59503-2 へ「新たに当該子を養育するための休業」については、以下の例示 4-1～4-3 のとおり。

(例示 4-1) 子が 1 歳 6 か月に達する日の後に、配偶者と重複して育児休業を取得する場合

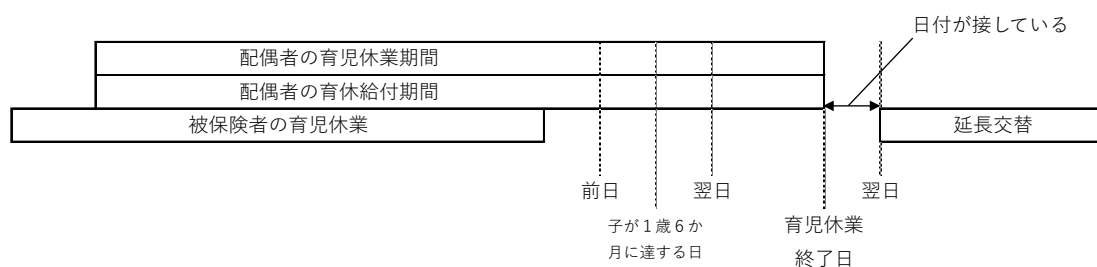
配偶者が子の 1 歳 6 か月に達する日において育児休業をしており (59503-2 へ(i) を満たす。)、配偶者の育児休業終了日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始 (59503-2 へ(ii) を満たす。) しているため、59503-2 へ「新たに当該子を養育するための休業」の取得が認められる。



(例示 4－2) 子が 1 歳 6 か月に達する日に、被保険者もその配偶者も育児休業を取得していない場合
被保険者又はその配偶者が子の 1 歳 6 か月に達する日において育児休業をしておらず (59503-2 へ(i) を満たさない。)、59503-2 へ「新たに当該子を養育するための休業」の取得は認められない。



(例示 4－3) 配偶者の育児休業終了日の翌日に、被保険者が育児休業を開始する場合
配偶者が子の 1 歳 6 か月に達する日において育児休業をしており (59503-2 へ(i) を満たす。)、配偶者の育児休業終了日の翌日以前に被保険者が育児休業を開始 (59503-2 へ(ii) を満たす。) しているため、59503-2 へ「新たに当該子を養育するための休業」の取得が認められる。



59611-59620 3 第 2 回目以後の支給申請手続

59611 (1) 支給申請期間

イ 第 2 回目以後の支給申請については、前回の支給申請時ごとに事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間に行うこととし、受給資格者は、支給対象期間について育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該支給対象期間についてあらかじめ指定された支給申請期間内に育児休業給付金支給申請書に必要事項を記載の上、事業所管轄安定所に提出するものとする。

第 2 回目以後の支給申請に係る支給申請書は、前回の育児休業給付金支給決定通知書に添付され、受給資格者にあらかじめ交付されている。

ロ 育児休業給付金支給申請書の提出については、原則として、当該受給資格者を雇用する事業主を経由して行うこととする。

ハ なお、支給申請期間内に育児休業給付金支給申請書の提出を行わない場合については、次回以後の支給申請期間がいつになるのかを確認しなければならない (具体的な取扱いについては 59593 ホ参照)。

ニ 受給資格者が 2 か月分 (又は 1 か月分) の支給対象期間について育児休業給付金を受給した後、その次に指定された支給申請期間の前に対象本体育児休業を終了した場合、その残余分、すなわち前回の支給申請期間から対象本体育児休業を終了するまでの間の支給対象期間に係る育児休業給付金の支給申

請については、あらかじめ指定されていた当該次回の支給申請期間内に行う。この場合、できるかぎり当該次回の支給申請期間内の来所日等に行うよう事業主を指導する。

なお、育児休業給付金の支給申請時点において、すでに対象本体育児休業が終了している場合は、最後の支給単位期間を含む3か月の支給単位期間について、育児休業給付金支給申請書の5、9、13欄に記入し、まとめて1枚の申請書により申請することができる。

ホ 事業所管轄安定所における支給申請書の保存期間は3年間とする。

59612 (2) 添付書類

イ 賃金台帳、出勤簿又はタイムカード等支給申請書に記載した賃金の額及び賃金の支払状況を証明することができる書類（本体育児休業期間中に出勤簿等を作成していない場合には「育児休業期間に係る賃金証明書」）。

なお、被保険者が自ら申請手続を行うことを希望する場合には、給与明細書又は賃金台帳の写し（本体育児休業期間中に事業主が出勤簿等を作成していない場合には「育児休業期間に係る賃金証明書」）の添付が必要である。

また、この第2回目以後の支給申請に当たっては、過去の被保険者を雇用する事業所に係る資格取得届及び離職証明書等の提出において、その記載内容の信頼性が高いと認められる事業主等については、関係書類との照合を省略して差し支えない。この照合省略に係る取扱い、業務取扱要領 21206 及び 21502 に準じて取り扱うこととする。

ロ 支給対象となる期間の延長の申出又は支給対象となる期間の延長を行った場合の支給単位期間について支給申請を行う場合は、当該延長事由及びこれに係る期間を確認できる書類(59603 及び 59608 参照)。

ハ 子の1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給単位期間について支給申請を行う場合（上記ロによる場合を除く）は、当該期間に係る支給要件を確認できる書類（59643 参照）。

ニ 特別養子縁組の成立のため監護を行っている期間について育児休業給付金の支給申請を行う場合は、家庭裁判所の審判書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に審判が行われている場合に限る。）

また、養子縁組里親又は養育里親として育児を行っている期間について育児休業給付の支給申請を行う場合は、措置解除決定通知書の写し（当該支給申請に係る対象期間中に解除が行われている場合に限る。）

ホ 住民票記載事項証明書等（59613(3)の規定により同様に取り扱うこととされた 59573(3)ニのなお書きの規定により特別養子縁組の成立のための請求を再度行っている場合に限る。）

59613 (3) 支給要件の確認

初回の支給申請の際と同様に取り扱う。

59614 (4) 支給額の算定

イ 初回の支給申請の際と同様に取り扱う。ただし、育児休業を終了する日の属する支給対象期間の支給額は、賃金日額に当該支給対象期間の初日から末日までの日数（支給日数）を乗じて得た額の50%（当該休業を開始した日から起算し、出生時育児休業給付金及び育児休業給付金の支給日数が通算して180日に達するまでの間に限り67%）を限度として算定される。

ロ 支給対象期間の延長が行われる場合、子が1歳に達する日（一定の要件（59631 参照）を満たすこと

により、育児休業終了予定日が当該子の1歳に達する日後である場合は、対象育児休業終了日の翌日。ただし、当該育児休業終了予定日が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日）を含む支給対象期間の初日は、子が1歳に達する日の直前の休業開始応当日となり、延長後の休業を終了する日が、当該初日から1か月を経過する日より後の日である場合については、当該支給対象期間の支給日数は30日となるので留意する(59574イ参照)。

59615 (5) 支給決定等の通知等

初回の支給申請の際と同様に取り扱う。

59616 (6) 次回支給申請期間及び来所日等の指定等

初回の支給申請の際と同様に取り扱う。

育児休業給付金については、59505のとおり、本来的には、最初の支給申請については、当該最初に支給を受けようとする支給対象期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで、第2回目以後の支給申請については、事業所管轄安定所長から指定された支給申請期間内に行うこととする。

59617 (7) 職場復帰後再度の育児休業給付の取扱い

対象本体育児休業を行ったことのある労働者が当該対象本体育児休業終了後、同一の子について取得する2回目までの本体育児休業は対象本体育児休業となり、育児休業給付金を受給することができる（1歳到達日又は1歳6か月到達日以降は延長事由など他に定めがある場合に限る。）。また、59503-2ロに掲げる理由により再度育児休業を取得した場合は取得回数に含めない。

再度育児休業を取得する場合は、育児休業給付受給資格確認票・（初回）支給申請書により申請することとし、8欄及び29欄においてその旨を申告させる。また、5欄の育児休業開始年月日は再度育児休業を取得した初日を記載させること（育児休業開始日が再設定される。）。

59631-59670 第5 1歳に達する日から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付

59631-59640 1 概要

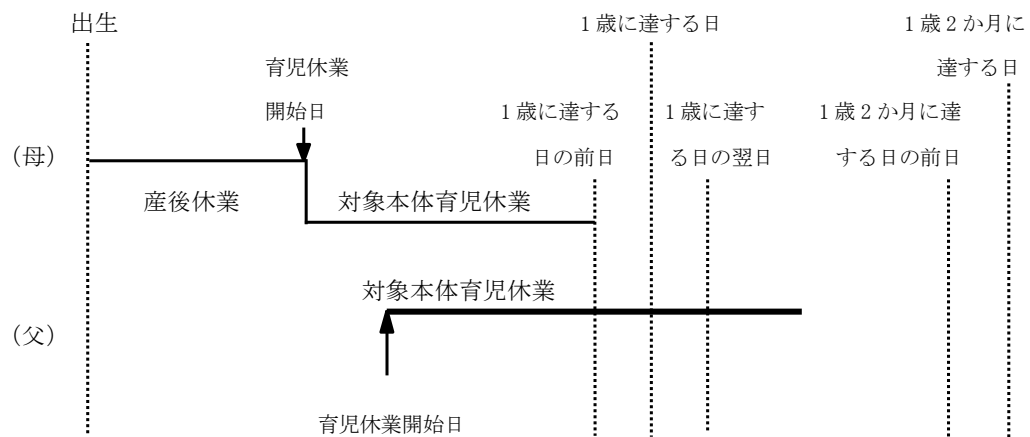
59631 (1) 概要

被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、当該子の1歳2か月に満たない子を養育するための休業をした場合において、原則として、その休業を開始した日前の2年間にみなし被保険者期間が通算して12か月以上あるときに、支給単位期間について支給する（法第61条の7第8項により読み替えられた同条第1項）。

ただし、当該被保険者の育児休業開始予定日が、①当該子の1歳に達する日の翌日後である場合、②当該被保険者の配偶者の育児休業の初日前である場合は、当該被保険者の育児休業は対象本体育児休業とはならない。また、当該被保険者の育児休業終了予定日が、当該被保険者の育児休業開始予定日から起算して、育児休業等可能日数（当該休業に係る子の出生した日から当該子の1歳に達する日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該被保険者が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により休業した日数と当該子について法第61条の7第1項に規定する休業（出生時育児休業と本体育児休業を総称した「育児休業」を指す。）をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、支給対象外となる。（則第101条の27により読み替えられた則第101条の22第1項）（例示1～7参照）

また、本規定の適用にあたり、配偶者が公務員である場合について、当該配偶者が各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第3条第2項、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（第7号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項、裁判官の育児休業に関する法律第2条第2項）の規定による請求に係る育児休業は、育介法上の育児休業ではないが、上記の「配偶者が当該子を養育するための休業」とみなす。（則第101条の28）

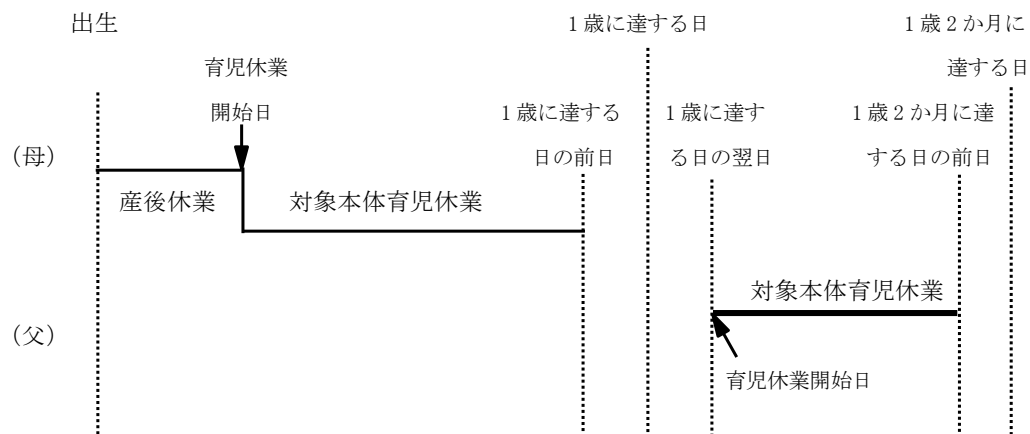
(例示1) 被保険者(父)がプラス期間を含み対象本体育児休業を取得可



※ 被保険者(父)の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者(母)の育児休業の初日以後であるため可。よって、被保険者(父)の対象本体育児休業の支給対象となる期間は、1歳2か月に達する日の前日までの間の最大1年間となる。

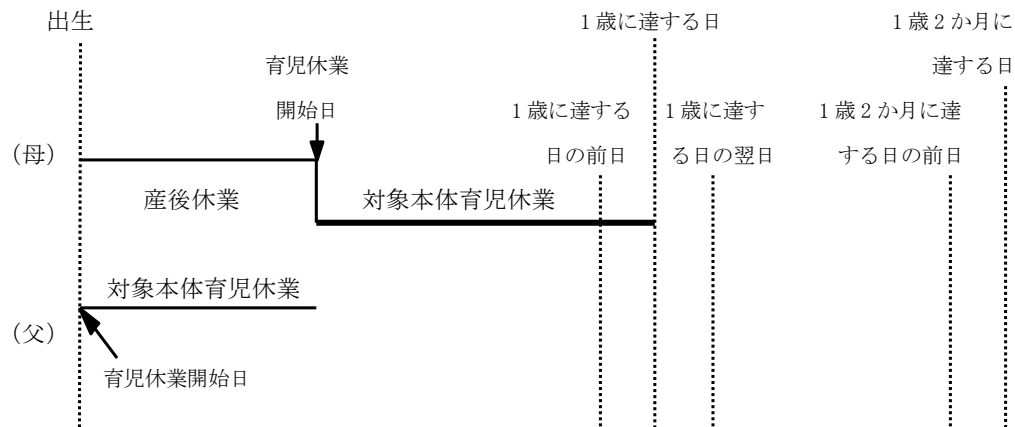
※ プラス期間とは、1歳に達する日以後1歳2か月に達する日の前日までの一定の期間をいう。以下、例示において同じ。

(例示2) 被保険者(父)がプラス期間を含み対象本体育児休業を取得可



※ 被保険者(父)の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者(母)の育児休業の初日以後であるため可。よって、被保険者(父)の対象本体育児休業の支給対象となる期間は、1歳2か月に達する日の前日までの間の最大1年間となる。

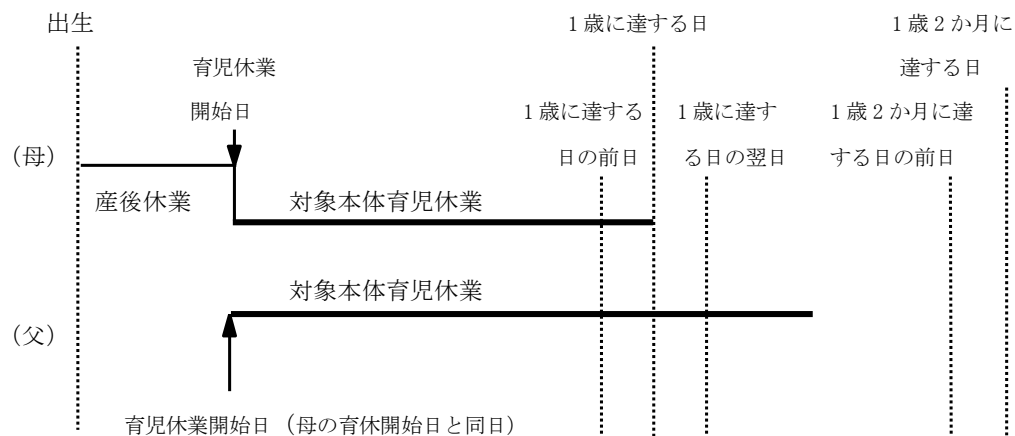
(例示 3) 配偶者 (母) がプラス期間を含み対象本体育児休業を取得可



※ 配偶者 (母) の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ被保険者 (父) の育児休業の初日以後であるため可。このため、配偶者 (母) は、出産日と産後休業と育児休業期間を合わせて1年間が上限であるため、1歳に達する日までが支給対象となる。

※ なお、被保険者 (父) は、59601ハの要件に該当しないため、通常どおり、1歳に達する日の前日までの間の対象本体育児休業が支給対象となる。

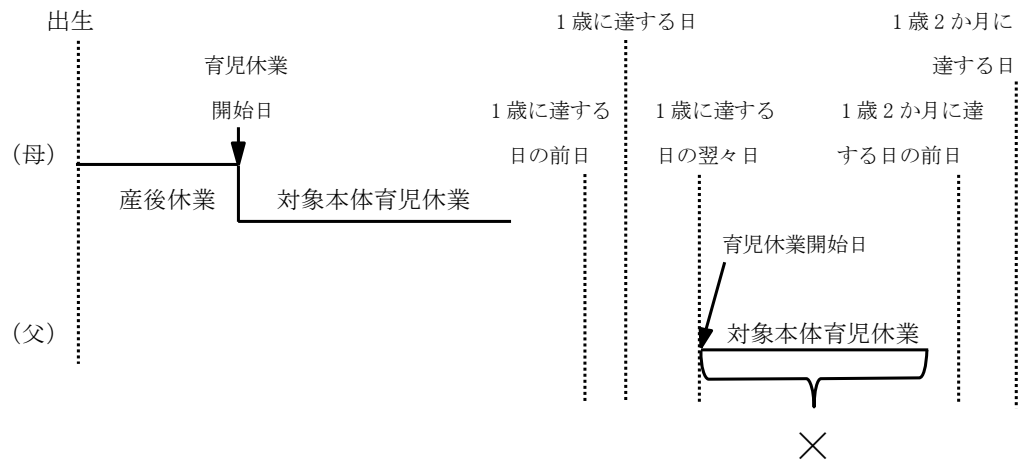
(例示 4) 被保険者 (父、母両方) がプラス期間を含み対象本体育児休業を取得可



※ 被保険者 (父) 及び配偶者 (母) 両方が、それぞれ、育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者の育児休業の初日以後であるため可。

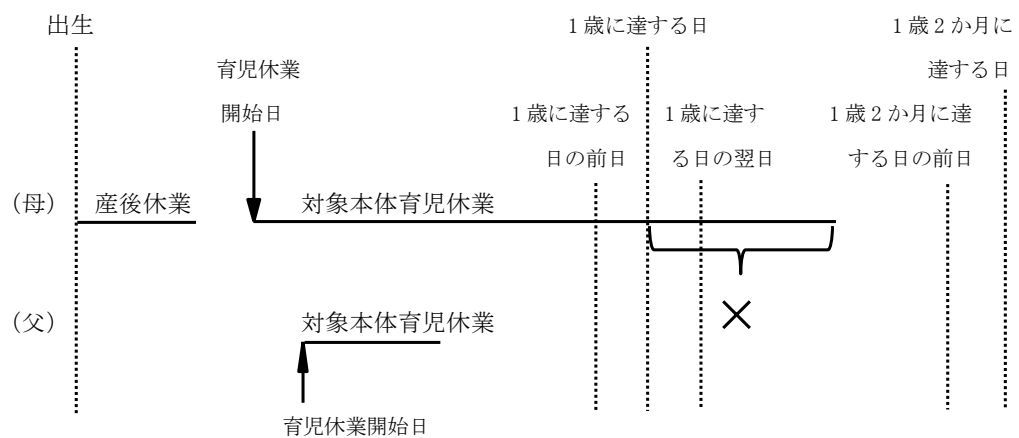
※ 被保険者 (父) の対象本体育児休業期間の上限は、1年間である。配偶者 (母) は、出産日と産後休業と育児休業期間を合わせて1年間が上限であるため、1歳に達する日までが支給対象となる。

(例示5) 被保険者(父)がプラス期間中の対象本体育児休業を取得不可



※ 被保険者(父)の育児休業開始日が、子が1歳に達する日の翌日後であるため不可。

(例示6) 配偶者(母)がプラス期間中の対象本体育児休業を取得不可

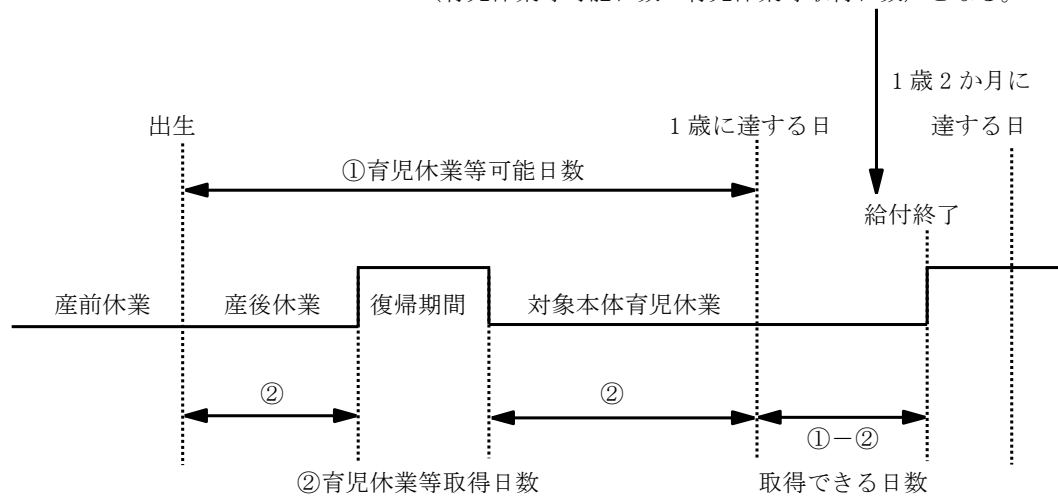


※ 配偶者(母)の育児休業開始日が、被保険者(父)の育児休業の初日前であるため不可。

このため、配偶者(母)は、通常どおり、1歳に達する日の前日までの間の対象本体育児休業が支給対象となる。

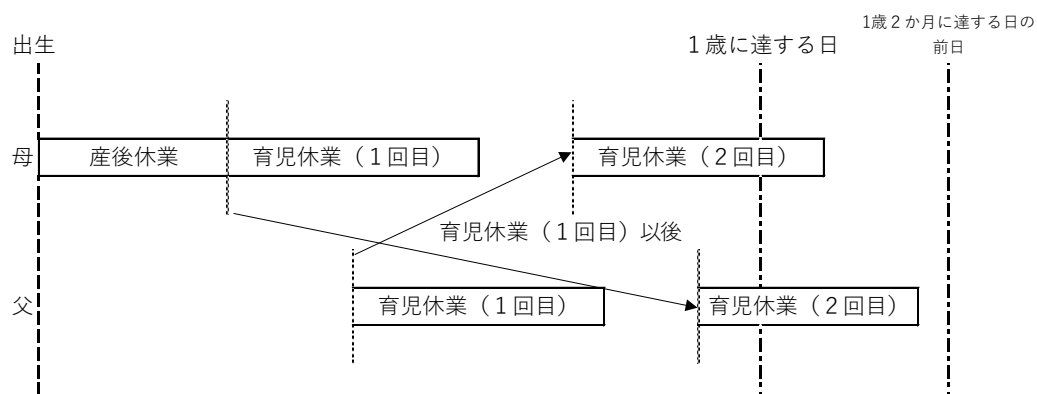
(例示7) 育児休業等可能日数等について

(育児休業等可能日数＝育児休業等取得日数) となる。



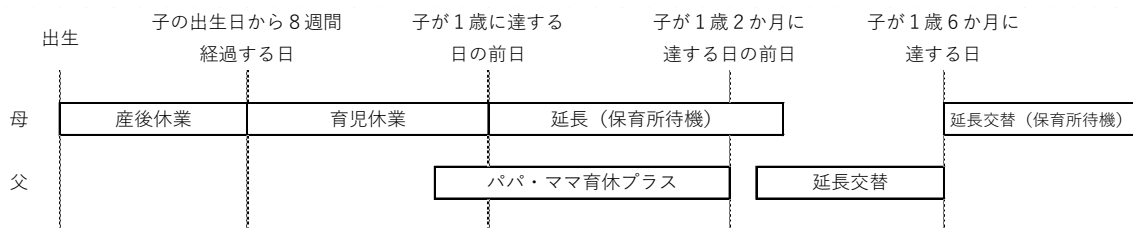
- ※ 育児休業等可能日数とは、当該育児休業に係る子の出生した日から当該子の1歳に達する日までの日数をいう。
- ※ 育児休業等取得日数とは、当該子の出生した日以後、被保険者が産前休業（出生日）及び産後休業をした日数と育児休業した日数を合算した日数をいう。
- ※ 被保険者の育児休業終了予定日が、当該被保険者の育児休業開始予定日から起算して、育児休業等可能日数から育児休業等取得日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後については、支給対象外となる。よって、対象本体育児休業として支給対象となる期間（女性の場合は、出生日以後の産前・産後休業期間を含む。）は、最大で1年間となる。

(例示 8) 育児休業の分割取得との関係 (被保険者 (父母両方) が取得可)



※ 被保険者 (父) 及び配偶者 (母) 両方が、それぞれ、育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者 (母) の育児休業の初日以後であるため可。

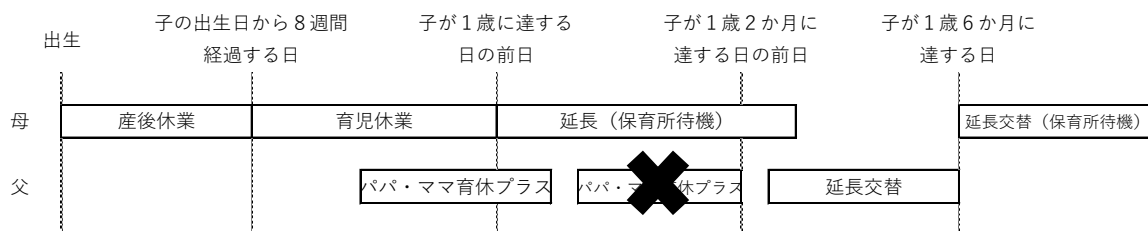
(例示 9) 延長交替との関係 (プラス期間後に延長交替を取得)



※ 被保険者 (父) の育児休業開始予定日が、子が 1 歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者 (母) の育児休業の初日以後であるため、パパ・ママ育休プラスを取得可。

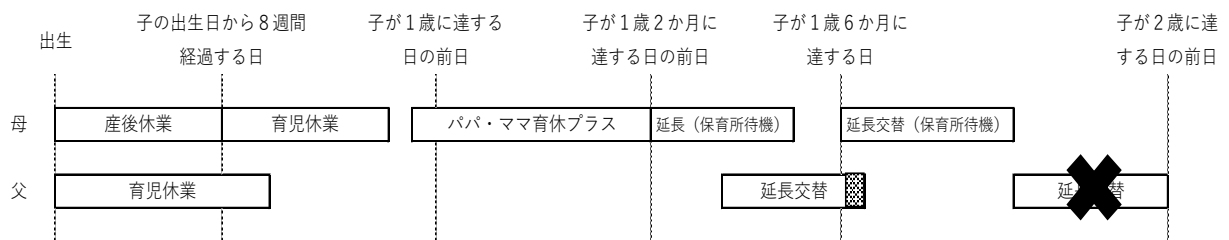
※ 延長交替 (59503-2 ホ) の要件を満たすため、被保険者 (父) はパパ・ママ育休プラス取得後に、延長交替として育児休業を取得可能。

(例示 10) プラス期間中に、パパ・ママ育休プラスを複数回取得



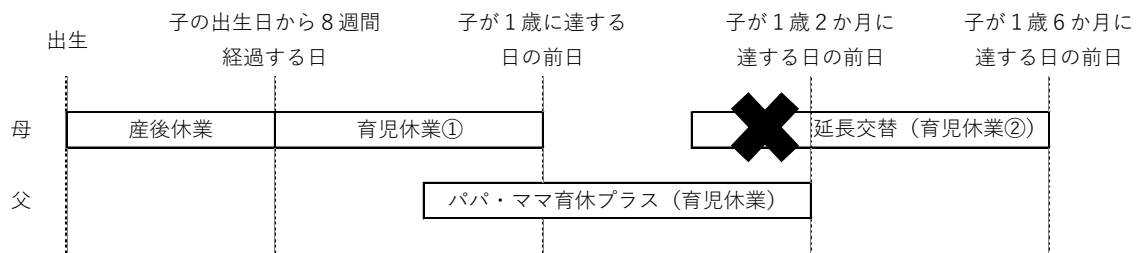
- ※ 被保険者（父）の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ配偶者（母）の育児休業の初日以後であるため、初回のパパ・ママ育休プラスを取得可。
- ※ 1歳に達する日後の期間において、パパ・ママ育休プラスによる休業が終了しているため、2回目の取得は不可。（59503-2 ハ(ニ)の要件を満たさない。）
- ※ 延長交替（59503-2 ホ）の要件を満たすため、被保険者（父）はパパ・ママ育休プラス取得後に、延長交替として育児休業を取得可能。

（例示 1 1）プラス期間中に、パパ・ママ育休プラスを取得し、その後配偶者が延長交替



- ※ 配偶者（母）の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前であり、かつ被保険者（父）の育児休業の初日以後であるため、パパ・ママ育休プラスを取得可。
- ※ 延長交替（59503-2 ホ）の要件を満たすため、被保険者（父）は延長交替として育児休業を取得可能。
- ※ 被保険者（父）が取得した延長交替は、子が1歳6か月に達する日以降にかかって取得しているため、2回目の延長交替は取得不可。（59503-2 へ「子が1歳6か月に達する日後から2歳に達する日までの期間において新たに当該子を養育するための休業」に該当しない。）

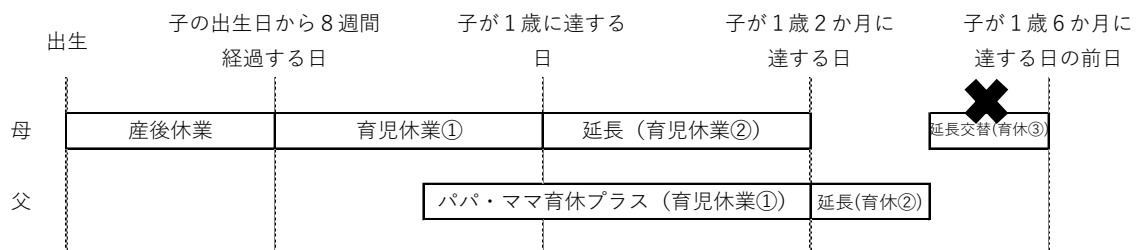
(例示 1 2) パパ・ママ育休プラス適用時に 1 歳 6 か月までの育児休業を行う場合①



※ 父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間(通算上限1年)、育児休業給付金の支給対象。

※ 母の育児休業②について、父がパパ・ママ育休プラス適用を受ける場合の延長交替に係る育児休業開始日は、父のパパ・ママ育休プラスによる休業の翌日であることが要件となるため、父の育児休業終了日以前は対象本体育児休業に該当しない。

(例示 1 3) パパ・ママ育休プラス適用時に 1 歳 6 か月までの育児休業を行う場合②



※ 母の育児休業①は、育児休業開始日が父の育児休業開始日前であるため、パパ・ママ育休プラスを取得不可。ただし、延長事由(59503-3 参照)を満たす場合は、延長して育児休業②を取得可能。この場合、母の育児休業③は、1歳～1歳6か月の期間における2回目の育児休業となるため、取得回数に含めない理由(59503-2 ロ(リ) 参照)に該当しない限り、育児休業の取得不可。

※ 父の育児休業①は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスを取得可能であり、1歳2か月に達する日前までの期間(通算上限1年)、育児休業給付金の支給対象。父の育児休業②は、延長事由(59503-3 参照)を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象。

59641-59650 2 支給申請における取扱い

59641 (1) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間の支給申請

- イ 一定の要件（59631 参照。）を満たすことにより育児休業に係る子が1歳に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合には、1歳2か月に達する日の前日までの対象本体育児休業の期間についても、休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるので、子が1歳に達する日を含む支給単位期間について対象本体育児休業として支給申請を行うまでに、配偶者の同一の子に係る育児休業取得の有無及び配偶者の被保険者番号（配偶者が取得した育児休業が育児休業給付の対象である場合に限る。以下同じ。）を支給申請書に記載して提出しなければならないので、その旨事業主及び被保険者に対して周知すること。
- ロ 子が1歳に達する日の属する支給単位期間は、子が1歳に達する日の直前の休業開始日に相当する日から1か月を経過する日までの期間であり、この1か月を経過する日以前に要件（59631 参照。）適用後の休業終了日がある場合はこの休業終了日までの期間となる。
- ハ 子が1歳に達する日又は1歳に達する日の翌日を育児休業開始日として初めて取得する育児休業である場合には、当該休業開始日から1か月ごとの支給単位期間によって支給申請を行う必要があるので、当該休業開始日を含む支給単位期間について対象本体育児休業として支給申請を行う際に、上記イと同様に配偶者の育休取得の有無及び配偶者の被保険者番号を支給申請書に記載して提出しなければならないことについて、事業主及び被保険者に対して周知すること。

59642 (2) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの期間に係る記載

- イ 初回の支給申請の時点で、1歳に達する日以後1歳2か月に達する日の前日までの一定の期間（以下「プラス期間」という。）も含み、育児休業を取得している場合は、原則として、初回の支給申請書に配偶者の育休取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載を行わせることとする。
- ロ 上記イ以外の場合については、子が1歳に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点までに、支給申請書に配偶者の育休取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載を行わせることとする。
- ハ プラス期間直前の支給単位期間に係る支給申請の時点で、プラス期間を含む育児休業を取得していない場合であって、その後にプラス期間を含めた育児休業を行った場合は、子が1歳に達する日の前日までの期間についての支給申請は、当該期間も含めて、休業開始日に相当する日を初日とする支給単位期間により行うものとし、支給申請書に当該期間、配偶者の同一の子に係る育休休業取得の有無、配偶者の被保険者番号を記載して行う必要がある。

59643 (3) 1歳から1歳2か月に達する日の前日までの育児休業給付要件の確認

配偶者育休取得及び配偶者の被保険者番号が記載された支給申請書が提出された場合には、受給資格確認や支給申請の際の添付書類（59521(1)、59572(2)、59612(2)）での確認に加えて、以下の書類を提出させ、①当該被保険者の配偶者が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子の育児休業をしていること、②当該被保険者の育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前であり、かつ、当該被保険者の配偶者の育児休業の初日以後であることを確認する。

- イ 被保険者の配偶者であることを確認できる書類

世帯全員について記載された住民票の写し。被保険者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にある者であるときは、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等、その事実を証明することができる書類とする。

ロ 被保険者の配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

配偶者の育児休業取扱通知書の写し等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類とする。当該書類がない場合は、確認書類として、任意の様式により、配偶者の育児休業開始日を記載した配偶者の疎明書（様式例参照）を提出させる。また、申請書に配偶者の被保険者番号の記載があり、システムにより当該事実を確認できる場合は、当該書類は省略してもよい。

疎明書

私は、配偶者（氏名_____）が令和____年____月____日付けで行った育児休業給付の申請に係る同一の子について、（会社名_____）において、私の申出に基づき事業主が育児休業の取得を認めたことにより、令和____年____月____日から令和____年____月____日まで、育児休業を取得したことを疎明します。

令和____年____月____日

住居所

氏 名

公共職業安定所長 殿

（注） 公共職業安定所から、配偶者の事業主に対して、育児休業の取得の事実について確認させていただく場合があります。

59644 （4）1歳から1歳2か月に達する日の前日までの支給単位期間の支給申請期間

イ プラス期間における育児休業について、子が1歳に達する日の前日を含む支給単位期間の前の支給単位期間について支給申請を行う時点までに、配偶者の同一の子に係る育児休業の取得の有無、配偶者の被保険者番号の記載による申出が行われた場合は、子が1歳に達する日を含む支給単位期間及びその前又は後の支給単位期間の2つの支給単位期間についての支給申請期間の指定を行う。

ロ イ以外の場合は、子が1歳に達する日の前日を末日とする支給単位期間を対象本体育児休業の最後の支給単位期間として支給申請期間の指定を行っているものであるが、プラス期間が要件（59631 参照。）に該当している場合は、上記イと同様の期間に支給申請を行えばよいこととし、指定した期間に当該指定に係る支給単位期間のみの支給申請を行わせることはしない。

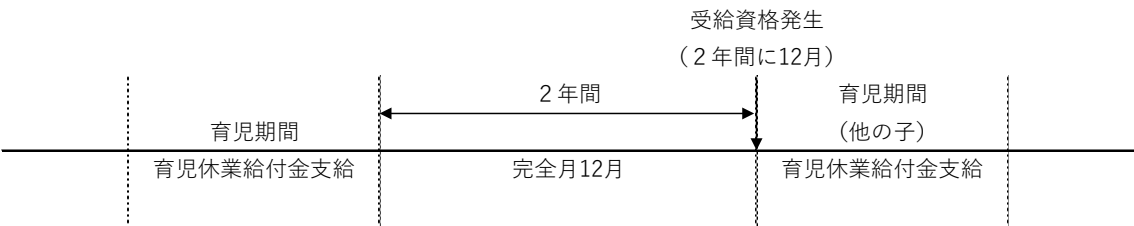
59671-59720 第6 2度目以降の育児休業給付金の支給等

59671-59680 1 他の子に係る育児休業給付金の支給

59671 (1) 他の子に係る育児休業給付金の受給資格確認

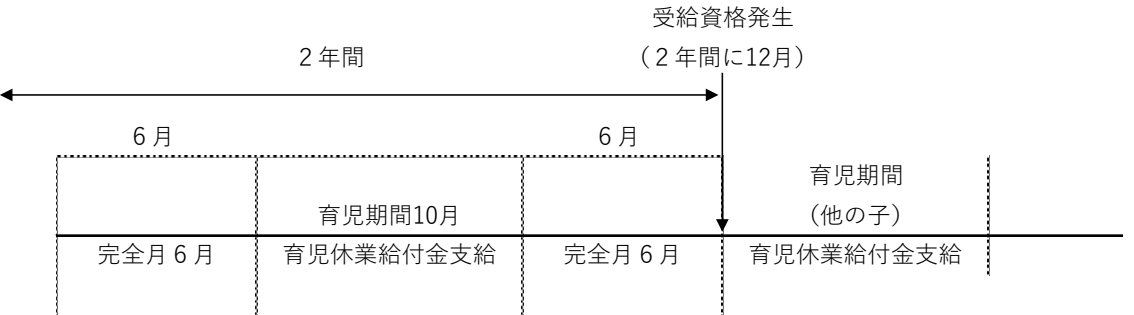
イ 育児休業給付金の支給を受けた者が、職場に復帰後、新たな事由（他の子の育児）により2度目以降の本体育児休業を取得する場合についても、当該育児休業給付金の受給中は被保険者資格が継続していることから、当該他の子に係る育児休業開始日において59501の受給資格を満たせば、育児休業給付の対象となるため、当該他の子について支給申請手続を行う。

(例示)

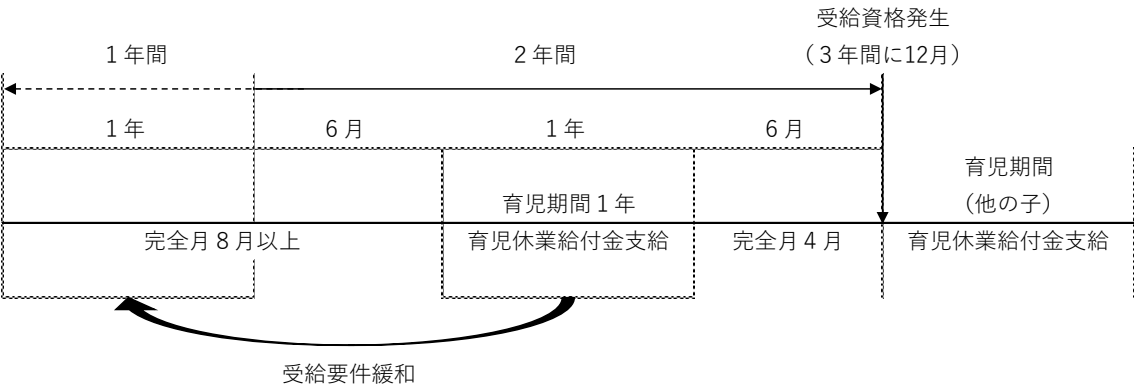


ロ この場合、前の子に係る本体育児休業後におけるみなし被保険者期間のみでは受給資格を満たさない場合であっても、59523ハの受給要件の緩和を行うことにより育児休業給付の受給資格を満たすこともあり得るので留意する。

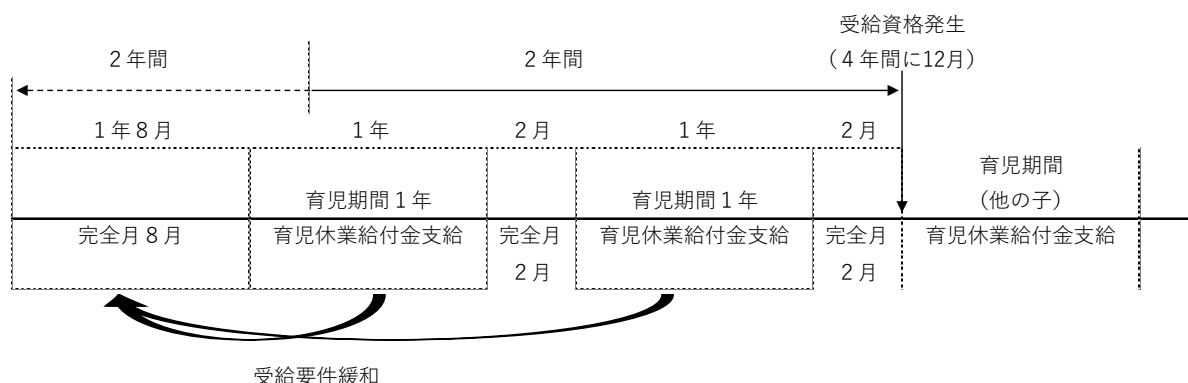
(例示1) 前回本体育児休業期間前に完全月がある場合



(例示2) 前回本体育児休業期間中に賃金の支払いがなく受給要件の緩和を行う場合



(例示3) 3回目の育児休業給付金を受給できる場合



59672 (2) 前の子に係る対象本体育児休業期間の確認

前の子の対象本体育児休業期間中に他の子に係る産前産後休業又は育児休業や対象家族に係る介護休業が開始された場合は、59503-2 ハにより、前の子に係る対象本体育児休業はこれらの休業が開始される日の前日までとなる。

したがって、他の子に係る産前産後休業又は育児休業開始直後の前の子に係る支給申請時に、当該支給申請書の備考欄にその旨記載し、提出するよう事業主及び被保険者に対して指導することとする。

59681-59690 2 同一の子について再度の育児休業給付金の支給

59681 (1) 対象本体育児休業であることの確認

イ 対象本体育児休業を行ったことのある労働者が当該対象本体育児休業終了後、同一の子について取得する2回目までの本体育児休業は対象本体育児休業となる。また、59503-2 ロに掲げる理由により、再度育児休業を取得した場合は取得回数に含めない。

ロ さらに、延長事由(59503-3 参照。)に該当するものであって、一定の場合(59601 ハ及び59606 ハ参照。)には、対象本体育児休業終了後に再度取得した育児休業に該当する場合であっても、対象本体育児休業となる。このため、被保険者の育児休業開始日と配偶者の育児休業終了日を確認した上で、再度同一の子にかかる対象本体育児休業を取得する場合には、支給申請期間の指定を行う。被保険者の配偶者であることの確認及び被保険者の配偶者の育児休業終了日の確認については、59643 イ及びロに掲げる書類を提出させる。なお、システムにより当該事実を確認出来る場合は、当該書類は省略してもよい。

ハ 再度同一の子に係る対象本体育児休業を取得する場合については、その取得の理由が59503-2 ロに掲げる理由に該当するものかの確認を行う。この確認は原則として受給資格確認票・(初回)支給申請書中の8欄及び29欄における事業主の証明、被保険者が事業主に提出した育児休業申出書の写し及び次の様式例により、事業主に対して確認を行うこととするが、さらに必要があると認める場合には当該事業主に対し当該理由の確認書類(59603 参照)の提出を求めることとする。

確認書

被保険者氏名 _____ 被保険者番号 _____ — _____ — _____

上記の者に係る同一の子についての育児休業の再度取得については、以下のとおりです。

※ 同一の子についての育児休業の再度取得の理由について、以下のいずれかを○で囲んでください。

- 1－1 当初の育児休業が終了した理由が他の子に係る産前産後休業及び育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合、養子となったこと等の事情により同居しなくなったため
- 1－2 当初の育児休業が終了した理由が介護休業を取得したためであって、当該介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の解消、離縁等により当該対象家族の介護を行わなくなったため
- 2－1 配偶者が死亡したため
- 2－2 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になったため
- 2－3 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなったため
- 3－1 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったため
- 3－2 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面その実施が行われないため
- 4－1 配偶者の延長交替（注1）として取得するため

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 公共職業安定所長 殿

事業所名（所在地）

事業主氏名 _____

（注1）「配偶者の延長交替」とは、① 当該子について、育児休業の申出をした被保険者又はその配偶者が、当該子の1歳又は1歳6か月に達する日において当該子を養育するための休業をしている場合、② 当該休業をすることとする1の期間の初日が当該子の1歳又は1歳6か月に達する日の翌日（その配偶者が当該子の1歳又は1歳6か月に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前の日）である場合のいずれも満たす育児休業をいいます。

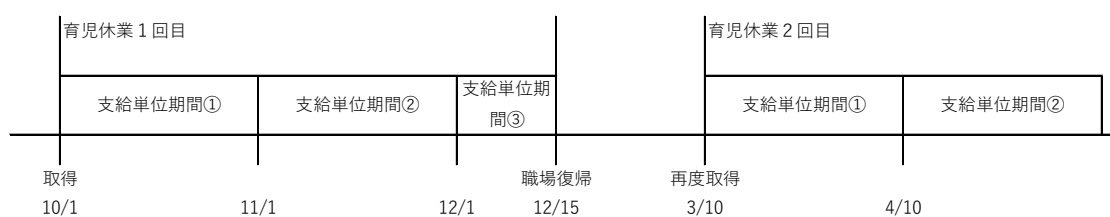
（注2）この他、必要な書類にて確認させていただく場合があります。

59682 (2) 支給申請手続

- イ 同一の子に係る再度の対象本体育児休業については、改めて受給資格の確認を行う必要はないが、受給資格確認票・（初回）支給申請書により申請することとなる。当該再度の対象本体育児休業に係る支給単位期間は、当該再度の休業開始日又は当該休業開始日の応当日から、それぞれその翌月の応当日の前日までの1か月間ごとに区切られる期間となる。応当日がない場合は、その月の月末を応当日とみなす。
- ロ この再度の対象本体育児休業を取得する旨の申出があった際には、新たな支給単位期間に係る支給申請期間を指定して通知することとする。

ハ 添付書類等

受給資格の再度の確認を行うことは要しないため、第2回目以降の支給申請手続と同じ。（詳細は59612を参照。）



59691-59700 3 被保険者資格を喪失後に取得する本体育児休業についての育児休業給付の支給

59691 (1) 1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請手続

イ 1日の空白もなく被保険者資格を取得し、引き続き本体育児休業を取得する場合は、喪失に係る事業所の育児休業と、取得に係る事業所の育児休業とを分割して取得したものとして取り扱うこと。システム入力に当たっては、喪失に係る事業所における育児休業給付金支給申請書の「職場復帰年月日」欄に取得に係る事業所における被保険者資格の取得日（喪失に係る事業所における離職日の翌日）を入力して喪失に係る事業所の育児休業を終了した後に、取得に係る事業所において育児休業を分割取得したものとして取り扱うこと。したがって、喪失に係る事業所において、既に育児休業を2回取得していた場合、取得に係る事業所において取得する本体育児休業は3回目の取得となり、対象本体育児休業とはならない（59503-2 ロに該当する場合を除く。）。59527 例示4も参照のこと。

なお、取得に係る事業所に係る支給申請については、2回目の本体育児休業となるため、59617 に準ずること。

ロ この場合には、新たな事業主に対して、当該取得届及び受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出にあわせて、新たな支給単位期間に係る支給申請期間の指定を行うこととなる。

59692 (2) 1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の申請手続

イ 1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合についても、59691と同様に、喪失に係る事業所の育児休業と、取得に係る事業所の育児休業とを分割して取得したものとして取り扱うこと。

ロ 育児休業給付金を受給中に被保険者資格を喪失した場合については、当該喪失に係る事業所管轄安定所に対して、当該喪失日の前日の属する支給単位期間の前の支給対象期間（当該喪失日が応当日となる場合は、喪失日の前日の属する支給対象期間）までについて支給申請することができる。

ハ この場合、当該支給対象期間に係る育児休業給付金の支給申請については、当該受給資格者であった者を雇用していた事業主は、支給申請期間中でなくとも、被保険者資格を喪失した日以後、当該先に指定されていた支給申請期間の末日までであれば、これを行うことができる。

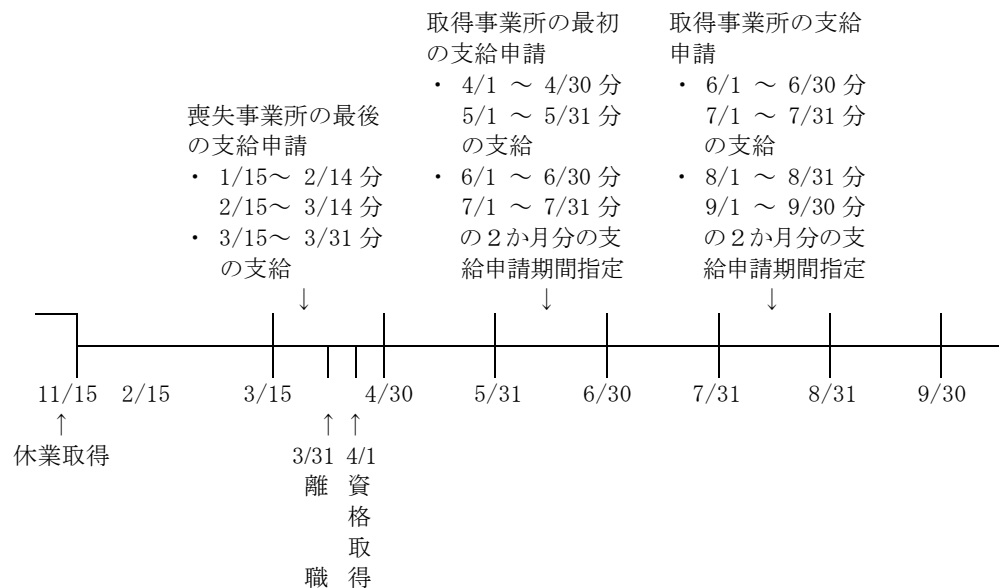
なお、被保険者資格を喪失した場合は、その後に基本手当等の受給が行われることが多いので、この支給申請については、なるべく当該受給資格者であった者の資格喪失届の提出と同時に行うよう、関係被保険者及び事業主を指導することとする。

ニ 被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があつても、基本手当の受給資格の決定を行わずに被保険者資格を取得し、本体育児休業を行う場合は、当該新たに取得することとなった被保険者資格に基づき、再度育児休業給付の受給資格の確認を行う必要がある。

この場合の手続は、新たな事業主の下で、当該事業所の管轄安定所に行うこととなるが、賃金日額の算定に当たっては、休業開始時賃金月額証明書に代えて当該喪失に係る離職票により行うこととなるので、その旨事業主及び被保険者を指導する。

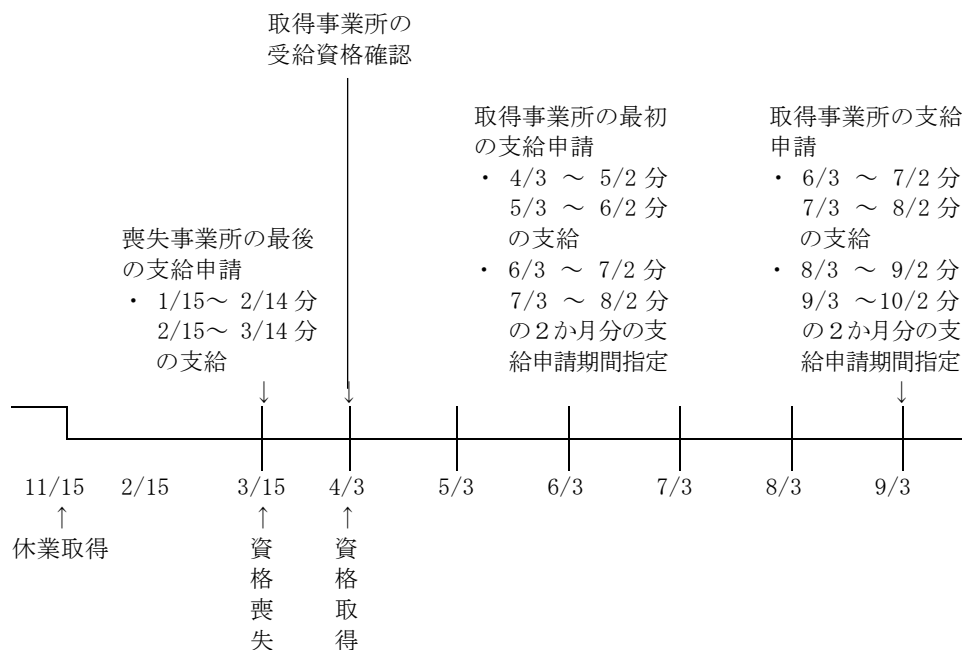
また、この新たな育児休業給付の受給資格に係る育児休業給付金の支給単位期間は、当該被保険者資格に基づく休業開始時点から新たに起算することとなる。以下（例示1）から（例示3）は、喪失前の事業所において喪失前に1回しか本体育児休業を取得していないものとする。

(例示 1) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に本体育児休業開始、3/31 に離職、4/1 に資格取得)



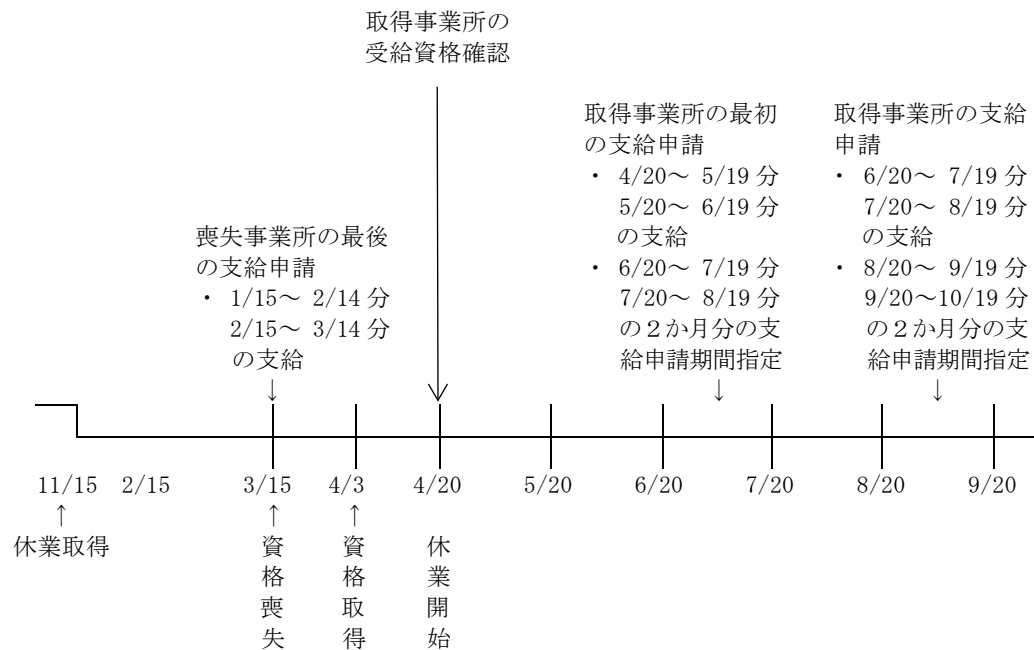
(注) 離職日までが支給単位期間となり、喪失に係る事業主が支給申請手続を行い、取得日からは新たな支給単位期間となり、その申請は取得に係る事業主が行うこととなる。

(例示 2) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に本体育児休業開始、3/14 に離職、4/3 に資格取得し、当該取得と同時に休業した場合)



(注) 離職日が支給対象期間の末日 (3/14) の場合については、当該支給対象期間すべてが喪失に係る事業主の被保険者であり、他の事業主の被保険者となるのは翌日以後となるので、当該離職日の属する支給対象期間 (2/15~3/14) までが、喪失に係る事業主の申請となる。

(例示 3) 育児休業給付金受給中に被保険者資格を喪失した場合の育児休業給付金の申請手続 (11/15 に育児休業開始、3/14 に離職、4/3 に資格取得し、当該資格取得後 4/20 に休業を開始した場合)



ホ 育児休業給付金の受給資格者であった者が被保険者資格を喪失し、基本手当又は高年齢求職者給付金の受給手続のために来所した場合は、通常の手続により基本手当又は高年齢求職者給付金の支給決定等の手続を行う。この場合、当該被保険者資格の喪失前の本体育児休業期間については、育児休業給付金を受給していたか否かにかかわらず、当該期間に賃金の支払いがなかった場合には、受給要件の緩和が可能であるので留意する。

また、基本手当又は高年齢求職者給付金の受給手続に来所した者について育児休業給付の申請が行われていないことがある場合は、離職時の事業所管轄安定所に対して速やかにその手続を行うよう指導すること。

59701-59710 4 出向後に取得する本体育児休業についての育児休業給付金の支給

59701 (1) 出向後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合

イ 育児休業給付金の受給資格者が出向した場合であって、当該被保険者資格の喪失後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合には、59691と同様に、出向元事業所における育児休業と、出向先事業所における育児休業とを分割して取得したものとして取り扱うこと。

なお、出向元事業所における育児休業給付金の支給申請は出向元事業所から、出向先事業所における育児休業給付金の支給申請は出向先事業所から行うことが原則であるが、出向元事業所、出向先事業所、被保険者本人のいずれかが出向前後に係る分の支給申請をまとめて行っても差し支えない。ただし、支給申請書の提出先は被保険者資格を有する事業所の管轄安定所になることに留意する。

また、出向先事業所に係る支給申請については、2回目の本体育児休業となるため、59617に準ずること。

ロ 出向が行われた場合においては、被保険者資格は主たる賃金の支払がある方となるが、出向元事業主と出向先事業主の双方で賃金支払いがある場合には、被保険者資格を有することとなった事業主の雇用関係に基づく賃金額のみならず、もう一方の雇用関係に基づく賃金の支払額についても、支給申請において申告することとする。

この場合、当該被保険者資格を有する雇用関係に基づく賃金額に、もう一方の雇用関係に基づき支払われた賃金額及び育児休業給付金の額を加えた総額が、賃金月額額の80%を超える場合は、当該超過分を減額して支給する。

休業終了日を含む支給単位期間については、休業開始時賃金日額に当該支給単位期間の支給日数を乗じて得た賃金月額額の80%と支払われた賃金額とを比較して判断する。

ハ 出向に係る雇用保険法上の取扱いについては、出向の形態が当該出向元事業主の雇用関係を終了する場合であって、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたものについては移籍出向、それ以外のものについては在籍出向として取り扱うこととしていること。また、在籍出向が行われた場合の被保険者資格は、主たる賃金の支払いがある事業主の雇用関係について生じるものであること。

59702 (2) 出向後1日以上空白があつて被保険者資格を取得する場合の申請手続

イ 当該出向に基づき被保険者資格の喪失後、1日以上空白があつてから出向先事業所に再雇用されて被保険者資格を取得することとなった場合については、59691と同様に、喪失に係る事業所の育児休業と、取得に係る事業所の育児休業とを分割して取得したものとして取り扱うこと。また、当該新たな被保険者資格を取得した時点で、再度受給資格の確認を行うこととする（59692ハ参照）。

ロ 当該出向により、被保険者資格の喪失後1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の当該被保険者資格喪失前までの育児休業給付金の支給は、59692イにより取り扱う。

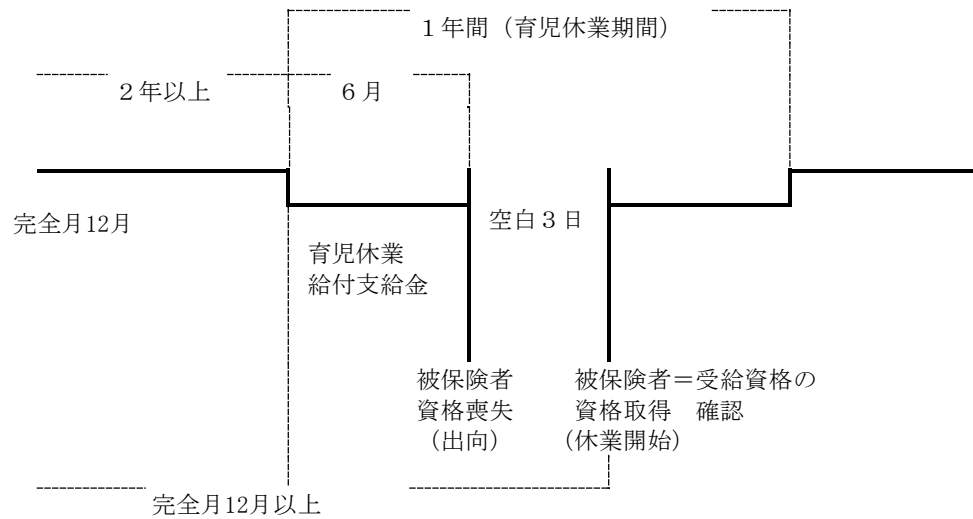
ハ 被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があつても、被保険者資格を取得し、本体育児休業を行う場合は、新たに取得することとなった被保険者資格に基づき、再度育児休業給付の受給資格の確認を行う必要がある。

この場合の手続は新たな事業主の下で、当該事業所の管轄安定所に行うこととなるが、賃金日額の算定に当たっては当該被保険者資格の喪失に基づく離職票又は期間等証明書（原則として当該被保険者資格喪失前2年間分）を新たな被保険者資格に係る事業主に提出し、当該事業主を通じて、事業所管轄安定所に対し行うこととなる。

また、この新たな育児休業給付の受給資格に係る支給対象期間は、当該新たな休業開始時点から起算

して1か月を一の支給対象期間として、以下同様にして、二の支給対象期間について、その支給申請月を指定する。

(例示) 出向により出向元事業所の被保険者資格を喪失した後、1日以上空白があってから、出向先事業所の被保険者資格を取得した場合



59721-59730 第7 未支給育児休業給付金等の支給

59721-59730 1 未支給の育児休業給付金等の支給

59721 (1) 未支給育児休業給付金等の支給対象者

- イ 未支給育児休業給付金及び未支給出生時育児休業給付金（以下「未支給育児休業給付金等」という。）の支給対象者は、死亡者の配偶者、子（養子を含む）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「遺族」という。）であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものである。
- ロ 未支給育児休業給付金等の支給対象者については、次の点に留意する。
- (イ) 死亡とは、官公署又は医師によって死亡の証明がなされ得るものであって、死亡が確認されていない行方不明は含まれない。ただし、民法第30条の規定により失踪宣告を受けた場合は死亡として取り扱う。
 - (ロ) 支給を受けるべき者の順位は、上記で述べた順序である。また、支給を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなされ、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなされる。したがって、1人の者から請求があれば、請求権の時効の中断の効果は他の親族にも及ぶこととなり、また、同順位者が2人以上あっても請求人の1人に全額を支給すればよいこととなる。
 - (ハ) 「生計を同じくしていた」とは、生計の全部又は一部を共同計算することによって日常生活を営むグループの構成員であったということである。したがって、生計を維持されたことを要せず、また、必ずしも同居していたことを要しない。生計を維持させていた場合には生計を同じくしていたものと推定して差し支えない。

59722 (2) 未支給育児休業給付金等の支給対象となる期間

- イ 未支給育児休業給付金等のうち、死亡者が、死亡したため、所定の来所日に公共職業安定所に出頭し支給申請ができなかった育児休業給付金及び出生時育児休業給付金についても、受給資格を判断した上で支給を行う。
- したがって、支給対象期間でない月又は期間、すなわち本来受給資格者が死亡していなくても育児休業給付金又は出生時育児休業給付金を受けることができない月又は期間（就労して一定額以上の賃金の支給を受けていた場合等）については支給されない。
- ロ 未支給育児休業給付金の支給は、死亡の日の属する支給単位期間について行うことができない。
- ただし、死亡の時刻等を勘案し、死亡の日を含めて支給要件を判断できる場合は、当該死亡の日を含めて支給対象期間であるか否かを判断して差し支えない。この場合、おおむね正午以後に死亡した者については、当該死亡した日を含めて判断することとなる。
- ハ 出生時育児休業期間中に死亡した場合の未支給出生時育児休業給付金の支給は、おおむね正午以後に死亡した者については、当該死亡した日も出生時育児休業を取得していたものとして判断することとなる。

59723 (3) 未支給育児休業給付金等の請求

イ 遺族が、未支給育児休業給付金等のうち、死亡者が死亡のため支給申請を行うことができなかった期間に係る育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該死亡者の事業所管轄安定所に出頭し、支給の請求を行わなければならない。

また、公共職業安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、未支給育児休業給付金等を受けようとする遺族（以下「未支給給付請求者」という。）の代理人が未支給育児休業給付金等の支給に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、支給の申請を行うことができる。この場合の「やむを得ない理由」とは、請求しようとする遺族が幼児である場合、又は長期の傷病、重度の障害等にある状態をいう。遺族が幼児である場合には、後見人を代理人とするものとし、後見人であることを証明する書類（家庭裁判所で発行する証明書）を提出させる。

ロ 民法第 30 条の規定により失踪宣告を受けた場合は、死亡として取り扱うこととなっているが、失踪宣告を受けた者に係る支給の請求については、次のとおり取り扱う。

(イ) 民法第 30 条第 1 項の規定に基づき失踪宣告を受けた受給資格者については、失踪期間（7 年間）の満了の時に死亡したものとみなされるため受給資格者自身、長期にわたって支給申請日に不出頭であり、死亡していなくても支給決定を受けることができないものと考えられるので、遺族から未支給育児休業給付金等の支給の請求があっても支給できない。

(ロ) 民法第 30 条第 2 項の規定に基づき、失踪宣告を受けた受給資格者については、当該者の生死が「危難が去った後一年間明らかでないとき」に死亡したとみなされるため、(イ)の者とは取扱いが異なり支給決定がなされ得るものである。

ハ 支給の請求は死亡者の死亡の当時において雇用されていた事業所管轄安定所に対して行う。なお、管轄安定所長は遺族の申出により遺族の住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは、未支給育児休業給付金等の支給に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる。

59724 (4) 未支給育児休業給付金等の支給手続

イ 未支給育児休業給付金等に係る未支給失業等給付請求書（様式第 10 号の 4）の提出については、以下のとおり取り扱う。

(イ) 未支給給付請求者は、死亡者に係る安定所の長に、未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

(ロ) 未支給失業等給付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

a 死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写し、住民票謄本等官公署又は医師の証明書である。

b 未支給給付請求者と死亡者との続柄を証明することができる書類

例えば、住民票の謄（抄）本、戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書又は住民票記載事項証明書等である。なお、未支給給付請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類を提出しなければならない。例えば、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等である。

c 未支給給付請求者が死亡者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

例えば、住民票の謄（抄）本又は民生委員の証明書等である。なお、別居していた者にあつては送金を受けていたことを証明する現金書留の封書等である。

(ハ) (ロ)の書類のほか、育児休業給付金支給申請書又は受給資格確認票・出生時支給申請書を提出させる。

また、未支給給付請求者が別居していたこと等により死亡者の日常生活を把握していない場合には、当該死亡者を雇用していた事業主が記名することによって、休業証明書に代えることとして差し支えない。ただし、既に当該死亡者が提出しているときはこの限りではない。また、提出させる届及び支給申請書の氏名欄には死亡者の氏名を記載させる。

ロ 未支給育児休業給付金等の請求の手続

(イ) 未支給給付請求者は、当該死亡者が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に管轄安定所に出頭して未支給失業等給付請求書を提出しなければならない。

(ロ) 死亡者が支給要件の確認を受けていない未支給育児休業給付金等の支給を受けようとする場合における当該死亡者について支給要件に該当しているか否かの確認は、未支給失業等給付請求書及び育児休業給付金支給申請書又は受給資格確認票・出生時支給申請書を提出した上、これを受けることが必要である。

(ハ) 上記の請求の期限の日が行政機関の休日に当たる場合は業務取扱要領50273イのまた書きに準ずる。

ハ 未支給失業等給付請求書の個人番号の取扱い

事業主を通じて死亡者の遺族から未支給失業等給付請求書が提出された場合、遺族の住所、氏名、連絡先電話番号、代理人である事業主の住所及び名称がある委任状により代理権の確認を行うとともに、事業主の身元（実在）確認は印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「印鑑登録証明書等」という。）並びに「社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」により行うものとする。この際、事業所が雇用保険の適用事業所となるための手続を行う際に、印鑑登録証明書等により、実在する事業所であることを確認済みであるため、印鑑登録証明書等の提出は省略し、申請書を持参した者の社員証等で確認することとして差し支えない。

未支給の失業等給付の支給を受けようとする者の個人番号は、50005(5)ロ(イ)、(ロ)に準じて行う。代理人（本人を雇用する事業主を除く）による申請が行われた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、上記の50005(5)ロ(イ)の確認に加えて、委任状により代理人の代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認する。

ニ 未支給育児休業給付金等の支給

(イ) 未支給育児休業給付金等は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する。

また、代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

(ロ) 未支給給付請求者が、その支給を受けないうちに死亡した場合は、その者の相続人はその支給を請求することができる。

なお、遺族が請求しないで死亡した場合は、その遺族の相続人は未支給育児休業給付金等の請求権者とはなれない。この場合、他の同順位者がいないときは、次順位者が請求できる。

(ハ) 上位の順位者がおり、その者が請求権を放棄しないにもかかわらず下位の順位者に未支給育児休業給付金等を支給した後において、上位の順位者から請求があった場合は、その者に未支給育児休業給付金等を支給しなければならない。この場合、下位の順位者に既に支給した未支給育児休業給付金等については返還を求めなければならない。

59725 (5) 未支給育児休業給付金等に係る未支給失業等給付請求書の事務処理
--

遺族から未支給育児休業給付金等に係る未支給失業等給付請求書の提出を受けた場合は、当該請求書に基づいて請求のあった育児休業給付金又は出生時育児休業給付金につき支給要件に該当するものであるか否か及び未支給給付請求者が正当な請求者であるか否かを認定し、支給又は不支給を決定する。

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏 名			支 給 番 号		
	死亡の当時の住所又は居所					
	死亡年月日	令和	年	月	日	
2. 請求者	氏 名（カナ）					
	氏 名					
	個人番号					
	生 年 月 日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別
	住 所 又 は 居 所					
3. 請求する失業等給付等の種類	死亡した者との関係					
	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高齢者求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・求職活動支援費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高齢者雇用継続基本給付金・高齢者再就職給付金・介護休業給付金・育児休業給付金・出生時育児休業給付金					
上記により未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を請求します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 地方運輸局長 請求者氏名						
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄						
	所 属 長		次 長		課 長	係 長

注意

- この請求書は、受給資格者、高齢者受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者又は育児休業給付の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長（ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高齢者雇用継続基本給付金、高齢者再就職給付金、介護休業給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金は公共職業安定所の長に限る。）に提出すること。
- 2の個人番号欄には請求者の個人番号を記載してください。
- 2の生年月日欄については、該当する年号を○で囲むこと。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付等を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高齢者受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4)から(19)までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高齢者求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受給証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
 - 求職活動支援費を請求するとき……求職活動支援費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書又は、教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受給証明書
 - 高齢者雇用継続基本給付金、高齢者再就職給付金を請求するとき……高齢者雇用継続基本給付支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書又は育児休業給付金支給申請書
 - 出生時育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- 請求者氏名を記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

59741-59750 第8 経過措置

59741-59750 1 令和4年10月1日施行に伴う経過措置

59741 (1) 令和4年10月1日施行に伴う経過措置

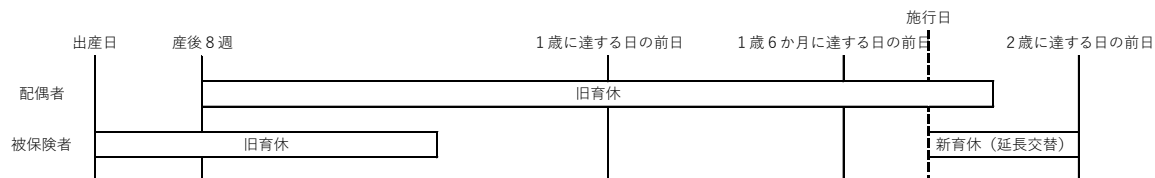
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）により、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から出生時育児休業給付金の創設、同一の子に係る本体育児休業を2回まで分割して取得することを可能とする等の改正が行われたところである。同法附則第7条において育児休業給付に関する経過措置が定められており、施行日前後における育児休業給付の当該経過措置について整理すると以下のとおりである。

イ 概要

- (イ) 改正後の育児休業給付に係る規定（以下「新法」という。）は、施行日以後に育児休業を開始する者について適用し、施行日前に改正前の雇用保険法（以下「旧法」という。）による育児休業を開始した者については、なお従前の例によることとされている。（改正法附則第7条第1項）
- (ロ) (イ)にかかわらず、旧法の規定により施行日前に取得した「パパ休暇」（育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から、当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日から、当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで。）の期間内に、被保険者（産後休業した者を除く。）がする育児休業のことをいう。以下同じ。）がある場合、当該「パパ休暇」は新法における本体育児休業の取得回数に含めないこととされている。（改正法附則第7条第2項）
- (ハ) 施行日の際に現に提出されている改正前の各種様式については、改正後の様式により提出されたものとして取り扱うこととする。（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第166号。以下「改正則」という。）附則第2条第1項）
- (ニ) 改正前の各種様式について、当分の間、これを取り繕って使用することができる。（改正則附則第2条第2項）
- (ホ) 改正前に通知した支給単位期間及び支給申請期間は有効に取り扱うものとする。（改正則附則第2条第3項）

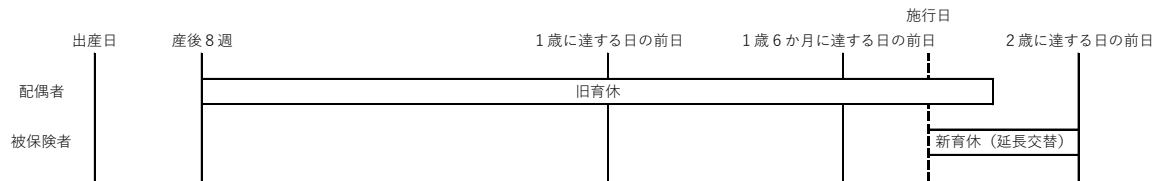
ロ 各種経過措置に係るケース整理

(例示1)



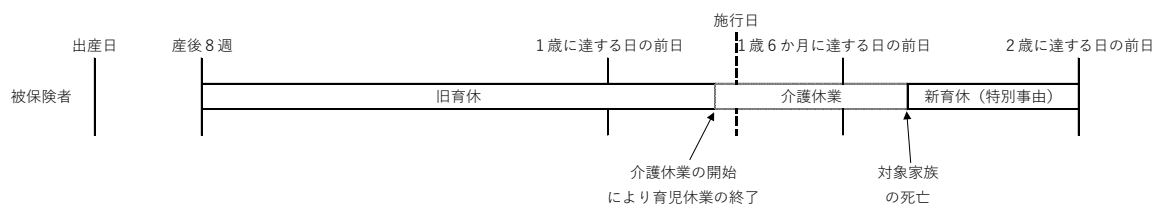
※ 旧法では被保険者の育児休業開始日が子の1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日である場合のみ延長交替が認められていたが、新法の施行日以後であれば、配偶者が当該子の1歳（又は1歳6か月）に達する日後の期間に当該子を養育するための休業をしている場合には、当該休業をすることとする1の期間の末日の翌日以前であれば延長交替が可能。

(例示 2)



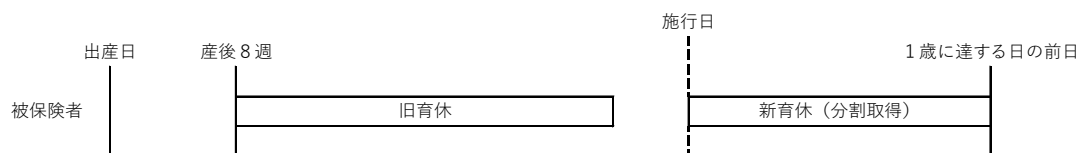
※ 例示 1 と同様。なお、1 歳に達する日までの間に 1 度も当該子を養育するための休業を取得したことがない場合であっても延長交替は可能。

(例示 3)



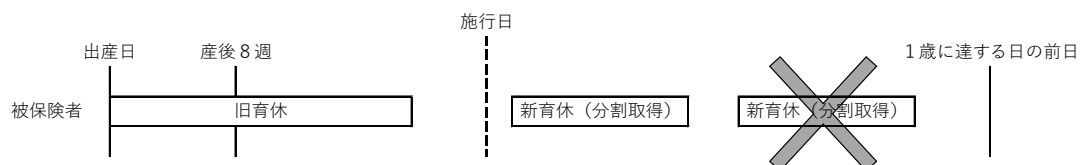
※ 施行日後において延長事由（介護休業により育児休業が終了した場合であって、当該介護休業が対象家族の死亡等により終了した場合）が生じたことから取得が可能。

(例示 4)



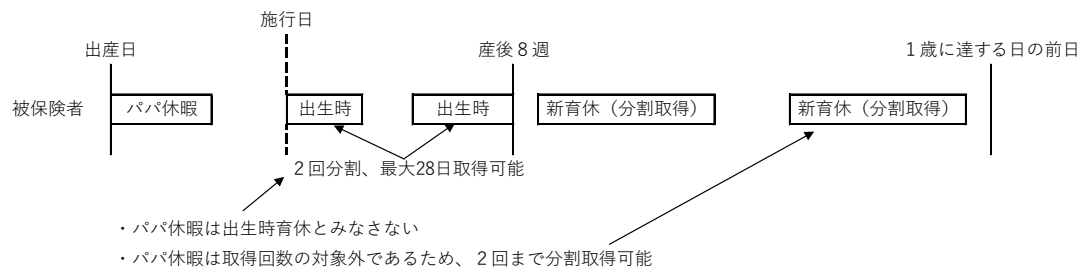
※ 施行日以後であれば特段の理由なく 2 回まで育児休業を取得可能。なお、旧法育休も同一の子についての育児休業の取得回数に含まれることに留意（例示 5 参照）。

(例示 5)



※ 産後 8 週を超えて旧法育休を取得（≠ パパ休暇）しているため、取得回数に含まれる。そのため、特別な事由（59503-2 ロ 参照）がなければ 3 回目の本体育休は取得不可。

(例示 6)



※ 施行日前に取得した旧法育休（パパ休暇）は本体育児休業の取得回数に含めないため、旧法育休取得後、施行日後に本体育児休業を2回取得することも可能。

なお、育介法上は当該パパ休暇を出生時育児休業とみなすこととしているが、雇用保険法上は出生時育児休業とはみなさず、施行日後産後8週までの間に出生時育児休業を2回取得することも許容され得る（施行日前から取得していたパパ休暇が施行日を超えて継続していた場合であっても、当該パパ休暇終了後産後8週までの間に出生時育児休業を2回取得することも許容され得る）。